LAST UPDATE【2016/1/20】

スリー・ディー・マトリックス｜7777｜

Research Report by Shared Research Inc.

当レポートは、掲載企業のご依頼により株式会社シェアードリサーチが作成したものです。投資家用の各企業の『取扱説明書』を提供することを目的としています。正確で客観性・中立性を重視した分析を行うべく、弊社ではあらゆる努力を尽くしています。中立的でない見解の場合は、その見解の出所を常に明示します。例えば、経営側により示された見解は常に企業の見解として、弊社による見解は弊社見解として提示されます。弊社の目的は情報を提供することであり、何かについて説得したり影響を与えたりする意図は持ち合わせておりません。ご意見等がございましたら、sr_inquiries@sharedresearch.jp までメールをお寄せください。ブルームバーグ端末経由でも受け付けております。

LAST UPDATE【2016/1/20】

目次

要約 ---- **3**
主要経営指標の推移 ---- **4**
直近更新内容 ---- **5**
概略 ---- 5
業績動向 ---- **7**
四半期実績推移 ---- 7
今期会社予想 ---- 11
中期展望 ---- 14
事業内容 ---- **17**
ビジネスの概要 ---- 17
主要事業 ---- 19
主要パイプライン ---- 21
主なビジネス・パートナー ---- 34
研究開発体制 ---- 35
グループ会社 ---- 38
ビジネスモデル ---- 39
SW（Strengths, Weaknesses）分析 ---- 41
市場とバリューチェーン ---- 42
経営戦略 ---- 45
過去の財務諸表 ---- **46**
前期以前の業績概況（参考） ---- 46
損益計算書 ---- 53
貸借対照表 ---- 55
キャッシュフロー計算書 ---- 57
その他情報 ---- **58**
沿革 ---- 58
ニュース＆トピックス ---- 60
大株主 ---- 79
株主還元 ---- 79
トップ経営者 ---- 79
従業員 ---- 80
ところで ---- 80
企業概要 ---- 84

要約

自己組織化ペプチド技術による医療機器の開発・製造・販売を行うメディカルテクノロジー企業

同社は、米国Massachusetts Institute of Technology（マサチューセッツ工科大学、以下「MIT」）で発明された自己組織化ペプチド技術による医療機器の開発・製造・販売を行うメディカルテクノロジー企業である。
同社の概要、ビジネスモデルの特徴としては、以下の4点が挙げられる。

- 基盤となる自己組織化ペプチドの基本特許はMITが有している。同社は、MITより全世界での専用実施権の許諾を受けており、自己組織化ペプチドを用いた製品の開発、製造、販売を独占的に行うことができる
- 自己組織化ペプチドは、原材料に生物由来品を含まず、安全性（化学合成により生産されることから生物由来品から生じるウィルス等の感染や未知の成分の混入の可能性がない）、均質性（ほぼ均一の品質で大量生産が可能）など様々な特長を持つ
- 上記特長を活かして外科領域（吸収性局所止血材、粘膜隆起材など）や再生医療領域（歯槽骨再建材）への利用が見込まれており、その潜在的市場規模は大きいものと推測される
- 医療製品関連のベンチャー企業特有のリスクを抑制したビジネスモデル。具体的には、同社が開発している医薬製品は、「医薬品」ではなく、「医療機器」に分類される。従って、医薬品に比べて申請から承認までの期間が短く、費用も少額となる（「事業内容」の項参照）

業績動向

- 2015年4月期の業績は、事業収益100百万円（前期は107百万円）、営業損失1,903百万円（前期は営業損失1,518百万円）、経常損失1,795百万円（前期は経常損失1,524百万円）、当期純損失1,995百万円（前期は当期純損失1,525百万円）となった。
- 2016年4月期会社予想は、事業収益783～2,877百万円（前期は事業収益100百万円）、営業損益‐1,996～24百万円（前期は営業損失-1,903百万円）、経常損益‐2,004～16百万円（前期は経常損失-1,795百万円）、当期純損益‐2,005～11百万円（前期は当期純損失-1,995百万円）を予想している。（後述の「業績動向」の項参照）
- 中期経営計画では2018年4月期に、事業収益9,851百万円、営業利益3,010百万円、経常利益3,010百万円、当期純利益2,337百万円を目標としている。

同社の強みと弱み

SR社では、同社の強みを、自己組織化ペプチド技術の優位性、独自のビジネスモデル、市場のポテンシャル、の3点だと考えている。一方、弱みは、パートナー選びが問われる事業形態、MITの基本特許権への依存、人材確保の難しさ、の3点だと考えている。（「SW（Strengths, Weaknesses）分析」の項参照）

主要経営指標の推移

損益計算書（百万円）	10年4月期 連結	11年4月期 連結	12年4月期 連結	13年4月期 連結	14年4月期 連結	15年4月期 連結	16年4月期 会社予想
事業収益	**402**	**158**	**1,107**	**32**	**107**	**100**	**783～2,877**
前年比	-	-60.6%	599.5%	-97.1%	234.7%	-6.9%	-
事業費用	467	641	753	1,031	1,626	2,003	
前年比	-	37.2%	17.5%	36.9%	57.6%	23.2%	
営業利益	**-65**	**-482**	**354**	**-999**	**-1,518**	**-1,903**	**-1,996～24**
前年比	-	-	-	-	-	-	-
営業利益率	-	-	32.0%	-	-	-	-
経常利益	**-60**	**-510**	**310**	**-978**	**-1,524**	**-1,795**	**-2,004～16**
前年比	-	-	-	-	-	-	-
経常利益率	-	-	28.0%	-	-	-	-
当期純利益	**-61**	**-534**	**309**	**-978**	**-1,525**	**-1,995**	**-2,005～11**
前年比	-	-	-	-	-	-	-
純利益率	-	-	27.9%	-	-	-	-
一株当りデータ（円、株式分割調整後）							
期末発行済株式数（千株）	13,568	15,168	18,355	18,936	19,876	21,438	
EPS	-4.5	-35.2	18.4	-52.6	-77.8	-94.9	-93～0.56
EPS （潜在株式調整後）	-	-	17.3	-	-	-	
DPS	-	-	-	-	-	-	
BPS	86.0	75.1	156.3	53.7	146.2	281.8	
貸借対照表　（百万円）							
現金・預金・有価証券	544	589	1,758	2,033	2,641	5,137	
流動資産合計	**594**	**666**	**2,501**	**2,484**	**3,593**	**6,204**	
有形固定資産	7	6	88	107	103	94	
投資その他の資産計	19	22	30	47	86	118	
無形固定資産	578	505	437	383	339	393	
資産合計	**1,198**	**1,199**	**3,055**	**3,020**	**4,121**	**6,809**	
未払金	12	16	22	48	92	139	
短期有利子負債	-	-	-	-	-	-	
流動負債合計	**31**	**49**	**112**	**913**	**958**	**409**	
長期有利子負債	-	-	-	-	-	-	
固定負債合計	**-**	**0**	**55**	**42**	**29**	**18**	
負債合計	**31**	**49**	**167**	**955**	**988**	**428**	
純資産合計	**1,167**	**1,150**	**2,888**	**2,066**	**3,133**	**6,382**	
有利子負債（短期及び長期）	-	-	-	-	-	-	
キャッシュフロー計算書　（百万円）							
営業活動によるキャッシュフロー	-28	-434	-131	-647	-1,680	-1,905	
投資活動によるキャッシュフロー	-13	-18	-100	-56	-83	-126	
財務活動によるキャッシュフロー	573	498	1,400	983	2,360	4,511	
財務指標							
総資産利益率（ROA）	-6.3%	-44.6%	14.5%	-32.2%	-42.7%	-36.5%	
自己資本利益率（ROE）	-6.6%	-46.3%	15.4%	-39.9%	-61.8%	-44.0%	
自己資本比率	97.4%	95.0%	93.9%	67.3%	70.5%	90.4%	

出所：会社データよりSR社作成
*表の数値が会社資料とは異なる場合があるが、四捨五入により生じた相違であることに留意。

直近更新内容

概略

2016年1月20日、株式会社スリー・ディー・マトリックスへの取材を踏まえ、本レポートを更新した。

2016年1月5日、同社は、独占実施権の許諾を受けている「3次元細胞培養」に関するMITによるカナダでの特許取得に関して発表した。
（リリース文へのリンクはこちら）

同社は、米国マサチューセッツ工科大学（以下、MIT）より自己組織化ペプチド技術に関する特許群の独占実施権の許諾を受けており、同社が開発・製品化を進めている骨・軟骨再生や皮膚再生分野に関連する特許について、許諾元であるMITの特許出願が、カナダにて特許査定を受け成立した。

当該特許は、各種細胞および化学誘引物質等を包み込んだ（カプセル化）自己組織化ペプチドから形成される3次元の足場環境とその形成方法に関する特許で、適用される細胞として軟骨細胞、 線維芽細胞、ニューロン細胞、表皮細胞、内皮細胞、膵臓細胞、肝臓細胞、骨髄細胞、ES 細胞ほか、多岐に亘るものとなる。また、組織再生への応用として軟骨の欠損、表皮の内層欠損、内皮の内層欠損、関節炎、結合組織（靭帯および腱等）の欠損、神経組織の欠損等への処置または予防への適用について示されている。

同社は、米国にて販売承認取得済みの創傷治癒材（TDM-511）、米国にて臨床試験中の歯槽骨再建材（TDM-711）に関して、201７年4月期以降での販売提携やライセンスアウトに向けて取り組んでいるが、この度のMITによる3次元の足場環境とその組織再生への応用に関する特許取得は、日米欧３極に続く特許成立であり、適用される細胞も広くカバーされていることからもライセンスが補強される。また、同社の自己組織化ペプチドに関する特許群もより強固なものとなり、今後の北米を中心とした提携・ライセンスアウト等に寄与していくものであるとしている。 また、臨床応用に向けて東京大学COI拠点プロジェクト（高戸 毅、東京大学大学院医学系研究科教授等との共同研究）で進めている骨・軟骨組織再生材といった将来のパイプライン候補の開発エリア等で幅広く権利保護することが期待される。

なお、同社は、現段階においては本件による2016年4月期通期業績への影響はないが、2017年4月期以降の共同研究や知的財産の価値向上に寄与していくとしている。

2015年12月28日、同社は、同社グループ子会社とTransmedic Pte Ltdとの吸収性局所止血材「PuraStat®」のシンガポール、マレーシア、ブルネイにおける独占販売契約締結に関して発表した。
（リリース文のリンクはこちら）

同社グループのシンガポール連結子会社3-D Matrix Asia Pte. Ltd.は、Transmedic Pte Ltd（以下Transmedic社）との間で、吸収性局所止血材「PuraStat®」のシンガポール、マレーシア、ブルネイへの展開に向けた独占販売権許諾契約を締結した。

当該契約により上記3か国でのTransmedic社のネットワークを通じた医療機関への販売拡大が可能となり、同社グ

ループの販売網は、既に販売パートナーと独占販売契約を締結しているインドネシア、タイ、フィリピン、ベトナムとあわせ、東南アジアにおける主要市場をすべてカバーすることになった。また、シンガポール、マレーシア、ブルネイにおいては、当局における製品販売に必要な手続きを既に完了しており、早期の販売開始、収益への貢献を予定しているという。

なお、同件は通期の事業収益計画に織り込んでおり、通期業績への影響は軽微と見込んでいるが、影響が生じる場合には速やかに開示する方針である。

2015年12月15日、同社は、2016年4月期第2四半期決算を発表した。
（決算短信へのリンクはこちら、詳細は2016年4月期第2四半期決算の項目を参照）

2015年11月4日、同社は、吸収性局所止血材「PuraStat®」のブラジル連邦共和国における医療機器製品登録の承認取得について、発表した。
（リリース文のリンクはこちら）

ヨーロッパ連結子会社3-D Matrix Europe SAS.はブラジル当局ANVISAにおいて、吸収性局所止血材「PuraStat®」の医療機器製品登録が承認された旨の連絡を受けたという。

本件は、2015年8月11日に行ったブラジル国内における臨床試験を必要としないCEマーキングを活用した申請についての医療機器製品登録承認であり、ブラジル国内での製品販売が可能となった。同国では今期中に吸収性局所止血材「PuraStat®」の製品販売を開始していく計画であり、現地販売パートナーを通じて販売すべく、販売パートナーの選定を進める。なお、本件による通期の業績に与える影響は軽微であるとしている。

3ヵ月以上経過した会社発表はニュース＆トピックスへ

業績動向

四半期実績推移

四半期累計	15年4月期				16年4月期				16年4月期	
（百万円）	1Q	1-2Q	1-3Q	1-4Q	1Q	1-2Q	1-3Q	1-4Q	（達成率）	通期会予
事業収益	0	0	0	100	47	53			-	783～2,877
前年比	-	-	-	-6.9%	-	-				685.7%
研究開発費	141	422	603	816	167	341				
前年比	-3.7%	49.2%	40.9%	36.3%	18.1%	-19.1%				
販管費	297	583	911	1,185	354	631				
前年比	33.6%	31.5%	35.0%	15.8%	19.0%	8.2%				
営業利益	-438	-1,005	-1,514	-1,903	-519	-980			-	-1,996～24
前年比	-	-	-	-	-	-				-
営業利益率	-	-	-	-	-	-				-
経常利益	-471	-985	-1,423	-1,795	-477	-978			-	-2,004～16
前年比	-	-	-	-	-	-				-
経常利益率	-	-	-	-	-	-				-
四半期純利益	-635	-1,148	-1,588	-1,995	-453	-931			-	-2,005～11
前年比	-	-	-	-	-	-				-
四半期利益率	-	-	-	-	-	-				-

四半期	15年4月期				16年4月期			
（百万円）	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q
事業収益	0	0	0	100	47	6		
前年比	-	-	-	91.2%	-	-		
研究開発費	141	281	322	494	167	175		
前年比	-3.7%	106.1%	-	60.9%	18.1%	-37.8%		
販管費	297	286	625	560	354	277		
前年比	33.6%	29.3%	-	-1.7%	19.0%	-3.0%		
営業利益	-438	-567	-947	-956	-519	-461		
前年比	-	-	-	-	-	-		
営業利益率	-	-	-	-	-	-		
経常利益	-471	-514	-909	-886	-477	-501		
前年比	-	-	-	-	-	-		
経常利益率	-	-	-	-	-	-		
四半期純利益	-635	-514	-1,074	-921	-453	-478		
前年比	-	-	-	-	-	-		
四半期利益率	-	-	-	-	-	-		

出所：会社データよりSR社作成
*表の数値が会社資料とは異なる場合があるが、四捨五入により生じた相違であることに留意。
**会社予想は直近の数値

2016年4月期第2四半期実績

2016年4月期第2四半期の業績は、事業収益53百万円（前年同期は0百万円）、営業損失980百万円（前年同期は営業損失1,005百万円）、経常損失978百万円（前年同期は経常損失985百万円）、当期純損失931百万円（前年同期は当期純損失1,148百万円）となった。

事業収益面に関しては欧州・アジアでの吸収性局所止血剤TDM-621の製品販売とアジアでの販売提携に関する契約一時金を受領した。欧州・南米での製品販売売上は計画比で遅れが生じているが、一方で欧州では臨床使用やサンプル提供等のプレマーケティングを経て各医療機関より製品オーダーが入ってきている状況もあり、現状の動向や下期計画を勘案し通期計画に影響を及ぼさない範囲で進捗している。また、費用面に関しては研究開発費を含め通期計画の範囲内で推移した。

なお、ストック・オプション制度の権利保有者が失権（退職）することに伴い、48百万円の新株予約権戻入益を特別利益として計上した。

同社によれば、主要パイプラインの状況は以下の通りであった。

吸収性局所止血材

日本における吸収性局所止血材の状況

日本国内については、2015年3月にの製造販売承認申請の取下げ後、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）との間で、有効性評価の科学的妥当性を検証するために再度の臨床試験に向けた協議を実施している。今上期中の臨床試験開始に向けて取り組んでいたが、臨床試験の規模や評価方法等、実施計画の詳細検討に時間を要しており、PMDAとの協議が継続しているため、今期中に治験計画届の提出を実施、2017年4月期第1四半期を目途とした臨床試験開始に向け継続的に取り組むこととした。

今後の全体計画に関しては、第3四半期以降の協議の進展状況を踏まえ、検討内容等と計画への影響について精査する必要があり、第3四半期から第4四半期にかけて当該影響を精査し、今後の計画に反映する予定である。

欧州における吸収性局所止血材の状況

欧州では、販売代理店を通じた直接販売と販売提携候補先（ディストリビューター）との契約を並行して進めている。販売代理店は国ごとに契約し相対的に小規模な販売網を持つ取次ぎ事業者にあたり、ディストリビューターは欧州全域に販売網を持ち、販売プロモーションも手掛ける大手企業を指すという。同社によれば、欧州において吸収性局所止血材（TDM-621）を使用するような外科手術を手掛ける病院数は限定的であることから、販売代理店経由での直接販売を推進することによって、販売数量の増加が見込まれるという。これに加えて、EU全域をターゲットに販売提携候補先（対象全域に販売網・プロモーション機能を有する）との販売契約によって、販売数量の成長を加速させる方針である。

欧州においては、2014年1月にCEマーキングの指令適合を受けた後、プレマーケティングとしてドイツ・フランス・英国等の主要国において、著名医師や有力医療機関での臨床使用の実績を重ね、2015年12月現在までに英国、ドイツで販売を開始しており、第2四半期でフランス、スイス、スペイン等でも代理店を通じた製品販売を開始した。

欧州での販売パートナーへの販売権許諾については、第2四半期も引続きパートナー候補先3社と交渉を継続した。販売権許諾に関して、今期第3四半期末での契約締結に向け取り組んでいる。

アジアにおける吸収性局所止血材の状況

アジア（シンガポール・インドネシア・韓国等）においても、CEマーキング採用地域であることから、各国で医療機器としての製品登録申請や製品販売に向けた活動に取り組んでいる。前期にシンガポール、インドネシアで製品登録承認を取得し、韓国は製品登録申請を実施しており、今期中の登録承認を予定している。

第1四半期には、韓国のDaewoong Pharmaceutical Co.,Ltd.（以下、デウン社）との間で、ASEAN地域（タイ、ベトナム、フィリピン）への展開に向けた独占販売権許諾契約を締結し、契約の対価としてデウン社より契約一時金を受領した。第2四半期においても シンガポール、マレーシアへの展開に向けた販売パートナー交渉を実施しており、今期にインドネシア・香港等で製品販売を開始し、2017年4月期にかけてASEAN地域でも販売を開始する予定である。また、オセアニアでの取り組みとして、第2四半期にMaquet Australia Pty Ltd（以下、Maquet社）との間で、オーストラリア国内の販売提携を締結した。同国ではMaquet社を通じて製品登録申請を実施済みで今期中での登録承認、2017年4月期初での製品販売開始を予定している。

南米における吸収性局所止血材の状況

南米（ブラジル・コロンビア・メキシコ等）については、CEマーキング採用地域であることから、コロンビアでは第1四半期に製品登録承認を取得した。2015年11月にブラジルで製品登録を取得、今下期中にはメキシコでも製品登録される見込みであり、概ね計画通り進捗している。製品販売に関しては上期中に製品登録の審査対応に注力したことから製品販売に遅れが生じているが、ブラジル、メキシコでは販売パートナー候補と交渉を開始しており、特にメキシコでは製品登録承認の取得に合わせて販売契約を締結見込みで、今下期での販売開始を予定している。

米国における吸収性局所止血材の状況

米国においては、米国国内での臨床試験の開始に向け、米国食品医薬品局（FDA）とプロトコルに関する協議を進めている。今期中の開始を予定している。

粘膜隆起材

2014年12月より日本において臨床試験を開始したが、有効性をより明確にできる試験方法や製剤の検討を実施するために、2015年2月に臨床試験を自主的に一時中断することとした。今期第3四半期末までを目途に治験を再開することで、2015年12月時点では製品上市までの開発計画に変更を及ぼさない予定である。2015年12月現在、欧州における承認取得に対しての準備も進めている。

歯槽骨再建材

米国国内での臨床試験を実施しており15症例の施術・経過観察が完了し骨形成に良好な結果やデータを得たことから、FDA承認を得て第1四半期より次のフェーズでの臨床試験を開始した。骨形成を確認するため経過観察に時間を要するが、引き続き製品化に向けた開発を進める。2015年12月現在、欧州における承認取得に対しての準備も進めている。

創傷治癒材

米国において、2014年10月にFDAに市販前届510（k）の申請を行い、2015年2月に510（k）の承認を受け、販売の許認可を得た。他薬剤とのコンビネーション（抗生物質・抗がん剤・ヒアルロン酸等との混合投与）により治療効果の増大が期待できることから、第2四半期においても引き続き、熱傷治療、皮膚がん治療を中心に美容整形分野において付加価値の高い製品化を進めている。また、2016年4月期第2四半期決算説明会において、同社は創傷治癒材単独での販売に向けて、米国子会社3-D Matrix, Inc.が調整中であるとコメントした。さらに、2015年12月現在、欧州における承認取得に対しての準備も進めている。

その他領域

その他領域では、同社と国立がん研究センターの「RPN2標的核酸医薬によるトリプルネガティブ乳がん治療」共同プロジェクトに関して、同社は自己組織化ペプチドA6KをsiRNA核酸医薬のDDS（ドラッグ・デリバリー・システム）として提供している。第1四半期において国立がん研究センター、同研究所と共同開発した新規siRNA核酸製剤「TDM-812（RPN2siRNA/A6K複合体）」を用いた国立がんセンターによる医師主導治験が開始された。当該治験は治療抵抗性の乳がんで体表から触知できる局所腫瘤（かたまり）を有する患者を対象とした、世界で初めて人へ投与するファースト・イン・ヒューマンの治験である。

また、同社は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と、2010年度より「次世代機能代替技

術の研究開発／次世代再生医療技術の研究開発／少量の細胞により生体内で自己組織の再生を促す自律成熟型再生デバイスの開発」に係る共同研究を行っており、同社は自己組織化ペプチドを軟骨再生の足場材として技術提供している。

過去の四半期実績と通期実績は、過去の財務諸表へ

今期会社予想

16年4月期会社予想	15年4月期			16年4月期
（百万円）	上期実績	下期実績	通期実績	通期予想
事業収益	**-**	**100**	**100**	**783～2,877**
売上原価	-	-	2	
売上原価率	-	-	1.5%	
研究開発費	422	394	816	1,024
販売費及び一般管理費	583	602	1,185	
営業利益	**-1,005**	**-898**	**-1,903**	**-1,996～24**
前年比	-	-	-	-
営業利益率	-	-	-	-
経常利益	**-985**	**-811**	**-1,795**	**-2,004～16**
前年比	-	-	-	-
経常利益率	-	-	-	-
当期純利益	**-1,148**	**-846**	**-1,995**	**-2,005～11**
前年比	-	-	-	-

出所：会社データよりSR社作成
*表の数値が会社資料とは異なる場合があるが、四捨五入により生じた相違であることに留意。

16年4月期会予　事業収益内訳	15年4月期	16年4月期
（百万円）	通期実績	通期予想
吸収性局所止血剤	54	758～2,850
製品販売	3	582～675
契約一時金・マイルストーン	51	176～2,175
その他	45	25
製品販売	0	7
契約一時金・マイルストーン	45	18

出所：会社データよりSR社作成
*表の数値が会社資料とは異なる場合があるが、四捨五入により生じた相違であることに留意。

事業収益783～2,877百万円（前期は事業収益100百万円）、営業損益‐1,996～24百万円（前期は営業損失-1,903百万円）、経常損益‐2,004～16百万円（前期は経常損失-1,795百万円）、当期純損益‐2,005～11百万円（前期は当期純損失-1,995百万円）を予想している。

事業収益

主に吸収性局所止血剤の製品販売と契約一時金及びマイルストーンペイメントを計画している。内訳として、吸収性局所止血剤の製品販売で582～675百万円、契約一時金及びマイルストーンペイメントで176～2,175百万円、その他の売上で25百万円を見込んでいる。また、吸収性局所止血剤の製品販売は欧州で316～409百万円、アジア・南米で266百万円を計画している。

なお、吸収性局所止血剤の契約一時金の算定に関しては、他社事例との比較や同社の過去実績の比較等の複数の算定方式を検討し、日本・アジアでの過去実績をベースに、対象地域の市場規模・製品バリュー・想定シェア・リスク等を勘案しているという。

パイプラインの前提

同社は、2016年4月期についても引き続き自己組織化ペプチド技術を用いた外科領域及び再生医療領域での開発を進め、早期に製品販売等による事業収益化を目指す。

吸収性局所止血材に関して、国内では、再度の臨床試験の開始に向けてPMDAと臨床試験に関するプロトコルについて協議を進めており、2017年4月期第1四半期を目途に新たに臨床試験を実施する予定である。前回の臨床試験との違いとして、CRO（Contract Research Organization：医薬品開発受託機関）を活用することにより、試験の効率化を図り、また、客観的な有効性評価のために比較試験が行われるとSR社は考える（SR社の認識では一般的に医薬品または医療機器の客観的な有効性を検証するためには比較試験が行われることが多い）。

欧州では、事業収益化に向けてドイツ・フランス・英国等の有力医療機関をターゲットに卸売業者・代理店（各国別での販売に特化する）を通じた製品販売を開始することとしている。また、EU全域をターゲットに販売提携候補先（対象全域に販売網・プロモーション機能を有する）との販売提携について2016年4月期第3四半期末を目途に実施して、販売提携先を通じた製品販売を開始する計画としている。欧州における今期の施策としては、臨床データを蓄積し、新たに設立したオランダ子会社から販売を行う。製品説明トレーニングの実施や、有力施設100施設をターゲットとして、販売拡大を図るとしている。

アジア地域では、今期に、香港、インドネシアは販売を開始する。今期第1四半期には、韓国デウン社との間で、ASEAN地域（タイ、ベトナム、フィリピン）への展開に向けた独占販売権許諾契約を締結、今期第3四半期には、Transmedic社との間で、シンガポール、マレーシア、ブルネイへの展開に向けた独占販売権許諾契約を締結した。また、オセアニア地域においても、2016年4月期第2四半期にMaquet社との間で、オーストラリア国内の販売提携を締結した。

米国では、臨床試験の実施に向けたプロトコル準備段階で今期中での臨床試験の開始を予定している。また南米ではコロンビア・チリ等で製品販売を開始していく予定である。

その他パイプラインについては、歯槽骨再建材の米国での臨床試験を継続している。当該臨床試験のデータの一部を使用して、欧州においてCマーキング取得に向けて準備をしている。粘膜隆起材は治験を中断しているが、製品優位性を確保して2016年4月期第3四半期末までを目途に治験の再開を目指す。欧州での承認取得も検討中である。創傷治癒材は米国で承認を得ているが、欧州においても承認取得を目指す。

その他では国立がん研究センターとの共同プロジェクトにおいて、同センターによる医師主導治験が開始されていることから、DDS（ドラッグ・デリバリー・システム）分野での開発も進める。

吸収性局所止血剤に関する計画

業績予想策定の前提条件として事業収益は、吸収性局所止血材の製品販売（582～675百万円）と契約一時金及びマイルストーンペイメント（176～2,175百万円）を計画している。

吸収性局所止血材の製品販売地域としてはCEマーキング採用地域の欧州・アジア・南米で計画し、欧州ではドイツ、フランス、英国等の有力医療機関、アジアでは主にインドネシアやマレーシアの東南アジア各国、南米ではコロンビアやチリ等での販売を見込んでいる。

前期比で大幅に製品販売を増加する計画となっているが、主に製品販売計画582～675百万円の内、約266百万円をアジア・南米、約316～409百万円を欧州で計画している。欧州での販売業者、及び代理店を通じた販売に加えて販売提携先を通じた販売を計画していることが主な要因である。

欧州についてはドイツ・英国の卸売業者・代理店へのヒアリングを参考に市場規模・市場予測等の同社マーケティング予測に基づいて算定した売上予測値を積み上げて策定しており、アジア・南米についてはインドネシアでは提携先からの契約に基づく発注概算量、マレーシア等の東南アジア各国、南米では市場規模・市場予測等より同社マーケティング予測に基づいて算定した売上予測値を積み上げて策定している。

吸収性局所止血材の契約一時金等は引続き交渉中の欧州でのパートナー候補先との販売提携に伴う一時金を計画しており、この算定に関しては他社事例との比較や同社の過去実績との比較等の複数の算定方式を検討した中で、日本・アジアでの過去実績をベースに、対象地域の市場規模・製品バリュー・想定シェア・リスク等を勘案して契約一時金等の総額を計画している。

現在、吸収性局所止血材に関して欧州地域を対象に製品販売を目的とした販売権許諾契約の締結に向け交渉を継続している。候補先のデューデリジェンスを経て同社からの条件提示後に時間を要している案件や候補先グループの再編や事業部門の再編の案件等もあり、前期中に契約締結に至らなかったが、候補先を3社に絞り製品評価の実績を積み重ねてきたことや交渉の進展に伴い2016年4月期第3四半期末での契約締結を計画している。

なお、2016年4月期事業収益予想のレンジ上限である2,877百万円の内、欧州での販売パートナー候補先との販売提携による契約一時金と販売提携に伴う製品販売で2,094百万円を見込んでいるため、同契約の締結がレンジ上限の達成に向けた主要な前提条件となる。

費用の見通し

費用見通しについては、研究開発費は、1,024百万円（前期比208百万円増、25.5%増）の予定である。主に吸収性局所止血材の治験費用（日本・米国）及びCEマーキングの登録費用（世界各国）、歯槽骨再建材（米国）・粘膜隆起材（日本）の治験費用を積み上げて算出している。販売費及び一般管理費等は、各費用における過去の実績金額を勘案し、今後の事業計画に即して見積もり金額を算出している。

中期展望

中期経営計画（百万円）	15年4月期 実績	16年4月期 会社予想	17年4月期 中期計画	18年4月期 中期計画
事業収益	**100**	**783～2,877**	**8,233**	**9,851**
研究開発費	816	1,024	1,544	1,643
販売管理費	1,185	-	-	-
営業利益	**-1,903**	**-1,996～24**	**2,180**	**3,010**
経常利益	**-1,795**	**-2,004～16**	**2,180**	**3,010**
当期純利益	**-1,995**	**-2,005～11**	**2,064**	**2,337**

出所：会社データよりSR社作成

*表の数値が会社資料とは異なる場合があるが、四捨五入により生じた相違であることに留意。

事業収益内訳（百万円）	15年4月期 実績	16年4月期 会社予想	17年4月期 中期計画	18年4月期 中期計画
吸収性局所止血剤	**54**	**758～2,850**	**7,473**	**9,091**
製造販売	3	582～675	3,976	9,090
契約一時金・マイルストーン	51	176～2,175	3,497	1
その他	**45**	**25**	**758**	**758**
製造販売	0	7	7	7
契約一時金・マイルストーン	45	18	751	751

出所：会社データよりSR社作成
*表の数値が会社資料とは異なる場合があるが、四捨五入により生じた相違であることに留意。
**そのほかは、歯槽骨再建材・粘膜隆起材・血管塞栓材のパイプラインを計画しており、創傷治療材等に関しては計画に含んでいない。
***2016年4月期の業績予想については、吸収性局所止血材の欧州での販売提携候補先との交渉状況や進捗状況により契約一時金収入・製品販売が2017年4月期に遅延する可能性も考慮し、下限と上限を定めたレンジによる予想としている。

中期経営計画

同社が発表している中期経営計画によれば、主に吸収性局所止血材（TDM-621）の国内外での製品販売収入および契約一時金・マイルストーンペイメント収入の拡大が計画されている。

2017年4月期（目標）の前提

主に吸収性局所止血材の製品販売と契約一時金等に加え、その他パイプラインの契約一時金等を計画している。吸収性局所止血材の製品販売地域としてはCEマーキング採用地域の欧州・アジア・南米に加えて日本国内を見込んでおり、欧州ではドイツ・フランス・英国等の有力医療機関とEU各国、アジアでは主にインドネシア・マレーシア・韓国等、南米ではコロンビア・チリに加えてブラジル・メキシコ等での販売を見込んでいる。

製品販売計画3,976百万円の内、約55%を欧州で計画しており、前年の計画値をベースに欧州における卸売業者/代理店を通じた販売や販売提携先を通じた販売・韓国のCEマーキング製品登録・ブラジルやメキシコのCEマーキング製品登録・国内の製造販売承認を前提に売上予測値や発注概算量を積み上げて策定している。

また、国内の製造販売承認の計画に関しては、PMDA との協議を踏まえての再治験であり、複数施設かつCROを活用しての実施を予定していることや、前回の治験時に有害事象等の不具合が生じていないことから前回の治験期間に比べ 2/3 の期間での治験や審査を想定しており、2017年4月期下期での承認取得と製品販売を計画している。

吸収性局所止血材の契約一時金等は引続き交渉中の米国での販売パートナー候補先との販売提携に伴う一時金を計画しており、国内の製造販売承認に伴うマイルストーンペイメントを計画している。当該止血材の契約一時金等の計画3,497百万円の内約 70%を米国での販売提携に伴う一時金、約30%を国内の製造販売承認やアジア地域に

おけるマイルストーンペイメントを計画している。

その他パイプラインの契約一時金等の計画751百万円は主に歯槽骨再建材や粘膜隆起材に関するマイルストーンペイメントを計画している。

2018年4月期（目標）の前提

主に吸収性局所止血材の製品販売、その他パイプラインの契約一時金等を計画している。吸収性局所止血材の製品販売地域としては、CEマーキング採用地域の欧州・アジア（オセアニア含む）・南米、日本および米国を見込んでおり、欧州ではドイツ・フランス・英国等の有力医療機関とEU各国、アジアでは主にインドネシア・マレーシア・韓国・オーストラリア等、南米ではコロンビア・チリ・ブラジル・メキシコ等での販売を見込んでいる。

製品販売計画は前年までの計画値をベースに欧州・アジア・日本において販売拡大を想定した売上予測値や発注概算量を積み上げており、2018年4月期より新たに米国で製品販売が開始することを前提に策定している。

またその他パイプラインの契約一時金等の計画 751 百万円は主に歯槽骨再建材や粘膜隆起材に関するマイルストーンペイメントを見込んでいるため、開発計画や交渉状況等の進展が計画達成に向けた前提条件となる。

中期計画におけるパイプラインの目標

主なパイプラインの開発状況及び目標は、以下の通り。

吸収性局所止血材（TDM-621）

- 欧州：2014年1月14日付でＣＥマーク指令適合を受け、2015年4月期に製品販売を開始。
- 米国：2016年4月期に臨床試験を開始予定。
- 日本：2015年3月に新臨床試験の実施を決定。再申請を行い承認取得の計画に変更。
- アジア：2014年9月にシンガポールは医療機器製品登録承認取得。2015年4月にインドネシアで同承認を取得。2015年1月に韓国で同申請を実施、2016年4月期中の登録を予定。
- 南米：2015年7月にコロンビア、2015年11月にブラジルで医療機器製品登録承認を取得。2016年4月期中にメキシコも同製品登録承認取得の見込み。

粘膜隆起材（TDM-641）

日本：2014年12月に臨床試験開始した。2015年3月に臨床試験症例において、前臨床試験の結果から想定した有効性に対して十分な結果が得られない傾向にあることから、有効性をより明確にできる試験方法および製剤の開発等を検討するために、臨床試験を一時的に一時中断することとした

血管塞栓材（TDM-631）

日本：2016年4月期中の前臨床試験、2017年4月期の臨床試験、2018年4月期の製造販売承認取得、保険収載、上市をめざしている

歯槽骨再建材（TDM-711）

米国：2012年2月より臨床試験を開始、2017年4月期の製造販売承認取得、2018年4月期の保険収載、上市をめざ

している

創傷治癒材（TDM-511）

欧米：2014年10月に、FDAに医療機器での販売を目的とした市販前届出510（k）（注）を提出し、2015年2月に510（k）の承認を取得した。

注：米国においては既存の医療機器と同等の構造、機能を有する後発医療機器について、簡易な手続きで登録できる制度、通称「510（k）」が設けられている。

事業内容

ビジネスの概要

同社は、米国Massachusetts Institute of Technology（マサチューセッツ工科大学、以下「MIT」）で発明された自己組織化ペプチド技術による医療機器の開発・製造・販売を行うメディカルテクノロジー企業である。

同社の概要、ビジネスモデルの特徴としては、以下が挙げられる。

- 基盤となる自己組織化ペプチドの基本特許はMITが有している。同社は、MITより全世界での専用実施権の許諾を受けており、自己組織化ペプチドを用いた製品の開発、製造、販売を独占的に行うことができる。
- 自己組織化ペプチドは、原材料に生物由来品を含まず、安全性（化学合成により生産されることから生物由来品から生じるウィルス等の感染や未知の成分の混入の可能性がない）、均質性（ほぼ均一の品質で大量生産が可能）など様々な特長を持つ。
- 上記特長を活かして外科領域（吸収性局所止血材、粘膜隆起材など）や再生医療領域（歯槽骨再建材）への利用が見込まれており、その潜在的市場規模は大きいものと推測される。
- 医療製品関連のベンチャー企業特有のリスクを抑制したビジネスモデル。具体的には、同社が開発している医薬製品は、「医薬品」ではなく、「医療機器」に分類される。従って、医薬品に比べて申請をしてから承認を得るまでの期間が短く、費用も少額となる。

自己組織化ペプチド技術

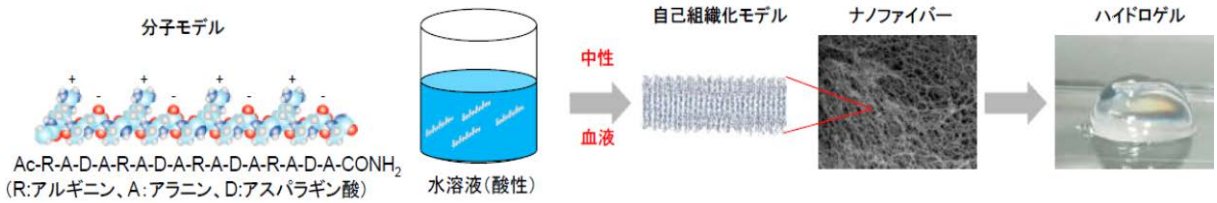
ヒトの体はタンパク質でできているが、その最小単位が「アミノ酸」であり、アミノ酸が幾つか繋がったものが「ペプチド」である。自己組織化ペプチドは、1992年にMITのShuguang Zhang博士によって発明された。アルギニン（R）、アラニン（A）、アスパラギン酸（D）の3 種類のアミノ酸からなる「RADA」配列で構成されている（16残基）。

このペプチドを溶解した水溶液（酸性）を、生理条件下（中性pH、例：食塩水、血液）に置くと、ペプチド分子同士が規則的に集合（「自己組織化」）し、ナノファイバーを形成してゲル化する。一旦、ゲル化した自己組織化ペプチドを酸性下に戻しても液体には戻らない。さらに、これまでに実施したADME試験において、特定の臓器に蓄積されることなく、生体内のタンパク質と同様にタンパク質分解酵素により分解され、30日程度で体外に排出されることが確認されている。

形成されたゲルは生体内で細胞が培養される環境に近く、コラーゲン等の細胞外マトリックスに似た網目構造をしている。同社はこれを応用し、外科領域、再生医療領域、DDS領域といった様々な領域で製品化を行っている。

MITが特許を有するが、同社は、MIT の有する自己組織化ペプチド技術に係る基礎特許の専用実施権の許諾を受けている。同社は自己組織化ペプチド技術を用いた第一世代商品として「PuraMatrix™」を製品化している。

PuraMatrix™



出所：会社資料

自己組織化ペプチドは、原材料に生物由来品を含まず、化学合成により生産されることなどから、以下の特長を有している。

▶ 安全性：生物由来品から生じるウィルス等の感染や未知の成分の混入の可能性がないため安全性が高い

▶ 均質性：ほぼ均一の品質で大量生産が可能

▶ 操作性：水溶液でゲル化機能を持つうえ、透明なため扱いやすい

▶ 展開性：幅広いアプリケーションが存在し、医療機器として開発可能

主要事業

同社は、「医療製品事業」の単一セグメントである。サブセグメントとして、「医療製品開発」及び「研究試薬販売」で構成されている。

医療製品開発

自己組織化ペプチド技術を基盤技術として外科領域、再生医療領域、DDS領域において医療機器及び医薬品の開発を行う事業である。

主要な開発パイプラインとしては、外科領域で「吸収性局所止血材」、「粘膜隆起材」、「血管塞栓材」、再生医療領域では「歯槽骨再建材」がある。同社は、そのいずれについても医療機器として自ら開発を行い、製造販売承認を取得する方針である。また、販売においては、国内外の提携先に独占販売権を許諾することとしている。

再生医療領域では、そのほかにも歯槽骨以外の骨の再建、軟骨・腱の再生、皮膚創傷の治療、心筋の再生等に関する研究を行っており、今後製品化に向けた開発も行っていくもようだ。

DDS領域では、自己組織化ペプチドを薬剤の担体とし、各薬剤と組み合わせた製品化に向けて取り組んでいる。ただし、医薬品として開発する可能性が高く、同社独自で薬剤や治療物質について技術を取得するには時間がかかることから、製薬会社等に技術供与（ライセンス）を行うことによりロイヤリティ等のライセンス収入の獲得をめざしている。

その他、大学等の研究機関とのMTA契約に基づく共同研究によって、自己組織化ペプチドをベースとした応用技術の獲得に取り組んでいる。

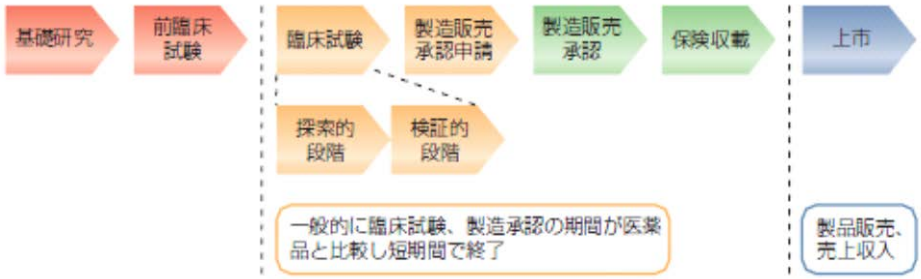
医療製品の開発プロセス

同社が自社開発及び製造販売承認取得をめざしている医療製品は、「医療機器」に分類される。

新たに医療機器や医薬品を開発する場合の基本的なプロセス、すなわち「基礎研究」、「前臨床試験」、「臨床試験」、「製造販売承認申請」という流れ自体は共通である。ただし、医薬品の場合には臨床試験が多段階に設定されており、一般に試験を行うことが要求される対象例や症例数が多い。そのため、医薬品の開発プロセスは長期に亘る。具体的には、医薬品の開発プロセスでは、臨床試験の試験相が第3相（フェーズIII）まであり、第1相（フェーズI）・第2相（フェーズII）で少数の健常人や患者に対して薬剤を投与し安全性や有効性の評価を行い、第3相で多数の患者に薬剤を投与し、安全性や有効性の確認・実証を行う。

一方、同社が開発している医療機器では1つの相で比較的短期間に臨床試験が実施される。そのため、医薬品と比較して、開発プロセスが短期間で終了する。医療機器の研究開発プロセスの概要は以下の通りとなる。

医療機器の研究開発プロセス



出所：会社資料

- 1）.基礎研究：同社技術が適用可能で医療機器として開発可能なアプリケーションの探索及び製品スペックの最適化を行う
- 2）.前臨床試験：医療機器としての条件を満たす安全性、有効性を動物実験により検証を行う
- 3）.臨床試験：患者に対する医療機器の安全性、有効性について検証を行う
- 4）.製造販売承認申請：厚生労働省・独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（以下、「PMDA」）、米国のFDA（米国食品医薬品局）等の各国の許認可審査機関への製造販売承認の申請を行う
- 5）.製造販売承認：厚生労働省・PMDA、FDAなど各国の許認可審査機関から製造販売承認を得る
- 6）.保険収載：各健康保険の適用が可能な償還価格を得る。一般的に製造販売承認後2～3ヵ月程度で保険適用され保険収載価格が決まる
- 7）.上市：医療機器製品として製造及び販売を行う

同社の主要パイプラインは、吸収性局所止血材（開発コード：TDM-621）、歯槽骨再建材（開発コード：TDM-711）、粘膜隆起材（開発コード：TDM-641）、血管塞栓材（開発コード：TDM-631）、創傷治癒材（開発コード：TDM-511）等である。ただし、いずれも吸収性局所止血材（TDM-621）と同じ配列（RADA16）の自己組織化ペプチド技術を基礎としている。

吸収性局所止血材（TDM-621）については、既にヒトへの臨床試験を実施しており、実施した全97症例について、因果関係を否定できない重篤な不具合及び副作用等の有害事象は検出されていない。そのため、同社によればその他主要パイプライン製品についても、今後の臨床試験の結果、その有効性が認められれば、所轄官庁の承認又は認可を受けられない可能性は低いとのことだ。

医療試薬販売事業

自己組織化ペプチドのPuraMatrix製品を米国のCorning Incorporatedを通じて研究試薬用途での販売を行っている。同製品は、国内外の大学・研究機関等における自己組織化ペプチドを用いた様々な医療分野の応用研究に用いられている。同社は、各大学・研究機関等における研究に使用されることで新規アプリケーションの開発が進められることを期待して研究試薬販売を行っている。

主要パイプライン

開発パイプラインの進捗状況（吸収性局所止血剤（TDM-621））

地域	国	製造販売承認申請/製品登録申請	製造販売承認取得/製品登録取得	臨床使用開始	販売契約締結
EU	Germany				
	France				
	UK				
	Italy				
	Spain				
	Switzerland				
	Austria				
CEマーキングにより販売可能	Hong Kong				
	Chile				
	New Zealand				
CEマーキングにより臨床試験を実施せずに製造販売承認製品登録が可能	Singapore				
	Indonesia				
	Korea				
	Taiwan	準備中			
	Australia				
	Brazil				交渉中
	Mexico				交渉中
	Columbia				
CEマーキングの適用地域以外	US				
	Japan				

出所:同社資料をもとにSR社作成

開発パイプラインの進捗状況（その他）

地域	開発製品	研究/試験	前臨床試験	臨床試験（治験）	製造販売承認申請	製造販売承認取得	保険収載	上市
EU	歯槽骨再建材（TDM-711）			臨床試験準備中				
	粘膜隆起材（TDM-641）			臨床試験準備中				
	創傷治癒材（TDM-511）			臨床試験準備中				
Japan	粘膜隆起材（TDM-641）				臨床試験準備中、一時中断			
	血管塞栓材（TDM-631）			前臨床試験実施中				
US	歯槽骨再建材（TDM-711）				臨床試験実施中			
	創傷治癒材（TDM-511）					510（k）取得		

出所：会社資料

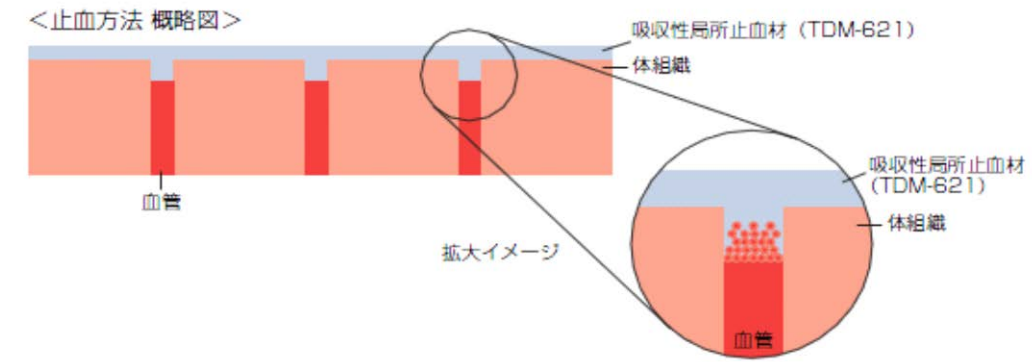
2015年12月現在、同社は、吸収性局所止血材、粘膜隆起材、歯槽骨再建材、創傷治癒材、血管塞栓材の開発パイプラインを有している。

吸収性局所止血材（開発コード：TDM-621）

自己組織化ペプチドであるRADA16を基に、吸収性局所止血材（開発コード：TDM-621）の開発を進めている。吸収性局所止血材（TDM-621）は、外科手術で生じた比較的狭い範囲の出血部に注射器で塗布して用いられる。内視鏡と併用することも可能である。

吸収性局所止血材（TDM-621）は、血液等の体液と接触するとpHが中性化され、自己組織化してナノファイバーを形成しゲル化する。ゲルは体組織との接触面を隙間なく被覆し、被膜が形成されて表面皮膜及び血管浅部を物理的に閉鎖し、血管深部では血液凝固が生じることで止血される。

止血方法　概略図



出所：会社資料

吸収性局所止血剤（TDM-621）は、感染リスクの否定、術野確保に優位性

既存の止血剤は、溶液タイプ（フィブリン糊）、あるいはシート・粉末タイプ（フィブリン、コラーゲン）である。フィブリン糊とは、血液製剤フィブリノゲンを糊状に加工したものである。既存製品は安全性に課題があるとされている。元々は血液製剤の使用によりC型肝炎ウィルスに感染した問題が、フィブリン糊にも飛び火しており、同分野でも大きな社会問題に発展していく可能性がある。

輸血

1987年以降	血液製剤使用によりC型肝炎ウイルスに感染した患者数が約1万人と推定
2008年1月30日	薬害肝炎救済法成立　原告と国の和解
2008年12月14日	6年間に亘り各地で提起された集団訴訟で、最後の1社と基本合意書を締結 今後訴訟終結の手続きが取られ、原告らに給付金支払へ
2009年11月30日	肝炎対策基本法成立(2010年1月施行)　肝炎患者救済のための国の責務が定められる

フィブリン糊

2007年12月	薬害肝炎訴訟で、フィブリン糊を感染原因として初提訴 その後、各地で約160人が提訴
2008年1月	薬害肝炎救済法成立（フィブリン糊も対象）
2009年3月	和解を保留していた国側が積極的に和解に応じる方針を示す

出所：会社資料

吸収性局所止血材（TDM-621）は、既存の止血剤と比較して複数の優位性を有する。まず、「感染リスクの否定」である。既存製品の多くは、フィブリノゲン等の人や動物の血液から生成、または動物の皮膚から生成したコラー

ゲン等を原材料としており、生物由来の材料を含むため、ウィルス感染等のリスクは否定できない。それに対し、吸収性局所止血材（TDM-621）は、生体内に存在するアミノ酸を化学的に合成したもので生物由来品を含まないため、生物由来品から生じるウィルス等の感染や未知の成分の混入によるリスクがない。

生物由来品は、医療現場においては、1） 患者（又はその家族）への適切な説明（Informed Consent）、2） 使用記録の作成と保管、3）感染症等情報の報告等における管理体制の厳格化、が要請される。一方、吸収性局所止血材（TDM-621）は化学合成品であることによる感染リスクの否定によって、患者と医師の負担・リスク軽減に貢献できるものと考えられる。例えば、一般的に外科手術を受ける際は、患者本人もしくはその保護者が手術の同意書にサインをする必要がある。止血剤を使う可能性についてもその同意書には必ず含まれているが、同社の製品を止血材として使用する場合には、患者による同意書は必要ない。従って、医師が手術の局面でこれは止血しなければならないということになれば、その場で使用することができる。

感染症が社会問題化する中、感染リスク、施術の手間、患者負担などが少ない新規医療マテリアルに対する潜在的なニーズは高いものと考えられる。

また、透明な液体形状で、血液等の体液と接触しpHが中性化しない限りゲル化しないため、術野を妨げることなく、カテーテルや組織の狭部への適用も容易である。例えば、カメラで画像をみながら手術をする際に白く濁っている止血材では患部が見えないが、吸収性局所止血材（TDM-621）は透明なもののため、カメラを通してもみられる。また、「糊」とは異なり、固まらないので、カテーテルを通して使用することができる。

止血効果も表面皮膜・血管浅部を閉鎖して止血するため、接着や粘着物によって表面を覆うことによって止血する既存製品よりも高いと同社は述べている。

止血材イメージ



出所：会社資料

他にも、プレフィルドシリンジ製品であることから使用が容易であるほか、体内に残ってもアミノ酸に分解されて速やかに対外に排出される等の利点もある。

吸収性局所止血材（TDM-621）を必要量以上に使用すると人体に害を及ぼす恐れがあるが、同社はこれに対し、吸収性局所止血材（TDM-621）を、容量を限定し、通常の注射針が装着できないような誤投与防止の対策も行っているもようだ。

TDM-621の特徴

	TDM-621	溶液タイプ（フィブリン糊）	シート・粉末タイプ（フィブリン、コラーゲン）
感染リスク否定	化学合成	ヒト＋ウシ由来	ヒト、動物由来
Informed Consent	不要	要	要
操作性（準備、操作、リードタイム）	即使用可	使用前2液混合調製	即使用可、但し圧迫必要
リプレース使用	可	不可	不可
術野確保	透明	白色透明	白色で見えない
止血効果	表面皮膜/血管浅部を閉鎖して止血	接着により止血	粘着物として覆うことで止血
用途の拡張性	内視鏡・腹腔鏡・狭部	なし	なし
術後の除去	生理食塩水で洗浄	困難	困難

出所：会社資料

吸収性局所止血剤の内視鏡術後の潰瘍に対する効果

同社によれば、内視鏡的粘膜下層剥離術後にPuraMatrixを塗布した場合、創傷治癒、術後出血低減に効果を示すという学術論文が2015年11月に発表された。慶応義塾大学病院において、医師主導で食道、胃、大腸の内視鏡的粘膜下層剥離術を受けた100例以上の患者にPuraMatrixを適用した結果、創傷治癒、術後出血低減に効果を示したという。同社では、この結果をもとに、吸収性局所止血剤の止血材としての使用方法の他に、内視鏡的粘膜下層剥離術後の創傷治癒、術後出血低減に対する使用に関しても、マーケティング活動を行う意向であるという。

研究開発の状況

日本における開発状況

同社は、吸収性局所止血材（TDM-621）の日本での製造販売承認申請に向けて、2010年1月より臨床試験を開始し、冠動脈バイパス術及び人工血管置換術等における血管吻合部の間隙からの滲出性出血、肝臓切除術における肝切除創面からの滲出性出血、上部消化管の内視鏡的粘膜切除術及び内視鏡的粘膜下層剥離術における粘膜切除部及び粘膜下層剥離部からの滲出性出血を対象とした全97症例の臨床試験を2011年4月までに終了した。

当該臨床試験の結果、吸収性局所止血材（TDM-621）は、臨床試験において有効な止血効果が総じて認められ、かつ術後5~7日後の検査においても問題は見受けられなかったとのことである。臨床試験を行った国内の医師からの評価は高い模様だ。こうした臨床試験の結果を受けて、同社は、2011年5月にPMDAに対してTDM-621の製造販売承認申請を行った。

しかし、PMDAと有効性評価の科学的妥当性について協議を行う中で、同社が同止血材の国内製造販売承認を取得するためには、その止血効果の有効性についてより精度の高い検証が必要との結論に至り、2015年3月、同社は吸収性局所止血材（TDM-621）の国内製造販売承認申請を取り下げ、再度の国内臨床試験開始および製造販売承認再申請に向けて準備を進めることを決定した。

2015年6月公表の中期経営計画において、吸収性局所止血材（TDM-621）の日本市場向けについては、2016年４月

期中の臨床試験開始、臨床試験終了、承認申請、2017年4月期中の承認取得、上市を計画している。2016年4月期第2四半期終了時点では、2016年4月期上期中の臨床試験開始に向けて取り組んでいたが、臨床試験の規模や評価方法等、実施計画の詳細検討に時間を要しており、PMDAとの協議が継続しているため、2016年4月期中に治験計画届の提出を実施、2017年4月期第1四半期を目途とした臨床試験開始に向け取り組むとしている。

アジア地域における開発状況

韓国では2015年1月に、インドネシアでは2014年7月にCEマーキングによる（臨床試験を必要としない）承認申請を実施した。その他、シンガポールでは、2014年7月に製品登録申請を行い、同年9月に医療機器製品登録承認を取得。同年9月には香港において臨床使用を開始した。中国においても治験を準備している段階にあり、2017年4月期の製品上市を目標としている模様。

南米地域における開発状況

南米（ブラジル・コロンビア・メキシコ等）については、CEマーキング採用地域である。2015年7月にコロンビア、2015年11月にブラジルで吸収性局所止血材「PuraStat®」の医療機器製品登録の承認を取得した。2016年4月期下期中にはメキシコでも製品登録される見込みであるという。

米国における開発状況

米国においては、2013年4月期に米国食品医薬品局（FDA）にIDE（Investigational Device Exemption：日本の治験計画届に相当）の申請を行った。2016年4月期内に臨床試験を開始する予定であり、2017年4月期の製造販売申請、承認取得、上市を目標としている。

2015年6月公表の中期経営計画において、吸収性局所止血材（TDM-621）の米国市場向けについては、2016年４月期中の臨床試験開始、2017年4月期中の臨床試験終了、承認申請、承認取得、上市を計画している。

欧州における開発状況

欧州においては、フランス子会社を拠点に、2014年1月にCEマーク（EU市場内で医療機器の販売を行うためには、EU加盟国の基準を満たすものに付けられるCEマークの取得が必要となる）指令適合を受けた。同社によれば、CEマーク取得により、EU加盟国のうち28ヵ国で販売可能となるほか、香港、マレーシア、シンガポール、ニュージーランド、チリでの販売も可能である。また、オーストラリア、韓国、インドネシア、ブラジル、タイ、ベトナム、フィリピン、その他南米などではCEマークにより臨床試験なしで承認が可能であるという。

販売提携

日本では扶桑薬品工業社と販売提携

吸収性局所止血材（TDM-621）に関して、2011年5月に扶桑薬品工業株式会社（東証1部4538）へ日本市場での独占販売権を許諾した。同社は扶桑薬品工業社から、これまでに契約一時金と承認申請に伴うマイルストーンペイメントを受領済みである。今後、止血材製品の製造販売承認取得時にもマイルストーンを受領することとなっている。また、契約上、扶桑薬品工業社は毎年定められた最低購入量の止血材製品を、約10年間にわたって同社から購入することとなっている。扶桑薬品工業社と販売提携を締結した理由として、同社は、早期から扶桑薬品工業社が同社の技術を高く評価していた点を挙げている。

アジア地域では4社と販売提携

アジア地域での製品化及び販売も計画しており、韓国Daewoong Pharmaceutical Co.LTD（以下、デウン社）と

PARTNERSHIP AGREEMENTを、台湾Excelsior Medical Co.,Ltd.とLICENSE AGREEMENTを締結している（2010年9月）。デウン社は韓国においてトップクラスの製薬会社であり、Excelsior Medical Co.,Ltd.は台湾でトップクラスの医療機器メーカーである。

また、同社のシンガポール連結子会社3-D Matrix Asia Pte. Ltd.は、インドネシアPT. Teguhsindo Lestaritamaとインドネシア国内における販売提携に関して、独占販売権許諾契約を締結している（2013年5月）。

さらに、2016年4月期には東南アジア市場における主要市場をカバーすべく販売契約の締結を進め、2015年7月には、シンガポール連結子会社3-D Matrix Asia Pte. Ltd.がデウン社との吸収性局所止血材「PuraStat®」のASEAN地域に関する独占販売契約締結を締結した。当該契約の内容は、3-D Matrix Asia Pte. Ltd.がデウン社に対して吸収性局所止血材「PuraStat®」のタイ、フィリピン、ベトナムの各国内における独占販売権を許諾し、インドネシアにおける非独占販売権を許諾するものである。2015年12月には同じくシンガポール連結子会社3-D Matrix Asia Pte. Ltd.が、Transmedic Pte Ltd（以下、Transmedic社）との間で、吸収性局所止血材「PuraStat®」のシンガポール、マレーシア、ブルネイへの展開に向けた独占販売権許諾契約を締結した。

吸収性局所止血材のアジア地域における販売パートナー

販売パートナー	国	契約締結時期
Daewoong Pharmaceutical Co.LTD	韓国	2010年9月
	タイ	2015年7月
	フィリピン	
	ベトナム	
Excelsior Medical Co.,Ltd.	台湾	2010年9月
PT. Teguhsindo Lestaritama	インドネシア	2013年5月
Transmedic Pte Ltd	シンガポール	2015年12月
	マレーシア	
	ブルネイ	

出所：同社資料をもとにSR社作成

欧州における提携

欧州では、販売代理店を通じた直接販売と販売提携候補先（ディストリビューター）との契約を並行して進めている。販売代理店は国ごとに契約し相対的に小規模な販売網を持つ取次ぎ事業者にあたり、ディストリビューターは欧州全域に販売網を持ち、販売プロモーションも手掛ける大手企業を指すという。同社によれば、欧州において吸収性局所止血材（TDM-621）を使用するような外科手術を手掛ける病院数は限定的であることから、販売代理店経由での直接販売を推進することによって、販売数量の増加が見込まれるという。これに加えて、EU全域をターゲットに販売提携候補先（対象全域に販売網・プロモーション機能を有する）との販売契約によって、販売数量の成長を加速させる方針である。

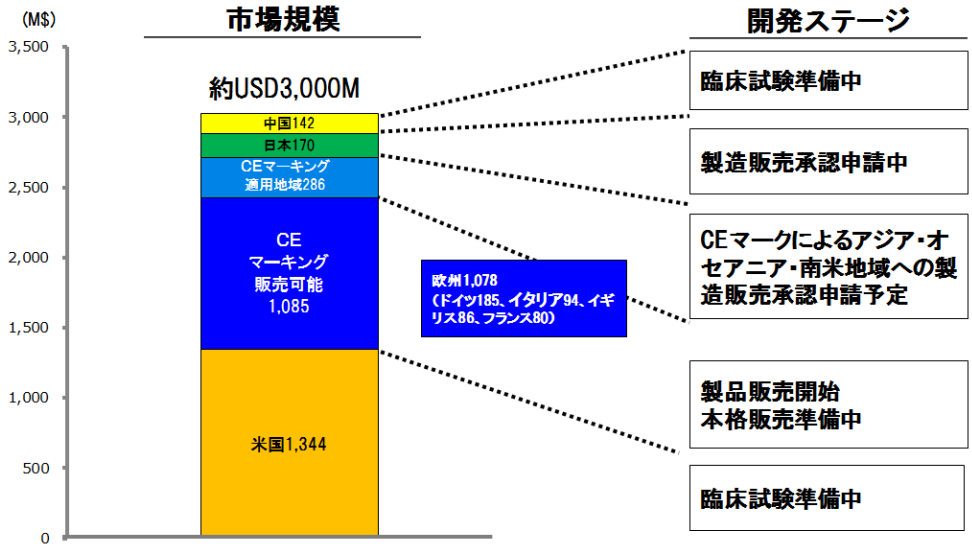
2015年12月現在、同社は英国、ドイツ、フランス、スイス、スペイン等で販売代理店を通じた製品販売を開始した。欧州において、臨床使用による臨床データの蓄積、現地販売要員の増員、販売代理店に対する製品説明トレーニングの充実を進めている。また、英国、ドイツ、フランスを中心とする有力施設100施設をリストアップし、そこをターゲットに、販売活動を進めている状況である。

欧米の販売パートナーに関しては、2015年12月現在、2016年4月期中の販売パートナーとの契約締結を目途にパートナー候補先3社と交渉を進めている。

販売価格、市場規模

同社によれば、世界の止血剤市場規模は約3,000百万ドルであるという。その内、CEマーキングにより販売が可能、またはCEマーキングにより臨床試験なしで承認可能な市場は約半分であるとしている。

世界の止血剤市場規模



出所：会社資料

売価は既存品と同水準とすれば14,000円/1cc程度に設定されるものとSR社では認識しているが、製品競争力を考慮に入れれば、価格がその水準より上乗せされることもあり得る。

欧州止血材市場

欧州の止血材市場は1,078百万ドルであり（millenniumより同社推定）、製品別では、フィブリン（Fibrin Sealant）のシェアが高く、その他のゼラチン（Gelatin）、外科用接着剤（Bioglue）等の液状・噴霧タイプ製品を加えると市場の8割程度を占めるという。同社はフィブリンならびに他の液状・噴霧タイプ製品からPuraStat ®への置き換えを進めることにより製品販売の拡大を目指す方針である。

欧州止血材市場

診療科別シェア	
心臓血管外科	36%
外科（含む消化器外科）	19%
消化器内科	15%
脳外科	12%
泌尿器・婦人科	10%
整形外科	8%

製品別シェア	
Fibrin Sealant (Tisseal,Evicel)	50%
Gelatine (Floseal, Surgiflo)	12%
Tachosil	10%
Bioglue	8%
Surgicel	5%
Arista AH	2%
Others	13%

出所：MedMarket Deligenceより同社推定

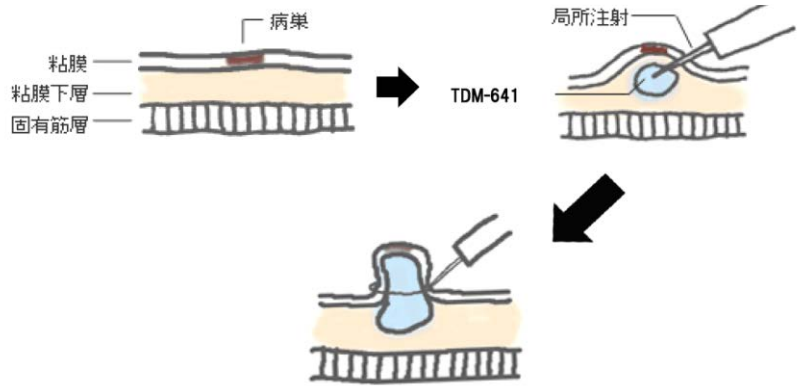
粘膜隆起材（開発コード：TDM-641）

自己組織化ペプチドを基に、内視鏡手術による胃癌や食道癌等の粘膜切除術や粘膜下層剥離術において腫瘍部位の粘膜隆起を形成する内視鏡用粘膜下注入材（開発コード：TDM-641）の研究開発を進めている。

消化管（食道、胃、大腸など）の粘膜にできた早期腫瘍やポリープを切除する術式として、内視鏡的粘膜切除術や内視鏡的粘膜下層剥離術が普及している。粘膜切除術や粘膜下層剥離術では、粘膜下層に生理食塩水や生物由来のヒアルロン酸ナトリウムを病変部の粘膜下層に注入し、病変部を隆起させ、隆起させた根元部分に細いワイヤーをかけて締めたうえで高周波を流して焼き切り（内視鏡的粘膜切除術）、または隆起させた病変部を粘膜下層の深さで電気メスにより引き剥がし（内視鏡的粘膜下層剥離術）、病変部を取り除く。

この病変部を隆起させるために用いられる内視鏡用粘膜下注入材として開発しているのが粘膜隆起材（TDM-641）であり、血液等の体液と接触することで中性化しゲル化する特徴から、必要な隆起を形成するとともに、副次的には止血効果も有することが動物実験により確認されている。既存製品である生理食塩水やヒアルロン酸ナトリウムには止血効果はないため、粘膜隆起材（TDM-641）は手術の難易度を下げる効果が期待されている。

粘膜隆起方法概略図



出所：会社資料

研究開発の状況

粘膜隆起材（TDM-641）は、吸収性局所止血材（TDM-621）と濃度は異なるものの同一の自己組織化ペプチドであるRADA16を原材料としているため、TDM-621において確認された安全性試験の結果を援用できる模様。同社は、粘膜隆起材（TDM-641）「内視鏡用粘膜下注入材」について、2014年9月に独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に治験計画届を提出した。同社は2014年12月に内視鏡的治療（内視鏡的粘膜切除術（EMR）・内視鏡的粘膜下層剥離術（ESD））に用いられる内視鏡用粘膜下注入材として、安全性と有効性の評価・検証を目的とし、260症例を目標に治験を開始した。

2015年2月に臨床試験症例において、前臨床試験の結果から想定した有効性に対して十分な結果が得られない傾向にあることから、有効性をより明確にできる試験方法および製剤の開発等を検討するために、臨床試験を一時的に一時中断することとした。2016年4月期第3四半期末までを目途に治験を再開することで、製品上市までの開発計画に変更を及ぼさない予定である。

2015年6月公表の中期経営計画において、粘膜隆起材（TDM-641）については、2016年４月期中の臨床試験終了、2017年4月期中の承認申請、2018年4月期中の承認取得、上市を計画している。

販売提携

2012年2月に、扶桑薬品工業社へ日本市場での独占販売権を許諾した。これまでに契約一時金に伴うマイルストーンペイメントを受領済みである。今後、製造販売承認申請、製造販売承認取得時にもマイルストーンを受領することとなっている。

血管塞栓材（開発コード：TDM-631）

自己組織化ペプチドであるRADA16を基に、肝動脈塞栓術及び子宮動脈塞栓術における塞栓物として用いるための血管内塞栓促進用補綴材（開発コード：TDM-631）の研究開発を進めている。

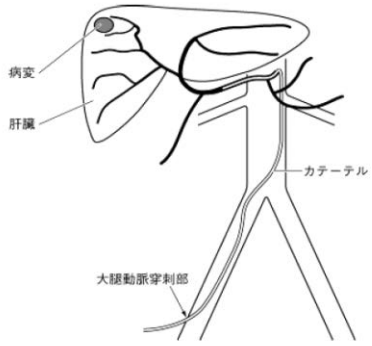
肝臓癌や子宮筋腫に対する肝動脈塞栓術及び子宮動脈塞栓術では、カテーテルを通じて動脈内に塞栓物を注入し、血管内腔を物理的に塞栓することで、腫瘍の栄養血管である動脈を塞いで腫瘍への栄養を絶ち、腫瘍を死滅させる。血管塞栓材（TDM-631）は、血液と接触するとゲル化するため、カテーテルから動脈内に注入されると血管内腔を塞ぐことが可能であり、同社は新たな塞栓物として血管塞栓材（TDM-631）の開発を進めている。

研究開発の状況

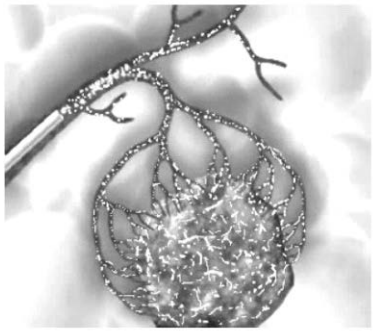
同社は、前臨床試験により、血管塞栓材（TDM-631）を造影剤に溶解しカテーテルを通して血管内に注入するとゲル化すること、またゲル化した血管塞栓材（TDM-631）はX線カメラにより視認可能なことを確認済であるとしている。今後、粘膜隆起材が臨床開発段階に入った後に、血管塞栓材（TDM-631）につき臨床開発に向けて必要な試験を行っていく方針だという。

2015年6月公表の中期経営計画において、血管塞栓材（TDM-631）については、2016年４月期中の前臨床試験終了、2017年4月期中の臨床試験終了、2018年4月期中の承認申請、承認取得、上市を計画している。

塞栓療法の例



肝臓がん周辺の動脈塞栓



脳動脈瘤の塞栓

出所：会社資料

歯槽骨再建材（開発コード：TDM-711）

歯周病による歯槽骨の退行で歯が脱落した場合等に人工歯を埋め込むインプラント手術が行われる。人工歯を固定するのに十分な骨量がない場合、インプラント術前にインプラント固定に充分な骨量を確保するために、歯槽骨を再生する手術が行われる。同社が開発を行っているのは、骨再生のための足場材となる製品（開発コード：TDM-711）である。

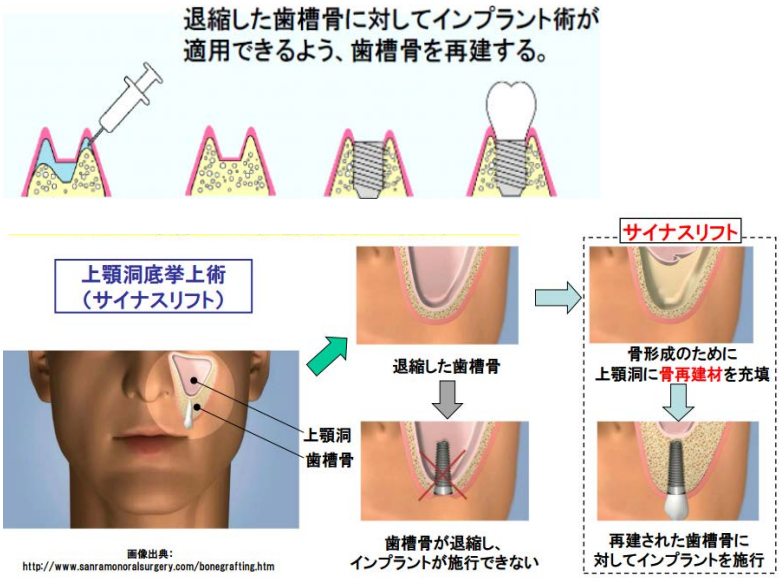
ゲル化された自己組織化ペプチドは、ナノファイバーによる3次元構造が維持され、生体内で細胞が増殖する環境に近く、生体組織の再生をサポートする特性を有している。歯槽骨再建材（TDM-711）は、骨量不足箇所に充填

されると、かかる特性により足場材として骨再生を促進する。

米国でのインプラント治療における歯槽骨再建術では、代替骨を用いる施術も少なくなく、自家骨や他家骨、人工骨を用いた再建術が行われている。同社は、他家骨や人工骨を用いた再建術において、その生着を高めるために歯槽骨再建材（TDM-711）を用いることも検討している。

歯槽骨再建材（TDM-711）の長所としては、上記の特性のほか、感染リスクがない、患者負担の軽減に寄与すると見込まれることなどを同社は挙げている。

歯槽骨再建術　概略図



出所：会社資料

同社は、米国で歯槽骨再建材（TDM-711）の開発に取り組んでいるが、再生医療分野においてマーケットが既に存在しているほか、歯科分野は臨床試験が取り組みやすいことなどが背景とみられる。さらに、将来的にはより市場規模の大きい整形外科分野における骨再建材をターゲットとしているもようだ。

研究開発の状況

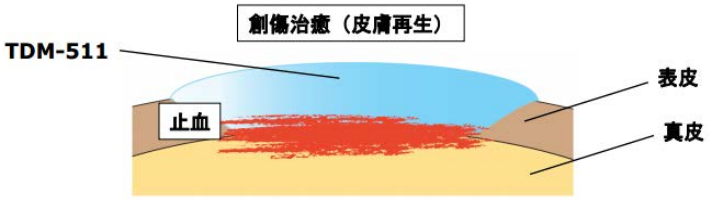
同社は、GLP下において歯槽骨に欠損がある状態での歯槽骨再建材（TDM-711）の有効性の確認試験を実施し、通常の欠損群に比べ有意な骨再生が認められたため、その後も研究開発を進めてきた。2010年9月にFDAに対しIDE申請を行い、2011年7月にIDEの承認を得た。2012年2月に米Forsyth Institute（ハーバード大学附属病院）において臨床研究（1st Pilot Study）を開始した。2012年6月には、プロトコルで規定された15症例の施術、経過観測が完了し、全症例に関してこれまで重篤な有害事象の報告はなかった。2014年5月に、治験総括報告書を米国食品医薬品局（FDA）に提出。2016年4月期第1四半期に2nd Pilot Studyを開始した。

2015年6月公表の中期経営計画において、歯槽骨再建材（TDM-711）については、2016年4月期中の臨床試験終了、2017年4月期中の承認申請、承認取得、2018年4月期中の上市を計画している。

創傷治癒材（開発コード：TDM-511）

主要パイプラインは大半が体内で使用されるものだが、体の表面で組織再生の機材として使用する目的での開発も同社は進めている。創傷治癒材（開発コード：TDM-511）はその一つであり、自己組織化によりゲル化してナノファイバーを形成することにより、皮膚組織の再生環境が形成され、皮膚の再生促進効果が期待できる。適応対象は軽度から中度の皮膚創傷である。

創傷治癒（皮膚再生）のイメージ



出所：会社資料

主な使用効果として、1）局所止血（皮膚（表皮、真皮）からの出血に対する迅速な止血効果）、2）創傷治癒（皮膚の創傷部の再生機能を整え創傷治癒を促す）の二つが挙げられる。ただし、それ以外にも例えば、皮膚に腫瘍がある際など、そこを切除した上で再生する目的などにも使用できる模様。動物実験結果によれば、創傷治癒を促すのみならず、非常にきれいな修復効果が得られている点も特徴といえ、医療領域に加え、美容外科領域も睨んだ開発が行われている。

研究開発の状況

創傷治癒材の対象市場は米国および欧州であり、同社は2014年10月に、FDA（米国食品医薬品局）に医療機器での販売を目的とした市販前届510（k）を提出し、2015年2月に510（k）の承諾を受け、販売の許認可を得た。同社は、510（k）取得後には、他薬剤とのコンビネーション（抗生物質・抗がん剤・ヒアルロン酸等との混合投与）により治療効果の増大が期待できることから、熱傷治療、皮膚がん治療を中心に美容整形分野において付加価値の高い製品化を進める方針であるとしている。また、2016年4月期第2四半期決算説明会において、同社は創傷治癒材単独での販売に向けて、米国子会社3-D Matrix, Inc.が調整中であるとコメントした。

注：米国においては既存の医療機器と同等の構造、機能を有する後発医療機器について、簡易な手続きで登録できる制度、通称「510（k）」が設けられている。

DDS領域

DDS領域において、自己組織化ペプチドをDDSにおける薬剤や治療物質のキャリア担体として活用するための研究開発を行っており、bFGF・PDGF等のタンパク質の徐放においても複数の有効性試験を実施している。中でも、ハイドロゲルを形成する自己組織化ペプチドとは異なり界面活性作用を持つペプチド（A6K）については、溶液中でナノチューブを形成する性質を有する。これをミセルといい、界面活性作用を持つため、色々なものを中に閉じ込めることが出来る。同社は、癌細胞へのsiRNAの導入試験において、かかる性質を活かし、ナノチューブに内包された形で癌細胞膜透過性をもたらし、導入効率を高めていく研究を行っている。

研究開発の状況

同社は、界面活性ペプチドを用い国立がん研究センターと新規癌治療技術の開発に向けて、「国立がん研究センターPhase Ⅰセンター早期開発研究」、「日本初の革新的がん治療の実用化を目指した非臨床研究」の2つの共同研究を行っている。

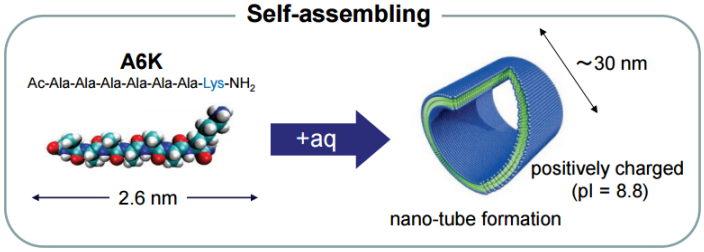
国立がん研究センターPhase Ⅰセンター早期開発研究

「国立がん研究センターPhase Ⅰセンター早期開発研究」に関しては、2011年度からの5カ年の予定で、がんの転移・浸潤・薬剤耐性を担うRPN2遺伝子をターゲットとし、自己組織化ペプチドA6KをDDSとしたsiRNA核酸医薬を開発する。乳癌のうち、既存の治療法が効を奏さないトリプルネガティブ乳癌を対象とする。

siRNA（small interfering RNA、阻害的低分子RNA）は、細胞内のmRNA（メッセンジャーRNA、タンパク質を構成するアミノ酸配列情報を持つRNA）を破壊することで、配列特異的に遺伝子発現を抑制する特徴を備えている。つまり、細胞内で病気に関連する特定のタンパクの生合成を抑制できるという特徴を有するため、siRNAをデザインすることで、様々な疾患に対して効果を発揮する医薬品の開発が可能となると期待されている。ただし、siRNAは体内に投与されると直ちに分解されてしまうという大きな欠点を持っており、最近では大手製薬企業も開発を断念するなど、「siRNA医薬品」開発に大きな壁となって立ちはだかってきた。そのため、血中に投与できる製剤とするためには、確実な細胞内デリバリー技術による安定化は必要不可欠とされる。

界面活性剤ペプチドA6Kは、疎水性のアミノ酸のアラニン（Ala:alanine）が6個と親水性のアミノ酸のリシン（Lys:lysine）が結合したもので、水に溶かすと疎水性の部分が結合し、外側にプラス電荷をもつナノチューブ（A6Kナノチューブ）を形成する。同社によれば、siRNAはマイナスの電荷が強いため、A6KとsiRNAを混ぜるとA6KナノチューブにsiRNAが付着し、SiRNA/A6K複合体を形成し、siRNAの分解が抑制されるという。

界面活性剤ペプチドA6K



出所：会社資料

A6KとsiRNAの複合体形成

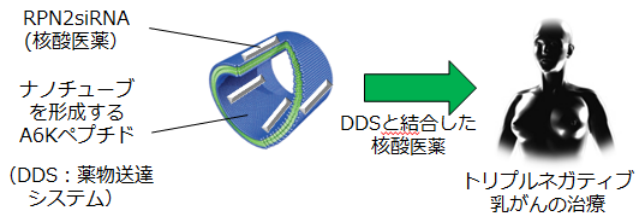


出所：会社資料

坦がんマウスを用いた実験では、siRNAのみの投与ではがんサイズの拡大がみられたが、A6KペプチドとsiRNAの複合体を投与した場合には、がんサイズが縮小する効果があったという。また、イヌの自然発症乳腺腫瘍症例にsiRNA核酸製剤（TDM-812）を適用した結果、乳がん腫瘍縮小効果を確認した。

当該成果をもとに、2015年6月、同社は国立研究開発法人国立がん研究センターと共同開発した新規siRNA核酸製剤（TDM-812）が、国立がん研究センター中央病院による第Ⅰ相医師主導治験において、鎖骨下リンパ節転移（局所腫瘤）を有するトリプルネガティブ乳がん患者の治療が開始された。

新規核酸医薬RPN2siRNA-A6K複合体



出所：会社資料

「日本初の革新的がん治療の実用化を目指した非臨床研究」では、2012年度から3カ年の予定で、骨肉腫のがん幹細胞を制御するマイクロRNAをターゲットとし、自己組織化ペプチドDDSとした核酸医薬を開発する。同社によれば、骨肉腫は治療後の再発率が高いが、がん幹細胞をターゲットとすることで再発率の低下が期待できるという。

外科領域・再生医療領域では、同社は自ら医療機器として臨床試験・製造販売承認取得まで開発を進めるが、DDS領域では、医薬品としての開発が主力となるため、事業化に関してはsiRNA等の薬剤や治療物質についての技術を有する大手製薬企業への技術供与（ライセンス）を実施する予定であるとしている。

主なビジネス・パートナー

ペプチド原材料の製造は、米国のCPC Scientific Inc.等3社に委託している。3社は同社に独占的に供給することになっている模様。

吸収性局所止血材（TDM-621）

製造については、2011年5月に、扶桑薬品工業社と製造委受託契約書を締結し、同社に止血材製品の製造工程の一部（シリンジへの充填工程）を独占的に委託している。

ペプチド原材料調達・製品製造委託・販売など商社機能に関して、2009年4月に伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社（伊藤忠商事株式会社（東証1部8001）の子会社）と業務提携契約を締結しており、協力・支援を受ける体制をとっている。

日本市場での独占販売権は扶桑薬品工業社へ許諾している。

韓国、タイ、フィリピン、ベトナムではデウン社に独占販売権を許諾している。台湾ではExcelsior Medical Co.,Ltdに独占販売権を許諾している。インドネシアにおいてはPT. Teguhsindo Lestaritamaに対し独占販売権を許諾している。また、デウン社に非独占販売権を許諾し、２社共同での販売を合意している。

粘膜隆起材（TDM-641）

日本市場における独占販売権を扶桑薬品工業社へ許諾している。

研究開発体制

同社の研究開発活動は、製造販売承認申請・品質管理体制等を管掌する薬事開発部、臨床試験における臨床施設・治験医師・治験モニタリング等を管掌する事業開発部の2部門で行っており、全体の管理を代表取締役社長が統括・管掌する体制となっている。

研究開発においては、自己組織化ペプチド技術を基盤技術として、国内外100以上の大学・研究機関等とMTA契約を締結し共同研究等によって応用技術の獲得に取り組んでいる。つまり、共同研究の際、同社はモノを提供し、原則相手先の機関でヒト・カネを用意して研究してもらい、同社はその研究成果の共有化と事業化権の獲得に注力している。

MITとの関係について

自己組織化ペプチドの物質特許及び基本的な用途特許（以下、これらを併せて「基本特許群」）はMITが有している。同社子会社の米国3-D Matrix,Inc.が2003年4月にMITとの間でExclusive Patent License Agreementを締結し、MITから、全世界における医療・生命科学・美容の分野にかかる同特許の専用実施権（再許諾権付）の許諾を受けた。

また、スリー・ディー・マトリックス単体は、2004年10月に米国3-D Matrix,Inc.との間でLicense and Supply Agreementを締結し、米国3-D Matrix,Inc.からアジア地域における同分野にかかる同特許の実施権の再許諾を受けている。ちなみに、2007年10月に米国3-D Matrix,Inc.が同社子会社化されたことに伴い、スリー・ディー・マトリックス単体と米国3-D Matrix,Inc.は同契約について、必要な改訂を行っている。

基本特許群は、自己組織化を起こしハイドロゲルを形成するペプチド群を全てカバーしており、国、地域によりばらつきはあるものの、主な特許は既に登録済みとなっている。

同社がMITから専用実施権の許諾を受けている主な特許権、及び同社が出願中の特許は以下の通り。

スリー・ディー・マトリックス ＞事業内容　LAST UPDATE【2016/1/20】

製品・パイプライン	対象発明	登録番号	出願国	権利者
物質特許				
吸収性局所止血材 粘膜隆起材 血管塞栓材 歯槽骨再建材 創傷治癒材 PuraMatrix	自己組織化ペプチド物質特許 （自己組織化方法・阻害方法含む）	US 6548630	米国	MIT
	高純度ペプチド組成物	第5730828号	日本 （登録）	3-D Matrix, Inc.
		WO 06/014570	米国 （出願中）	
			欧州 （出願中）	
用途特許				
吸収性局所止血材 粘膜隆起材	自己組織化ペプチドの止血材及び組織閉塞材方法	特願　2008-316133	日本 （出願中）	同社
歯槽骨再建材 PuraMatrix	自己組織化ペプチド細胞培養法	US 5955343	米国 （登録）	MIT
歯槽骨再建材 PuraMatrix	自己組織化ペプチド細胞培養法	US 6800481	米国 （登録）	MIT
PuraMatrix DDS	自己組織化ペプチド蛋んぱく質の薬物送達法	US 7098028	米国 （登録）	MIT
PuraMatrix	自己組織化ペプチド軟骨細胞培養法	US 7449180	米国 （登録）	MIT
		EP 1367961	欧州 （登録）	
PuraMatrix	自己組織化ペプチド 修飾ペプチド物質特許	US 7713923	米国 （登録）	MIT
		US 8901084	米国 （登録）	
PuraMatrix	自己組織化ペプチド神経再生法	US2005/0287186	米国 （出願中）	MIT
PuraMatrix	自己組織化ペプチド軟骨細胞培養法	第507629号	日本 （登録）	MIT
PuraMatrix	自己組織化ペプチド修飾ペプチド細胞培養法	第5057781号	日本 （登録）	MIT
PuraMatrix	自己組織化ペプチド心筋組織再生法	EP 2089047	欧州 （登録）	3-D Matrix, Inc.
		第5558104号	日本 （登録）	
		US 9012404	米国 （登録）	
PuraMatrix	自己組織化ペプチド 細胞培養法及び細胞培養物	第5263756号	日本 （登録）	岡山大学 同社
		US 8647867	米国 （登録）	
		US 8697438	米国 （登録）	
PuraMatrix	自己組織化ペプチド 創傷治癒・皮膚再建材	第5497451号	日本 （登録）	同社
		EP 2229960	欧州 （登録）	
PuraMatrix	自己組織化ペプチド トランスフェクション剤	EP 2322608	欧州 （登録）	日本医科 大学 同社
		第5606318号	日本 （登録）	
PuraMatrix	自己組織化ペプチド 界面活性剤様ペプチドのナノ構造	US 7179784	米国 （登録）	MIT

出所：同社資料よりSR社作成

出所：同社資料よりSR社作成

技術導入契約	
契約会社名	子会社（3-D Matrix, Inc.）
契約相手方名	MIT
契約書名	・「AMENDED AND RESTATED EXCLUSIVE PATENT LICENSE AGREEMENT」 ・「FIRST AMENDMENT」、「SECOND AMENDMENT」、「THIRD AMENDMENT TO AMENDED AND RESTATED EXCLUSIVE PATENT LICENSE
契約期間	本特許権に含まれる全ての登録済み特許及び出願特許が期間満了又は放棄されるまで。
主な契約内容	許諾内容 MITは3-D Matrix,Inc.に対し、MITの有する自己組織化ペプチド技術に係る特許権（出願中のものを含む。）の全世界における独占的実施権

出所：同社資料よりSR社作成

同社は複数の特許をポートフォリオ形式で積みあげていることから、初期の特許期限満了でも同社の競争優位性は引き続き維持されると述べている。同社は競争優位性を保つための特許戦略については、海外の法律事務所と共に立てている。

同社とMITとの関係について補足すると、自己組織化ペプチド技術の独占事業化権をMITの研究者グループがMITより取得、2001年5月に米国3-D Matrix,Inc.（現連結子会社）を設立した際に、同社の永野会長を始め、何人かのベイン・アンド・カンパニー出身者がエンジェル投資家として出資している。

グループ会社

▶ 3-D Matrix, Inc.：米国マサチューセッツにある100%子会社

▶ 3-D Matrix Europe SAS.：フランスリヨン市にある100%子会社

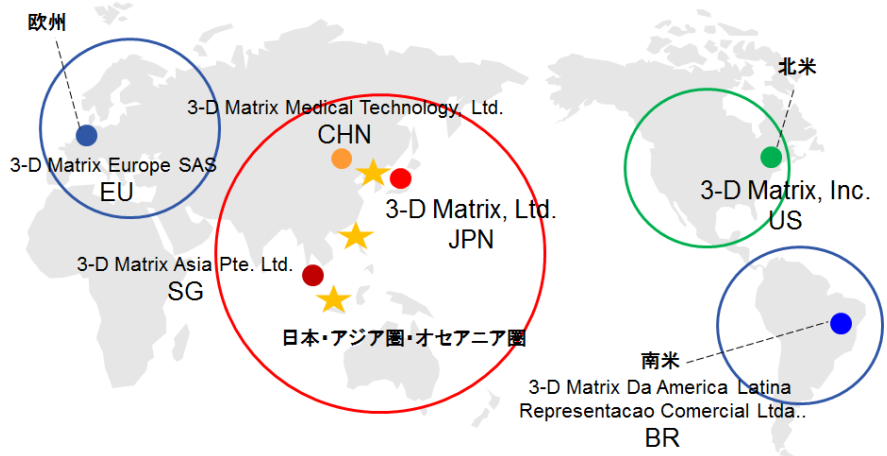
▶ 3-D Matrix EMEA.：オランダにおける100%子会社。欧州における止血材等の医療製品事業の展開

▶ 3-D Matrix Asia Pte. Ltd.：シンガポールにある100%子会社

▶ 3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.：ブラジルにある100%子会社。南米における止血剤等の医療製品事業の展開

▶ 北京立美基投资咨询有限公司：中国北京にある100%子会社。中国における止血材等の医療製品事業の展開

グローバル展開

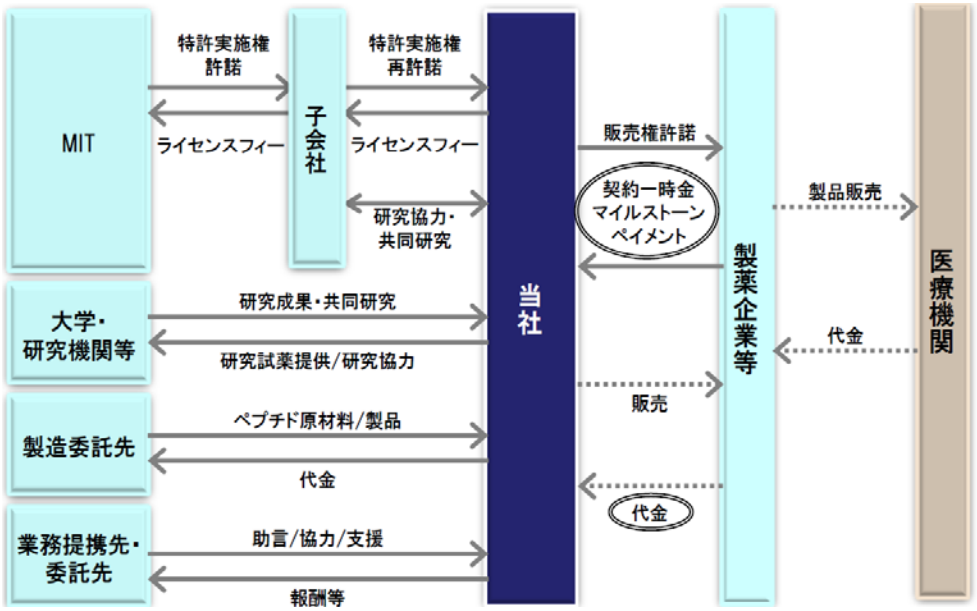


出所：会社資料

ビジネスモデル

同社のビジネスモデルは、一般的な創薬型ベンチャー企業とは大きく異なる。同社がこうしたビジネスモデルを構築できている背景の一つとして、自己組織化ペプチドの持つ様々な特長が挙げられよう。ただし、そうした特長を踏まえた上で、同社の経営陣はそれに則したビジネスモデルを創り上げてきたと述べている。

医薬品製品事業のフロー



出所：会社資料

上図は同社の主力「医薬品製品事業」の流れをみたものだ。

同社の収益は、1）契約一時金、2）マイルストーンペイメント、3）製品売上収入の3種類にわかれる。

契約一時金は、製薬企業等との提携契約締結時に収益となるものであり、マイルストーンペイメントは開発過程において提携契約に定める一定の段階を達成した場合に収益となるものである。

ここまでは、一般的な創薬型ベンチャー企業と同じだ。大きく異なるのは、同社の場合、医療機器として自ら開発を行い、製造販売承認を取得する方向であるため、最終的に同社製品が上市された場合には、製造販売元として製品売上収入を計上する点である。製品売上収入は同社が製薬企業に対して市場価格から一定料率で製品を販売し、売上計上することになる。製品販売に伴う同社の取り分は、一般的な創薬型ベンチャー企業よりも大きくなる。

2013年4月期までは、同社の売上は契約一時金及びマイルストーンペイメントによって大半が構成された。ただし、2015年4月期以降は吸収性局所止血材（TDM-621）の上市などがスケジュール通りに運べば、製品売上収入も計上されることになる。同社では、将来的に事業収益に占める製品売上収入の構成比が上昇、収益の拡大・安定化に寄与するとみている。

売上総利益率に関し、契約一時金、マイルストーンペイメントは売上総利益率が100%である。一方、製品売上に関して、同社は量産初期段階には60%程度、量産効果が出始めた後は70%程度とみている。

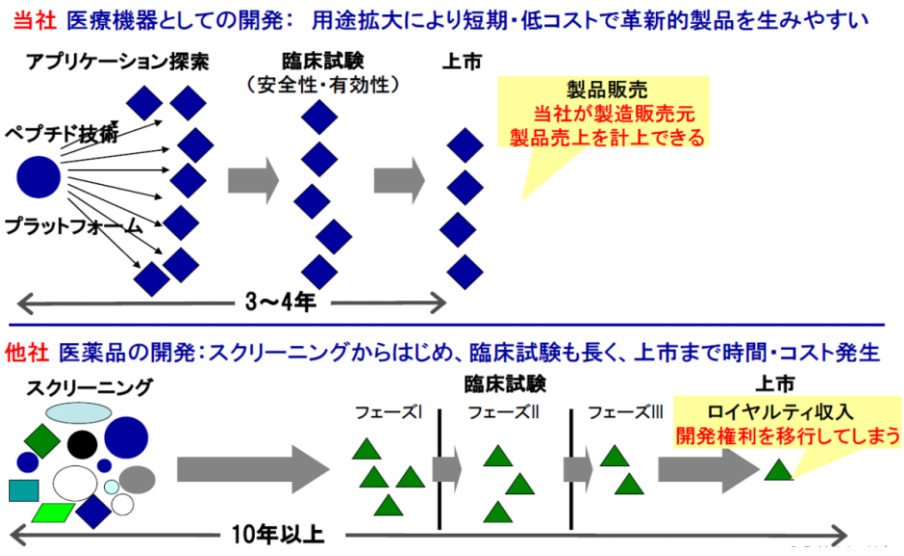
同社はMITより特許実施権の許諾を受けているため、売上の一定料率を乗じたライセンスフィーを支払っている。SR社はライセンスフィーが売上の数%程度に留まるものと推測している。

また、製造委託先からペプチド原材料の提供を受け、その代金の支払いを行っているほか、業務提携先・委託先からペプチド原材料調達、製造技術、国内外の販売提携に関する助言/協力/支援を得ているため、その報酬も支払っている。業務委託先とはCROや薬事アドバイザー等をさす。小規模・少人数の組織体制で医療製品開発を効率的に進めるため、外部機関を活用して事業を遂行している点も同社の特徴といえる。

他にも、一般的な創薬型ベンチャー企業と同社のビジネスモデルは異なる点がある。例えば、一般的な創薬型ベンチャー企業は、開発の中期段階に入るまで（PII（第II相臨床試験）前期位まで）自社で研究開発を行うケースが多く、その後製薬会社に導出するのが一般的である。1）製薬会社に導出するまでの期間が長く、2）多大な開発コストがかかる、3）開発の途中で失敗するリスクが相応に高い、などのビジネスリスクを抱えていることが多い。

一方、同社が開発している医薬製品は、「医薬品」ではなく、「医療機器」に分類される。従って、申請をしてから承認を得るまでの期間が短い。吸収性局所止血材（TDM-621）を例に取れば、開発を日本で始めたのが2009年頃。同社は2015年4月期中の上市をめざしているが、計画通りにいけば概ね5年で上市が実現する格好となる。同社によれば、開発資金も外部機関を活用した効率化によって、抑制されているとのことである。つまり、短期・低コストで製品を上市できる体制が整っている。加えて、同社のパイプラインは基本的に同一原材料（自己組織化ペプチドであるRADA16）を使用しているため、一つ目の製品の臨床試験が終われば、次の製品からは上市までのプロセスの短縮化が可能となる。

同社のビジネスモデル概略図



出所：会社資料

また、取り扱っているのが「医療機器」であるため、工程を標準化することによって、原料調達、製造などサプライチェーン全般に置いてボトルネックが生じにくい。

SW（Strengths, Weaknesses）分析

強み（Strengths）

- **自己組織化ペプチド技術の優位性：**同社が基盤技術とする自己組織化ペプチド技術は、生体適合性材料で、安全性や利便性などの多く特長を有している上、応用可能性も幅広い。基本特許群を有するMITから同社が同基本特許群の専用実施権（再許諾権付）の許諾を受けていることもあり、技術的にも知的財産権的にも極めて高い参入障壁を築いているといえるだろう。
- **独自のビジネスモデル：**同社は、医薬品と比較して、相対的に開発期間が短く、開発費用が低く抑えられる医療機器の開発に注力、製品開発期間を短縮化している。また、外部機関を活用し、小規模・少人数の組織体制で医療製品開発を効率的に進める体制を整えている。
- **市場のポテンシャル:**同社の主要パイプラインが対象としている止血剤市場や歯槽骨再建材市場は今後も市場の拡大が見込まれている。その上、同社は上記基盤技術の優位性から、その市場拡大の恩恵をまさに享受をし得るポジションに位置しているとSR社は考える。

弱み（Weaknesses）

- **パートナー選びが問われる事業形態：**パイプラインの探索、医療機器としての開発ノウハウの蓄積、事業化戦略の立案等の「企画機能」に特化する戦略を採っているため、その他機能分野におけるパートナーの選択が同社の命運を握っているといっても過言ではない。同社は、その製品力をもって交渉を進める上で有利なポジションに位置しているといえようが、望ましい販売提携先選びは課題であり続けるだろう。
- **MITの基本特許権への依存：**潜在的な弱みとして、同社のビジネスは、MITの有する自己組織化ペプチドの基本特許群に依存している。基本特許群のうち、早いものは2014年に期限が到来し、その後も順次期限切れを迎える。当然、こうした点は同社も認識しており、複数の特許をポートフォリオ形式で積みあげている。そのため、初期の特許満了でも同社の競争優位性は引き続き維持されると述べている。同社は競争優位性を保つための特許戦略については、海外の法律事務所と共に立てている。
- **人材確保の難しさ:**同社は、機能の大半を外部との連携によっているため、相対的に人員数が成長のボトルネックになりにくい事業構造となっている。ただし、同社が特化する企画機能においては、専門性の高い人材の確保が不可欠であり、事業の拡大に際し、外部からの人材採用を含めた人材確保の難しさに直面することになるだろう。

市場とバリューチェーン

市場概況

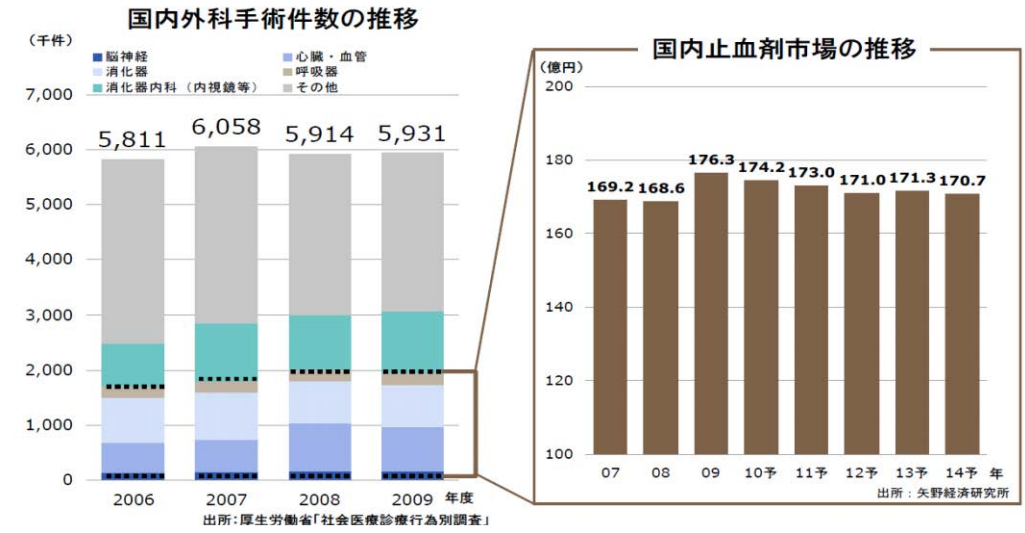
止血剤市場

国内止血剤市場

止血剤は、心臓・血管外科、呼吸器外科、消化器外科や脳神経外科などで使用されており、国内市場規模は約170億円程度と推計されている。矢野経済研究所によれば、市場規模は今後も概ね横ばい圏での推移が予想されている。もっとも、既存製品の大半がフィブリン糊、あるいはコラーゲンであり、いずれも生物由来の材料を含むため、ウィルス感染等のリスクは否定できないこと、薬事法の改正による安全管理の厳格化をクリアできずに撤退する企業が相次いだこと、などが市場の停滞につながっている側面もあると推測される。

同社は吸収性局所止血材（TDM-621）の製品発売後は、その優位性からくる既存製品の置き換えが見込めるとして、シェア50%程度の確保をめざしている。また、既存製品が生物由来製品であることでの使い控えの解消や、内視鏡・腹腔鏡との併用など新規用途の開発に取り組むことにより新規市場開拓も進むであろうとし、国内止血剤市場規模は300億円程度まで拡大すると見込んでいる。

国内止血剤市場



出所：会社資料

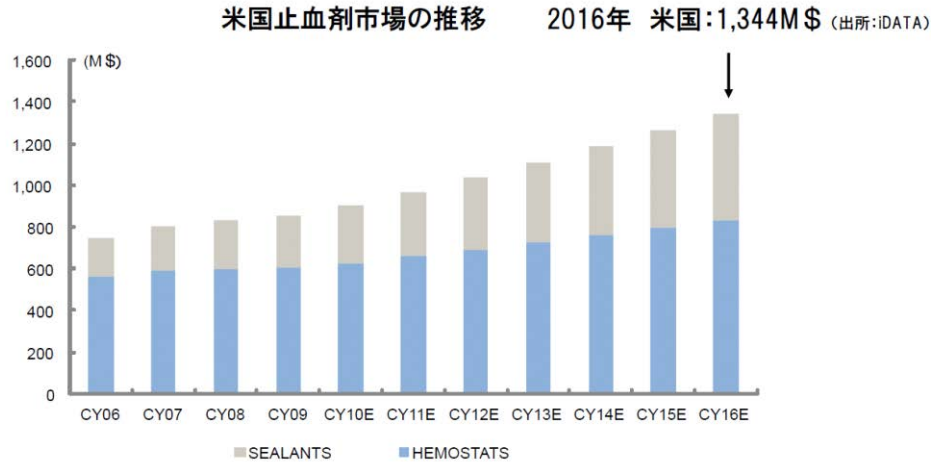
欧米の止血剤市場

米国では外科手術に止血剤が広く利用されている。今後の高齢化に伴う手術件数の増加により、年平均6%成長が予想されており、2016年には1,344百万ドルの市場規模に至ると予想されている（出所：iDATA Research）。

欧州に関しても、米国に匹敵する市場規模が見込まれ、同社によれば2016年には1,078百万ドルの市場規模が予想されるという（出所：millenniumより同社推定）。

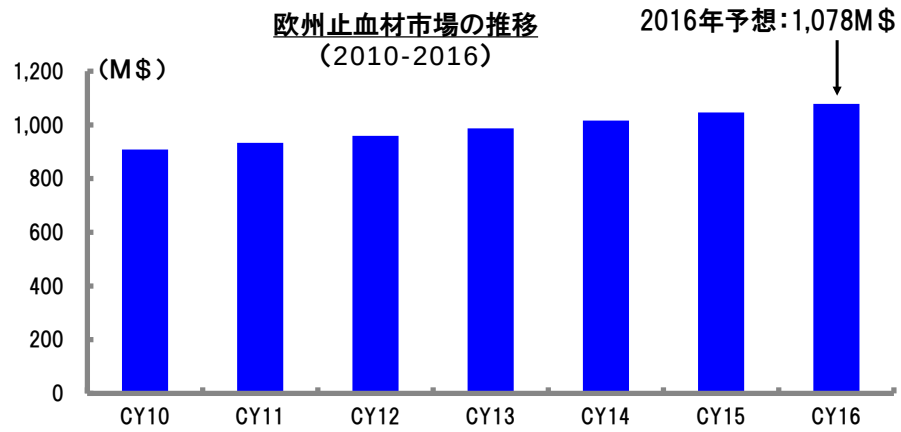
同社は欧米市場においても、販売戦略次第では30～50%のシェアを確保できる可能性があるとみている。

米国止血剤市場



出所：会社資料

欧州止血剤市場



出所：会社資料

粘膜隆起剤市場

国内において、内視鏡による病巣切除術件数は年間約80万件、年平均10%程度で増加傾向にある （出所：厚生労働省調査）。

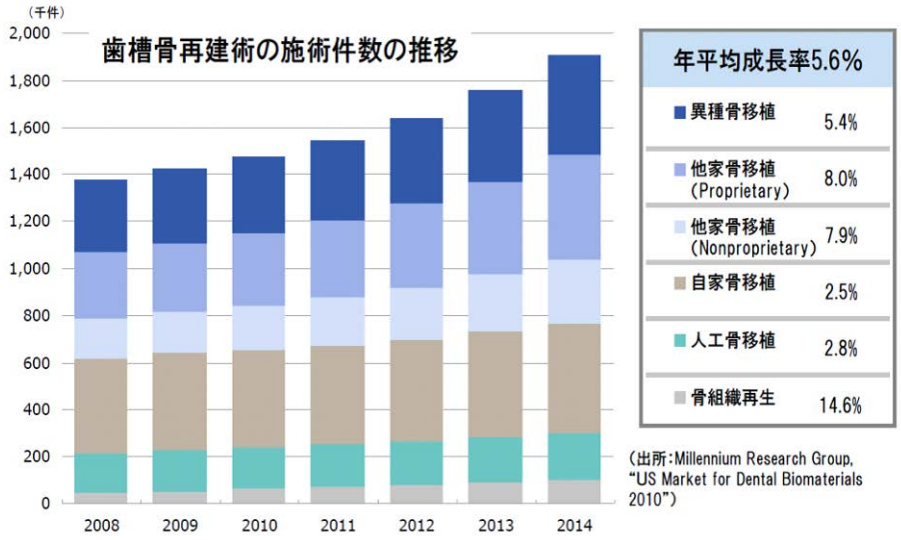
血管塞栓剤市場

国内において、頭部、胸腔・腹腔の手術件数は113,685件/年、抗癌剤、子宮筋腫への動脈塞栓の手術件数11,526件/年である（出所：厚生労働省調査）

歯槽骨再建剤市場

日本ではインプラント手術は年間60万本ほど行われている。一方、米国においては日本の10倍以上の手術が実施されているとされる。また、歯槽骨再建術の今後の推移としては年平均5.6%成長が見込まれている（出所：Millennium Research Group）。

米国における歯槽再建術件数の推移



出所：会社資料

参入障壁

同社が基盤技術とする自己組織化ペプチド技術は、生体適合性材料で、安全性や利便性などの多くの優れた特徴を有している。基本特許を有するMITから同社が同特許の専用実施権（再許諾権付）の許諾を受けていることもあり、技術的にも知的財産権的にも参入障壁が極めて高いといえるだろう。

競合環境

グローバルにみて、止血剤の主なメーカーは、CSLベーリング社、ジョンソン＆ジョンソン社、キングファーマシューティカル社、武田薬品工業株式会社（東証1部 4502）、バクシーインターナショナル社、ファイザー社、ヘムコン・メディカルテクノロジー社、インテグラ・ライフサイエンス社などである（2009年、出所：Medmarket Diligence）。

国内市場における止血剤の主な製品としては、フィブリノゲン製剤のボルヒール（販売：アステラス製薬株式会社（東証1部4503）、帝人ファーマ株式会社（帝人株式会社（東証1部　3401）の子会社）、メーカー：一般財団法人 化学及血清療法研究所）やタココンブ（メーカー：CSL ベーリング社）、コラーゲン使用吸収性局所止血材アビテン（メーカー：ゼリア新薬工業株式会社（東証1部 4559））などがある。ただし、安全性を始めとした様々な特長を踏まえれば、同社製品に優位性があるものと思われる。

また、生物由来ではない製品として、デンプン由来吸収性局所止血材アリスタAH（販売：泉工医科工業株式会社）、ウレタン素材の中心循環系非吸収性局所止血材マツダイト（販売：テルモ株式会社（東証1部 4543）、製造：三洋化成工業株式会社（東証1部 4471））がある。

経営戦略

自己組織化ペプチド技術をベースに、複数の分野で製品を開発し、上市、販売していくことをめざしている。その際、同社は、製造や販売機能は他社との事業提携によって補完し、パイプラインの探索、医療機器としての開発ノウハウの蓄積、事業化戦略の立案等の「企画機能」に特化する戦略を採っている。

同社の製品がその特長から市場で高いシェアを獲得するポテンシャルを秘めている点は疑う余地がないだろう。ただし、その潜在力を発揮するために必要となってくるのが、望ましい販売提携先選びとSR社は考える。具体的には、同社の成長ドライバーとして期待されるのは欧米市場での止血材の販売だが、そこで強力な販売網をもち、かつ同社の製品を積極的に販売してくれるようなパートナーが見つかれば、同社製品の潜在力はいかんなく発揮されよう。逆に、販売網に乏しい、あるいは既存取扱製品とのバッティングを恐れるがあまり提携はしたが、同社製品の販売に消極的なパートナーと組むケースに置いては、同社製品がその力を発揮できずに終わるリスクもある。

同社は、製品力等を踏まえれば、パートナーとの交渉を優位に進め得るポジションに（同社が）あると認識した上で、米国での有力施設・KOL（Key Opinion Leader）とのコンタクトを通じて治験実施や販売提携交渉を進めて行きたいとしている。

過去の財務諸表

前期以前の業績概況（参考）

2016年4月期第1四半期実績

2016年4月期第1四半期の業績は、事業収益47百万円（前年同期は0百万円）、営業損失519百万円（前年同期は営業損失438百万円）、経常損失477百万円（前年同期は経常損失471百万円）、当期純損失453百万円（前年同期は当期純損失635百万円）となった。

事業収益の内訳として、売上高は16百万円となった。主に欧州と香港における吸収性局所止血材「PuraStat®」の代理店を通じた製品販売売上高が計上された。また、研究開発事業収益は31百万円となった。2015年7月に韓国のDaewoong Pharmaceutical Co., Ltd.（以下、デウン社）と吸収性局所止血材「PuraStat®」のASEAN地域に関する独占販売契約を締結し、契約の対価として契約一時金を計上した。

費用面に関して、売上原価46百万円となった。売上原価が売上高を上回った理由は初期製造時の費用であり、同社によれば一時的な要因によるものであるという。研究開発費は、167百万円（前年同期比18.1%増）となった。また、研究開発費を除いた販売費及び一般管理費は海外展開の本格化に伴い354百万円（同19.0%増）となった。

なお、連結子会社が保有する外貨建て資産等の為替相場変動により生じる評価替えを要因とし、43百万円の為替差益を営業外収益として計上した。また、ストック・オプション制度の権利保有者が失権（退職）することに伴い、25百万円の新株予約権戻入益を特別利益として計上した。

同社によれば、主要パイプラインの状況は以下の通りであった。

吸収性局所止血材

日本における吸収性局所止血材の状況

日本国内については、2015年3月にの製造販売承認申請の取下げ後、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）との間で、有効性評価の科学的妥当性を検証するために再度の臨床試験に向けた協議を実施している。当第1四半期についても治験の実施内容についてPMDAと協議を継続しており、当第2四半期での治験開始を目標に取り組んでいる。前回の臨床試験との違いとして、CRO（Contract Research Organization：医薬品開発受託機関）を活用することにより、試験の効率化を図り、また、客観的な有効性評価のために比較試験が行われるとSR社は考える（SR社の認識では一般的に医薬品または医療機器の客観的な有効性を検証するためには比較試験が行われることが多い）。当期中の製造販売承認の申請に変更なく、早期の製品販売開始に向けて取り組んでいる。

欧州における吸収性局所止血材の状況

欧州においては、2014年1月にCEマーキングの指令適合を受けたことにより、プレマーケティングとしてドイツ・フランス・英国等の主要国において、著名医師や有力医療機関をターゲットに臨床使用の実績を重ね、当第1四半期に英国に続きドイツにおいても、心臓血管外科などの有力医療機関に向けて代理店を通じた製品販売を開始した。

欧州での販売パートナーへの販売権許諾については、当第1四半期も引続きパートナー候補先3社と交渉を実施している。臨床実績等を踏まえた製品評価も進展していることから、当第3四半期末での契約締結に向け取り組んで

いる。

アジアにおける吸収性局所止血材の状況

アジア（シンガポール・インドネシア・韓国等）においても、CEマーキング採用地域であることから、各国で医療機器としての製品登録申請や製品販売に向けた活動に取り組んでいる。前期にシンガポール、インドネシアで製品登録承認を取得した。

当第1四半期には、韓国のデウン社との間で、ASEAN地域（タイ・ベトナム・フィリピン）への展開に向けた独占販売権許諾契約を締結した。デウン社に独占販売権を許諾している韓国では製品登録申請中であり当期中の登録承認と来期中での販売を予定している。また、ASEAN地域（タイ・ベトナム・フィリピン）も当期中の登録承認と来期中での製品販売開始を予定している。

加えて、当期の製品販売に向けてインドネシアの販売パートナーであるPT. Teguhsindo Lestaritamaよりオーダーを受けており、マレーシアでも現地代理店と販売に向けた準備を実施していることから、当第2四半期から第3四半期にかけてインドネシア・マレーシアでの販売を開始する。

南米における吸収性局所止血材の状況

南米（ブラジル・コロンビア・メキシコ等）については、CEマーキング採用地域であることから、コロンビアでは当第1四半期に製品登録承認を取得した。南米地域ではチリとコロンビアでの販売が可能となったことから、代理店と販売開始に向けた準備を進める方針である。

また、ブラジル・メキシコにおいても同申請を実施済みであり、当期に3ヵ国での製品登録承認の取得を完了させて、製品販売の開始を計画している。

米国における吸収性局所止血材の状況

米国においては、米国国内での臨床試験の開始に向け、米国食品医薬品局（FDA）とプロトコルに関する協議を進めている。当期中の開始を予定している。

粘膜隆起材

2014年12月より日本において臨床試験を開始したが、有効性をより明確にできる試験方法や製剤の検討を実施するために、2015年2月に臨床試験を自主的に一時中断することとした。当第3四半期末までを目途に治験を再開することで、2015年9月時点では製品上市までの開発計画に変更を及ぼさない予定である。

歯槽骨再建材

米国国内での臨床試験を実施しており15症例の施術・経過観察が完了し骨形成に良好な結果やデータを得たことから、FDA承認を得て当第1四半期より次のフェーズでの臨床試験を開始した。骨形成を確認するため経過観察に時間を要するが、引き続き製品化に向けた開発を進める。

創傷治癒材

米国において、2014年10月にFDAに市販前届510（k）の申請を行い、2015年2月に510（k）の承認を受け、販売の許認可を得た。他薬剤とのコンビネーション（抗生物質・抗がん剤・ヒアルロン酸等との混合投与）により治療効果の増大が期待できることから、当第1四半期においても引き続き、熱傷治療、皮膚がん治療を中心に美容整

形分野において付加価値の高い製品化を進めている。

その他領域

その他領域では、同社と国立がん研究センターの「RPN2標的核酸医薬によるトリプルネガティブ乳がん治療」共同プロジェクトに関して、同社は自己組織化ペプチドA6KをsiRNA核酸医薬のDDS（ドラッグ・デリバリー・システム）として提供している。当第1四半期において国立がん研究センター、同研究所と共同開発した新規siRNA核酸製剤「TDM-812（RPN2siRNA/A6K複合体）」を用いた国立がんセンターによる医師主導治験が開始された。当該治験は治療抵抗性の乳がんで体表から触知できる局所腫瘤（かたまり）を有する患者を対象とした、世界で初めて人へ投与するファースト・イン・ヒューマンの治験である。

また、同社は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と、2010年度より「次世代機能代替技術の研究開発／次世代再生医療技術の研究開発／少量の細胞により生体内で自己組織の再生を促す自律成熟型再生デバイスの開発」に係る共同研究を行っており、同社は自己組織化ペプチドを軟骨再生の足場材として技術提供している。

2015年4月期通期実績

2015年4月期の業績は、事業収益100百万円（前期は107百万円）、営業損失1,903百万円（前期は営業損失1,518百万円）、経常損失1,795百万円（前期は経常損失1,524百万円）、当期純損失1,995百万円（前期は当期純損失1,525百万円）となった。

事業収益は、吸収性局所止血剤の製品販売3百万円、同止血材のインドネシア承認取得に伴うマイルストーン収益51百万円、国立がん研究センターのプロジェクト受託研究費を計上した。

費用面に関して、研究開発費は、816百万円（前期比36.3%増）となった。また、研究開発費を除いた販売費及び一般管理費は海外展開の本格化に伴い1,185百万円（同15.8%増）となった。

なお、連結子会社が保有する外貨建て資産等の為替相場変動により生じる評価替えを要因とし、141百万円（第1四半期3.5百万円、第2四半期54.8百万円、第3四半期72.7百万円、第4四半期10.0百万円）の為替差益を営業外収益として計上した。

同社によれば、主要パイプラインの状況は以下の通りであった。

吸収性局所止血材

日本国内については、国内での製造販売に向けて独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下、PMDA）に製造販売承認を申請していたが、2015年3月に申請の取下げを行い、有効性評価の科学的妥当性を検証するために再度の臨床試験および製造販売承認の申請を行うこととした。今後についてはPMDAと引続き協議を進め2016年4月期上期中の臨床試験の開始に向けて取り組んでいく。

欧州においては、2014年1月にCEマーキングの指令適合を受けたことにより、CEマーキングを適用する地域への販売及び臨床試験を実施せずに製品登録申請をすることが可能となった。これを受け、2014年8月に欧州主要国であるドイツでの臨床使用を開始した。その後もプレマーケティングとしてドイツ・フランス・英国等の主要国において、著名医師や有力医療機関をターゲットに臨床使用の実績を重ね、当第4四半期より、英国、スイスにおい

て代理店を通じて製品販売を開始し事業収益を計上した。また、同時に進めてきた欧州での販売パートナーへの販売権許諾については、2015年4月期内での契約締結までに至らず、複数社との交渉を継続することとなった。

同社によれば、欧州での臨床使用はCEマーク取得後の2014年7月から2015年3月の間に、心臓血管外科の20症例を中心に53症例に使用された。その結果、医師からのフィードバック（口頭やメモなどで、医師の意見をまとめたもの）として、操作性がよい、使いやすい、よく見えるなどの評価を得ているという。

アジア（シンガポール・インドネシア・韓国等）においても、CEマーキング採用地域であることから、各国で医療機器としての製品登録申請や製品販売に向けた活動に取り組んでいる。シンガポールでは2014年6月に登録申請を行い、同年9月に同登録承認を取得した。インドネシアでも2014年7月に登録申請を行い、2015年4月に同登録承認を取得した。また、また、韓国では2015年1月に登録申請を行い2015年6月現在審査中である。なお、インドネシアでは販売提携先より登録承認の取得に伴うマイルストーンペイメントを取得し、同登録承認を必要としない香港において製品販売を開始するなど事業収益を計上した。

南米（ブラジル・コロンビア・メキシコ等）については、CEマーキング採用地域であることから、コロンビアでは2015年3月に登録申請を行い現在審査中である。またブラジル・メキシコにおいても同申請の準備を進めている。

米国においては、米国国内での臨床試験の開始に向け、米国食品医薬品局（FDA）とプロトコルに関する協議を進めている。2016年4月期中の開始を予定している。

粘膜隆起材

2014年12月より臨床試験を開始。7施設での治験を予定しており、有効性、安全性を既承認品と比較検討する。治験開始で先行した2施設において、1カ月約50症例の治験を行った段階で、治験が予定より早く進むことがわかったため、有効性をより明確にできる試験方法や製剤の検討を実施することとし、2015年2月に臨床試験を自主的に一時中断することとした。2016年4月期第3四半期末までを目途に治験を再開することで、2015年6月時点では製品上市までの開発計画に変更を及ぼさない予定であり、製品優位性を確保し早期に治験の再開を目指す。

歯槽骨再建材

米国国内において、1st Pilot Study臨床試験を実施しており15症例の施術・経過観察が完了し骨形成に良好な結果やデータを得たこと。2nd Pilot Study の治験プロトコルの承認をFDAより受けて、2016年4月期上期に次のフェーズでの試験を実施していく予定である。

創傷治癒材

米国において、2014年10月にFDAに市販前届510（k）の申請を行い、2015年2月に510（k）の承認を受け、販売の許認可を得た。2015年6月時点において、他薬剤とのコンビネーション（抗生物質・抗がん剤・ヒアルロン酸等との混合投与）により治療効果の増大が期待できることから、熱傷治療、皮膚がん治療、美容整形分野で付加価値の高い製品化を進めている。

国立がん研究センターとの共同研究

同社と国立がん研究センターの「RPN2標的核酸医薬によるトリプルネガティブ乳がん治療」共同プロジェクトに関する補助金を受託研究費として受領し事業収益として計上した。同社は自己組織化ペプチドA6KをsiRNA核酸医薬のDDS（ドラッグ・デリバリー・システム）として提供しており、国立がん研究センターによる医師主導治験

が開始された。

新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）との共同研究

同社は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と、2010年度より「次世代機能代替技術の研究開発／次世代再生医療技術の研究開発／少量の細胞により生体内で自己組織の再生を促す自律成熟型再生デバイスの開発」に係る共同研究を行っており、当該研究に関する補助金を補助金収入として計上した。同社は自己組織化ペプチドを軟骨再生の足場材として技術提供している。

2015年4月期第3四半期実績

2015年4月期第3四半期の業績は、事業収益0百万円（前年同期は56百万円）、営業損失1,514百万円（前年同期は営業損失1,049百万円）、経常損失1,423百万円（前年同期は経常損失1,058百万円）、四半期純損失1,588百万円（前年同期は四半期純損失1,059百万円）となった。

費用面に関して、研究開発費は、603百万円（前年同期比40.9%増）となった。また、研究開発費を除いた販売費及び一般管理費は海外展開の本格化に伴い911百万円（同35.0%増）となった。

なお、連結子会社が保有する外貨建て資産等の為替相場変動により生じる評価替えを要因とし、第3四半期連結累計期間において131百万円（第1四半期3.5百万円、第2四半期54.8百万円、第3四半期72.7百万円）の為替差益を営業外収益として計上した。

同社によれば、主要パイプラインの状況は以下の通りであった。

吸収性局所止血材（TDM-621）

2014年1月にCEマーキングの指令適合を受けたことにより、CEマーキングを適用する地域への販売及び臨床試験を実施せずに製品登録申請をすることが可能となった。これを受け同社は、欧州において、有力施設での臨床使用を開始した。同社によれば、2014年後半から欧州においてKOL（key opinion leader）による☒吸収性局所止血材（TDM-621）の臨床使用が開始された。2015年3月現在、60例程度のフィードバックを得ており、止血効果、視認性、安全性などで高評価を得ているという。同社は引き続き有力施設へのPuraStat®の採用向上に向け臨床使用を拡大している。また、並行して、欧州での販売パートナーとの販売提携について、引き続き交渉を進めている。

欧州以外の地域について、CEマーキングを利用したPuraStat®の製品展開に向け、事業を進めている。同社シンガポール子会社である3-D Matrix Asia Pte. Ltd.を中心に2014年6月にはシンガポール、7月にはインドネシアでの製品登録申請を行い、9月にはシンガポールにおける医療機器製品登録承認を取得した。また、9月には香港において臨床使用が開始され、今後も引き続き、アジア、オセアニア地域での製品展開を進めていくとしている。

PuraStat®の南米への展開を進めるため、2014年6月にブラジルに子会社を設立し、南米地域での製品登録準備、販売提携先の探索を進めおり、同年10月にはチリにおいて臨床使用が開始された。

日本国内については、2011年5月31日付で独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に製造販売承認申請を行い、審査に関する対応および協議を進めてきたが、同社が製造販売承認を取得するためには、有効性についてより精度の高い検証が必要との結論に至り、2015年3月13日付で承認申請を一旦取り下げ、新たに臨床試験を実施し、再度製造販売承認申請を行うこととした。2015年3月現在、臨床試験実施に向けての詳細な検討を進めており、

2016年4月期中の臨床試験開始を計画している。

米国においては、米国内での臨床試験の開始に向け、米国食品医薬品局（FDA）と協議を進めている。また、中国においても臨床試験の開始に向けた準備を進めている。

歯槽骨再建材（開発コード：TDM-711）
米国において、臨床試験の拡大に向け、FDAと協議を進めている。

粘膜隆起材（開発コード：TDM-641）
2014年12月より臨床試験を開始したが、臨床試験症例において、前臨床試験の結果より想定した有効性に対して十分な結果が得られない傾向にあることから、有効性をより明確にできる試験方法および製剤の開発等を検討するために、臨床試験を自主的に一時中断することとした。

創傷治癒材（TDM-511）
米国において、2014年10月にFDAに510（k）の申請を行い、2015年2月に510（k）の承認を取得した。

2014年4月期通期実績

2014年6月12日、同社は2014年4月期通期決算を発表した。
事業収益はインドネシアにおける吸収性局所止血材（TDM-621）の独占販売権許諾契約締結に関する契約一時金、国立がん研究センターからの受託開発費の受領により、107百万円（前期比234.7%増）となった。

事業費用は、グローバル展開に伴う販売費及び一般管理費、研究開発費の増加により1,626百万円（前期比57.6%増）となった。内訳は研究開発費599百万円（同51.5%増）、販売費及び一般管理費1,024百万円（同61.0%増）であった。

以上の結果、営業損失1,518百万円（前期営業損失は999百万円）、経常損失1,523百万円（前期経常損失は977百万円）、当期純損失1,525百万円（前期純損失は978百万円）となった。
主要パイプラインの状況は以下の通りであった。

吸収性局所止血材（TDM-621）
国内においては、製造販売承認申請に係る独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）による製造販売承認申請中である。海外展開に関し、米国では臨床試験開始に向け、米国食品医薬品局（FDA）と協議を進めている。また、欧州地域においては、2014年1月14日付でCEマーク指令適合を受け、EU加盟国での販売が可能となった。製品製造を開始し有力医療機関での使用開始に向けて取り組んでいる。また、CEマークを取得したことにより、CEマークを採用しているその他のアジア・オセアニア・南米地域においても、臨床試験を実施せずに製造販売承認申請を行うことが可能となった。

同社は、欧州において複数の有力施設での臨床研究実施に向けた取り組みを開始しており、各国の推奨リストへの採用ならびに各医療機関での採用向上に向け事業を進めている。また、販売パートナーとの販売権許諾契約の締結に向けた交渉を進めている。

その他地域においては、2013年5月に同社のシンガポール子会社3-D Matrix Asia Pte. Ltd.がインドネシアPT.

Tegushindo Lestaritamaと、インドネシアにおける独占販売権許諾契約を締結した。

歯槽骨再建材（開発コード：TDM-711）
米国において15症例の施術、経過観察が完了しており、当該結果をもとにFDAと今後の臨床試験の開始に向けた協議を継続している。

粘膜隆起材（開発コード：TDM-641）
臨床試験の開始に向け、PMDAと協議を進めている。

その他では、同社と国立がん研究センターの「RPN2標的核酸医薬によるトリプルネガティブ乳がん治療」共同プロジェクトが、2011年度厚生労働科学研究費補助金における「国立がん研究センターPhase Ⅰセンター早期開発研究」の一課題として採択され、受託研究費を受領し事業収益として計上した。

また、同社は独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と、2010年より「次世代機能代替技術の研究開発／次世代再生医療技術の研究開発／少量の細胞により生体内で自己組織の再生を促す自律成熟型再生デバイスの開発（生体内で自律的に成熟する臓器再生デバイスのための実用化研究開発）」に係る共同研究を行っている。

2013年4月期通期実績

2013年6月13日、同社は2013年4月期通期決算を発表した。

事業収益32百万円、経常損失977百万円、当期純損失978百万円であった。同社は2013年4月19日、通期会社予想の修正を既に行っている。
同社によれば、主要パイプラインの状況は以下の通りであった。

吸収性局所止血材（TDM-621）
国内においては、製造販売承認申請に係る、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）による審査が継続している。また、製品化に向けた生産体制の整備の最終段階を迎えている一方、 医療機関における品質マネジメントシステムの国際標準規格であるISO13485の認証を取得したことにより、TDM-621の世界各国への輸出の準備が大いに進展したとしている。海外展開に関し、米国では米国食品医薬品局（FDA）にIDE（Investigational Device Exemption：日本の治験計画届に相当）の申請を行った。また、欧州では、CEマーク（EU市場内で医療機器の販売を行うためには、EU加盟国の基準を満たすものに付けられるCEマークの取得が必要となる）取得申請を予定している。またシンガポール子会社を中心として、韓国及び台湾の事業パートナーとの関係強化を図るとともに、その他アジア地域への展開も視野に事業展開を進めている。

歯槽骨再建材（TDM-711）
米国子会社で、2012年2月から臨床試験を実施。プロトコルで規定した15症例の施術が完了し、経過観察の実施中である。今後、それらの結果をもとにFDAと次の段階の協議を開始する。

粘膜隆起材（TDM-641）
臨床試験の開始に向けた準備を進めている。

損益計算書

損益計算書（百万円）	10年4月期	11年4月期	12年4月期	13年4月期	14年4月期	15年4月期
	連結	連結	連結	連結	連結	連結
事業収益	**402**	**158**	**1,107**	**32**	**107**	**100**
前年比	-	-60.6%	599.5%	-97.1%	234.7%	-6.9%
売上高	2	8	7	0	6	3
研究開発事業収益	400	150	1,100	32	101	96
売上原価	1	2	3	0	3	2
事業費用計	467	641	753	1,031	1,626	2,003
研究開発費	111	233	251	395	599	816
販売費及び一般管理費	355	406	499	636	1,024	1,185
営業利益	**-65**	**-482**	**354**	**-999**	**-1,518**	**-1,903**
前年比	-	-	-	-	-	-
営業利益率	-	-	32.0%	-	-	-
営業外収益	11	0	3	38	32	153
受取利息	0	0	0	0	1	3
為替差益	-	-	1	34	27	141
補助金収入	-	-	2	2	4	4
営業外費用	5	27	48	17	38	45
支払利息	-	-	0	8	12	8
支払手数料	-	-	6	6	6	4
株式交付金	2	2	14	1	16	32
経常利益	**-60**	**-510**	**310**	**-978**	**-1,524**	**-1,795**
前年比	-	-	-	-	-	-
経常利益率	-	-	28.0%	-	-	-
特別利益	-	-	-	-	-	-
特別損失	-	3	-	-	-	-
法人税等	1	21	1	1	2	5
当期純利益	**-61**	**-534**	**309**	**-978**	**-1,525**	**-1,995**
前年比	-	-	-	-	-	-
利益率	-	-	27.9%	-	-	-

出所：会社データよりSR社作成
*表の数値が会社資料とは異なる場合があるが、四捨五入により生じた相違であることに留意。

2012年4月期

事業収益は1,107百万円。内訳は、1）吸収性局所止血材（以下「TDM-621」）に係るマイルストーンペイメントと一時金の計上、2）粘膜隆起材（以下、「TDM-641」）に係る契約一時金、3）国立がん研究センターとの共同プロジェクトの受託研究費、などである。

事業費用は、研究開発費用、事業拡大に伴う人員の増加による費用及び上場に伴う費用を計上したことにより、753百万円となった。

営業利益は354百万円。営業外収益3百万円、営業外費用で上場に伴う株式交付費14百万円、支払報酬26百万円等合計48百万円を計上した結果、経常利益は310百万円、当期純利益は309百万円となった。

同社は2012年4月に会社予想の上方修正を行った。しかし、研究開発費を始めとした事業費用が計画よりも抑制されたことによって、営業利益は会社予想300百万円を上回る実績であった。

2011年4月期

事業収益は158百万円（2010年4月期：402百万円）となった。これは主に、契約一時金による研究開発事業収益が150百万円（2010年4月期は400百万円）となったことによる。一方、事業費用は641百万円と2010年4月期よりも174百万円の増加となった。これは主に、人員の増加等に伴い販売管理費が50百万円したこと及びTDM-621の治験費用の増加等に伴い研究開発費が122百万円増加したことによる。その結果、営業損失は482百万円（2010年4月期は65百万円、経常損失は510百万円（同60百万円）、当期純損失が534百万円（同61百万円）となった。

貸借対照表

貸借対照表　（百万円）	10年4月期 連結	11年4月期 連結	12年4月期 連結	13年4月期 連結	14年4月期 連結	15年4月期 連結
資産						
現金・預金	544	589	1,758	2,033	2,641	5,137
売掛金	-	-	-	-	-	52
たな卸資産	33	39	25	261	789	777
その他	17	39	718	190	163	290
流動資産合計	**594**	**666**	**2,501**	**2,484**	**3,593**	**6,204**
有形固定資産合計	**7**	**6**	**88**	**107**	**103**	**94**
投資その他の資産合計	**19**	**22**	**30**	**47**	**86**	**118**
のれん	537	467	397	327	257	187
特許実施権	42	38	40	46	56	136
無形固定資産合計	**578**	**505**	**437**	**383**	**339**	**393**
固定資産合計	**604**	**533**	**554**	**536**	**528**	**605**
資産合計	**1,198**	**1,199**	**3,055**	**3,020**	**4,121**	**6,809**
負債						
未払金	12	16	22	48	92	139
未払費用	4	24	30	43	37	33
短期有利子負債	-	-	-	-	-	-
その他	15	9	59	821	829	238
流動負債合計	**31**	**49**	**112**	**913**	**958**	**409**
長期有利子負債	-	-	-	-	-	-
その他	-	0	55	42	29	18
固定負債合計	**-**	**0**	**55**	**42**	**29**	**18**
負債合計	**31**	**49**	**167**	**955**	**988**	**428**
純資産						
資本金	1,109	1,359	2,070	2,139	3,339	5,930
資本剰余金	1,099	1,349	2,060	2,129	3,329	5,920
利益剰余金	-1,063	-1,596	-1,288	-2,266	-3,792	-5,787
新株予約権		11	19	34	228	341
純資産合計	**1,167**	**1,150**	**2,888**	**2,066**	**3,133**	**6,382**
運転資金	21	22	3	213	697	690
有利子負債合計	-	-	-	-	-	-
ネット・デット	-544	-589	-1,758	-2,033	-2,641	-5,137

出所：会社データよりSR社作成
*表の数値が会社資料とは異なる場合があるが、四捨五入により生じた相違であることに留意。

資産

資産の大半が現金及び預金である。2015年4月期において、現金及び預金は総資産の75%を占めた。2015年4月期において、たな卸資産は777百万円と資産合計の11%を占める。これは、ペプチド原材料の購入による。2015年4月期にのれんが187百万円計上されている。のれんは米3-D Matrix,Inc.を子会社化した際に発生したものである（年間約70百万円の償却費が発生、償却は2019年4月期まで発生する見込み）。

負債

有利子負債はなく、主に営業債務が存在する。

純資産

同社は研究開発型企業であり、医薬製品が販売されるまでには研究開発費用が先行して計上されることとなる。

そのため、マイナスの繰越利益剰余金を計上している。

同社がこれまで実施してきた主な株式発行等による資本金及び資本準備金の増加は下記のようになる。

年月	資金調達の概要
2007年10月	有償第三者割当579百万円（普通株1,448株発行、割当先：3DM Investmen, LLC、Massachusetts Institute of Technology）
2009年11月	有償第三者割当500百万円（普通株1,250株発行、割当先：安田企業投資4号投資事業有限責任組合、JAIC-中小企業グローバル支援投資事業有限責任組合、ソネット・エムスリー株式会社（現エムスリー株式会社）、ジャフコ・産学バイオインキュベーション投資事業有限責任組合、TAIB-JAIC Asian Balanced Private Equity Fund）
2010年9月	有償第三者割当200百万円（普通株400株発行、割当先：扶桑薬品工業社）
2010年9月	有償第三者割当300百万円（普通株600株発行、割当先：Excelsior Medical Co., Ltd.、Daewoong Pharmaceutical Co. LTD）
2011年10月	公募増資1,352百万円（普通株700千株発行）
2013年7月	公募増資2,289百万円（普通株550千株発行）
2014年7月	公募増資5,051百万円（普通株1,270千株発行）

1株当たり数値

一株当りデータ（円）	10年4月期 連結	11年4月期 連結	12年4月期 連結	13年4月期 連結	14年4月期 連結	15年4月期 連結
期末発行済株式数（千株）	8	9	4,589	9,468	19,876	21,438
EPS	-7,871	-58,896	74	-105	-78	-95
EPS（潜在株式調整後）	-	-	69	-	-	-
DPS	-	-	-	-	-	-
BPS	137,634.2	120,159.5	625.1	107.3	146.2	281.8
一株当りデータ（円、株式分割調整後）						
期末発行済株式数（千株）	13,568	15,168	18,355	18,936	19,876	21,438
EPS	-4	-35	18	-53	-78	-95
EPS（潜在株式調整後）	-	-	17	-	-	-
DPS	-	-	-	-	-	-
BPS	86.0	75.1	156.3	53.7	146.2	281.8

出所：会社データよりSR社作成
*表の数値が会社資料とは異なる場合があるが、四捨五入により生じた相違であることに留意。

同社が実施してきた株式分割は下記の通りとなる。

▶ 2011年7月：株式分割（1：100）を実施、発行済株式総数は（普通株式）948千株に

▶ 2011年8月：株式分割（1：4）を実施、発行済株式総数は（普通株式）3,792千株に

▶ 2012年9月：株式分割（1：2）を実施、発行済株式総数は（普通株式）9,222千株に

▶ 2013年6月：株式分割（1：2）を実施、発行済株式総数は（普通株式）18,936千株に

新株予約権と希薄化

2015年4月末時点で、新株予約権が758千株存在。仮に新株予約権が全て行使されたとすると、（2015年4月末の発行済株式数は21,438千株のため）株式価値は約3.5%希薄化する計算となる。

キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書（百万円）	10年4月期 連結	11年4月期 連結	12年4月期 連結	13年4月期 連結	14年4月期 連結	15年4月期 連結
営業活動によるキャッシュフロー(1)	-28	-434	-131	-647	-1,680	-1,905
投資活動によるキャッシュフロー(2)	-13	-18	-100	-56	-83	-126
FCF (1+2)	**-40**	**-452**	**-231**	**-703**	**-1,763**	**-2,030**
財務活動によるキャッシュフロー	573	498	1,400	983	2,360	4,511
減価償却費及びのれん償却費 (A)	75	79	79	86	102	53
設備投資 (B)	-11	-10	-90	-36	-40	-82
運転資金増減 (C)	-	1	-20	210	485	-7
単純FCF (NI+A+B-C)	**-**	**-467**	**318**	**-1,139**	**-1,948**	**-2,017**

出所：会社データよりSR社作成
*表の数値が会社資料とは異なる場合があるが、四捨五入により生じた相違であることに留意。

営業キャッシュフロー

税引前利益の変動によって、ほぼ左右されるものと推測される。

投資キャッシュフロー

有形固定資産取得や無形固定資産等によって、小幅ながら変動してきた。

財務キャッシュフロー

フリーキャッシュフローがマイナスのため、エクイティファイナンス等によって資金を調達してきた。

その他情報

沿革

同社は、米国Massachusetts Institute of Technology（マサチューセッツ工科大学、以下「MIT」）のShuguang Zhang博士の発明による自己組織化ペプチド技術による医療機器の開発・製造・販売を目的として、2004年5月に設立された。

設立までの経緯を辿ると、1992年、MITのShuguang Zhang博士が、自己組織化ペプチドを発見した。この技術の独占事業化権をMITの研究者グループがMITより取得、2001年5月に米国3-D Matrix,Inc.（現連結子会社）を設立した。この際、同社の永野会長を始め、何人かのベイン・アンド・カンパニー出身者がエンジェル投資家として出資している。永野会長は、自己組織化ペプチド技術を基盤とした事業の将来性を確信。日本、アジアでの自己組織化ペプチド技術による医療機器の事業化を目的として、2004年5月に同社が設立するに至った。

同社は設立後の2004年10月に米国3-DMatrix,Inc.との間でLICENSE AND SUPPLY AGREEMENTを締結し、本技術に関する特許の実施権の再許諾を受けた。その後、米国3-D Matrix,Inc.はなかなか事業が伸展しなかったが、同社はMITと密接な関係を続けた。その後、MIT Scientific Foundersと協議、賛同を得た上で、株式交換を実施、2007年10月に米国3-D Matrix,Inc.を完全子会社とし、現在の事業形態となった。

1992年	MITのShuguang Zhang博士が、自己組織化ペプチドを発見
2001年5月	MIT発のバイオベンチャーとして米国において3-D Matrix,Inc.（現連結子会社）設立
2003年4月	米国3-D Matrix,Inc. （現連結子会社）が、自己組織化ペプチドに係る特許権を保有しているMITとの間で、その専用実施権（再許諾権付）の許諾を受けるライセンス契約「Exclusive Patent License Agreement」を締結
2004年5月	自己組織化ペプチド技術の日本における事業化を目的としてに株式会社スリー・ディー・マトリックス・ジャパンを設立
2004年10月	・米国3-D Matrix,Inc. （現連結子会社）との間で、自己組織化ペプチドに係る特許の実施権の再許諾を受ける「LICENSE AND SUPPLY AGREEMENT」を締結（注） ・米国3-D Matrix,Inc. （現連結子会社）が研究機関等と締結した研究試薬無償供給契約を同社と当該研究機関等との間の契約に移管し、PuraMatrix製品の無償供給を開始
2007年10月	米国3-D Matrix,Inc.を子会社化
2008年2月	Becton, Dickinson and Companyと「SUPPLY AGREEMENT」を締結し、研究試薬用途におけるPuraMatrix製品（RADA16）の全世界における独占販売権を許諾
2008年3月	商号を株式会社スリー・ディー・マトリックスに変更
2008年10月	自己組織化ペプチドの吸収性局所止血材（TDM-621）としての適用方法に関して特許出願
2009年4月	伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社とペプチド原材料の調達、製品製造の業務委託先選定、販売提携先選定の助言、協力、支援等について「業務提携契約」を締結
2009年7月	扶桑薬品工業株式会社と「独占販売権許諾契約書」を締結し、吸収性局所止血材（TDM-621）の国内における独占販売権を許諾
2009年8月	吸収性局所止血材（TDM-621）の治験計画届出書を独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」）に提出
2010年1月	吸収性局所止血材（TDM-621）の臨床試験を開始

2010年8月	第一種医療機器製造販売業許可を取得（東京都、許可番号：13B1X10105）
2010年9月	・米国3-D Matrix,Inc.が歯槽骨再建材（TDM-711）のIDEを米国食品医薬品局（以下「FDA」）に提出 ・韓国Daewoong Pharmaceutical Co.LTDと「PARTNERSHIP AGREEMENT」を締結し、吸収性局所止血材（TDM-621）の韓国における独占販売権を許諾 ・台湾Excelsior Medical Co.,Ltd.と「LICENSE AGREEMENT」を締結し、吸収性局所止血材（TDM-621）の台湾における独占的開発・製造及び販売権を許諾
2011年5月	・扶桑薬品工業社と吸収性局所止血材（TDM-621）の製造委受託契約を締結 ・吸収性局所止血材（TDM-621）の治験終了届をPMDAに提出 ・吸収性局所止血材（TDM-621）の製造販売承認申請をPMDAに提出
2011年7月	米国3-D Matrix,Inc.が、歯槽骨再建材（TDM-711）について、FDAからIDEの承認を取得
2012年2月	・扶桑薬品工業社と粘膜隆起材（TDM-641）の独占販売権許諾契約を締結 ・歯科インプラント向け製品「歯槽骨再建材（TDM-711）」の米国での臨床試験の開始（最初の患者登録・施術を開始）
2012年3月	慶應義塾大学医学で同社の自己組織ペプチド技術を新規応用した医師主導型臨床研究を開始
2012年4月	・吸収性局所止血材（TDM-621）の販売提携に関して扶桑薬品工業社・科研製薬社間で基本合意書を締結 ・フランス（リヨン市）に欧州子会社3-D Matrix Europe SAS.を設立
2012年10月	シンガポールに子会社3-D Matrix Asia Pte. Ltd.を設立
2013年2月	吸収性局所止血材（TDM-621）を米国FDAへIDE申請
2013年3月	国際標準規格ISO13485を取得
2013年5月	インドネシアPT. Teguhsindo Lestaritamaと吸収性局所止血材（TDM-621）に関する独占販売権許諾契約を締結
2014年1月	欧州において、吸収性局所止血材「TDM-621」の販売開始に必要なCEマークの指令適合について、第三者認証機関より認証を取得
2014年6月	ブラジル連邦共和国サンパウロ市に、100%出資子会社3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.を設立
2014年9月	中華人民共和国北京市に、100%出資子会社北京立美基投資咨詢有限公司を設立
2015年2月	米国において創傷治癒材の市販前届出510（k）承認を取得
2015年4月	インドネシア共和国における吸収性局所止血材の医療機器製品登録承認を取得
2015年5月	オランダに100%出資子会社3-D Matrix EMEAを設立
2015年7月	Daewoong Pharmaceuticalと吸収性局所止血材のタイ、フィリピン、ベトナムにおける独占販売契約を締結、インドネシアにおける非独占販売権を許諾 コロンビア共和国における吸収性局所止血材の医療機器製品登録承認を取得
2015年10月	Maquet Australia Pty Ltdと吸収性局所止血材のオーストラリア国内における販売提携に関して販売権許諾契約を締結
2015年11月	ブラジル連邦共和国における吸収性局所止血材の医療機器製品登録承認を取得
2015年12月	Transmedic Pte Ltdと吸収性局所止血材のシンガポール、マレーシア、ブルネイにおける独占販売権許諾契約を締結

注： 同社及び米国3-D Matrix,Inc.は、2007年10月の米国3-D Matrix,Inc.の子会社化に伴い、2009年4月に当該契約について必要な改訂を行っている

ニュース＆トピックス

2015年10月

2015年10月5日、同社は、同社子会社とMaquet Australia Ptyとの吸収性局所止血材「PuraStat®」に関する販売権許諾契約締結に関して、発表した。
（リリース文のリンクはこちら）

同社のシンガポール連結子会社 3-D Matrix Asia Pte. Ltd.（以下、3DMA）は、Maquet Australia Pty Ltd（以下、Maquet社）との間で、吸収性局所止血材「PuraStat®」 のオーストラリア国内における販売提携に関して販売権許諾契約を締結した。

当該契約の内容は、3DMAがMaquet社に対して吸収性局所止血材「PuraStat®」のオーストラリア国内における非独占販売権を許諾するものである。既にMaquet社を通じて申請済みの当該製品の医療機器製品登録認可を取得後には、Maquet社のネットワークを通じてオーストラリア国内の医療機関への販売を行う。今期中の登録承認と製品販売の開始を目指している。

同社は当該契約によりオセアニア地域での販売体制の構築を開始する。同社によれば、オーストラリアは人口2,300万人以上、１人当たり医療支出約73万円（日本：約47万円）を誇る医療先進国である。外科手術の分野においても今後年率7%の成長が見込まれており、心臓外科手術の市場規模も年間約30万件（日本の心臓血管外科分野は年間約6.3万件）と重要な市場であることから、今後も3DMAを中心にアジア・オセアニア地域での販売体制の構築・強化に努めるとしている。

なお、2016年4月期に契約初年度での製品販売を計画しているが、現段階においては、通期の業績予想への影響はないとしている。

2015年9月

2015年9月15日、同社はペプチド技術を用いた「トランスフェクション剤（核酸導入剤）」に関する米国での特許取得に関して発表した。

当該特許は、界面活性剤様ペプチドを、腫瘍組織内に核酸を導入するためのトランスフェクション剤に関する特許で、腫瘍細胞における遺伝子発現制御に有用であることが示されている。当該分野に関しては、吉田大蔵准教授（日本医科大学脳神経外科学）が界面活性剤様ペプチド技術の脳腫瘍への治療応用に関して研究成果を論文や学会で発表している。また、同社は国立がん研究センターと共同で当該技術を応用した核酸製剤を開発し、治療抵抗性の乳がんに対する医師主導治験が開始されている。

細胞への核酸の導入に関する研究では、カチオン性ポリマーやカチオン性リポソーム等のカチオン性のトランスフェクション剤が広く利用されているが、細胞に対する毒性が知られている。細胞毒性が低くて且つ遺伝子発現の制御効率が良く、腫瘍へのより高い治療効果が期待されるトランスフェクション剤の候補に関して、現在も多くの研究が進められている。当該特許に示された界面活性剤様ペプチドのトランスフェクション剤としての適用は、その細胞毒性の低さから、脳腫瘍を含む種々のがん治療における臨床使用が可能な核酸導入方法の一つとなる。

2015年7月

2015年7月23日、同社は、吸収性局所止血材「PuraStat®」のコロンビア共和国における医療機器製品登録承認取得について発表した。

同社リリースによれば、ヨーロッパ連結子会社3-D Matrix Europe SAS.より、2015年7月23日にコロンビア当局INVIMAにおいて吸収性局所止血材「PuraStat®」の医療機器製品登録承認を受けた旨の連絡を受けたとのことである。

本件は、2015年3月6日に行ったコロンビア国内における臨床試験を必要としないCEマーキングを活用した申請についての医療機器製品登録承認であり、コロンビア国内での製品販売が可能となった。同国では2016年4月期中に吸収性局所止血材「PuraStat®」の製品販売を開始していく計画であり、現地販売パートナーの選定を進めていくとしている。

現段階においては、2016年4月期通期業績予想への影響はない。

2015年7月10日、同社は、同社子会社とDaewoong Pharmaceuticalとの吸収性局所止血材「PuraStat®」のASEAN地域に関する独占販売契約締結に関して発表した。

同社のシンガポール連結子会社3-D Matrix Asia Pte. Ltd.（以下、3DMA）は、Daewoong Pharmaceutical Co., Ltd.（以下、デウン社）との間で、吸収性局所止血材「PuraStat®」のASEAN地域への展開に向けた独占販売権許諾契約を2015年7月10日に締結した。

当該契約の内容は、3DMAがデウン社に対して吸収性局所止血材「PuraStat®」のタイ、フィリピン、ベトナムの各国内における独占販売権を許諾し、インドネシアにおける非独占販売権を許諾するもので、契約の対価としてデウン社より契約一時金を受領する。

当該契約によりASEAN地域でのデウン社のネットワークを通じた医療機関への販売拡大が可能となった。また、インドネシアでは独占販売権を有するPT. Teguhsindo Lestaritama社の了承のもと、2社共同での販売を合意している。上記4ヵ国より拡大するASEAN市場に向けても、プロモーション・製品販売の取り組みを強化していく。

また、タイ、フィリピン、ベトナムにおいては、デウン社が吸収性局所止血材「PuraStat®」の医療機器製品登録申請（CEマーキングの登録申請）を実施し、2016年4月期中の登録承認と2017年4月期での製品販売開始を目指す。

当該契約により2016年4月期第1四半期に事業収益として約30百万円を計上する。通期事業収益計画には織り込み済みであるため、現段階においては通期の業績予想への影響はない。

2015年7月7日、同社は、新規siRNA核酸製剤「TDM-812」を用いた、国立がん研究センターによる治療抵抗性の乳がんを対象とした医師主導治験の開始に関して発表した。

同社によれば、国立研究開発法人国立がん研究センターと共同開発したTDM-812が、国立がん研究センター中央病院による第Ⅰ相医師主導治験において被験者へ投与された。

当該医師主導治験は、治療抵抗性の乳がんで体表から触知できる局所腫瘤（かたまり）を有する患者を対象とした、世界で初めて人へ投与するファースト・イン・ヒューマンの医師主導治験として実施されるもので、TDM-812を皮下の腫瘤に局所投与した際の安全性および忍容性の評価を行い、局所投与法における推奨用量を決定することを目的とした第Ⅰ相試験である。国内のアカデミアで開発されたシーズを核酸医薬として製剤化し、乳がんの臨床試験として行うことは国内初となる。2015年6月30日に、当該医師主導治験の1人目として、鎖骨下リンパ節転移（局所腫瘤）を有するトリプルネガティブ乳がん患者の治療が開始された。

核酸医薬は、異常な遺伝子の働きに対しそれを抑制するように作用するため副作用も少なく、病気の原因を根本的に治療することが期待できる新しい医薬品であり、同社は、当該医師主導治験により、世界初の核酸医薬による乳がん治療薬の承認を目指すとしている。

2015年6月

2015年6月12日、同社は、2015年4月期通期決算、及び中期経営計画を発表した。

2015年5月

2015年5月27日、同社は、オランダにおける子会社設立に関して発表した。

同社は、開発を進めている自己組織化ペプチド技術を用いた医療製品事業を欧州において展開すべく、主にマーケティング・販売を担う営業拠点としてオランダに100%出資子会社を設立することとした。

新たに設立する連結子会社概要

▶ 名称：3-D Matrix EMEA

▶ 事業内容：欧州における止血材等の医療製品事業の展開

▶ 資本金：300,000ユーロ（予定）

2015年4月

2015年4月22日、同社は、自己組織化ペプチド技術の『心筋組織再生』に関する米国での特許取得に関して発表した。

同社米国子会社が出願していた自己組織化ペプチド技術について、心筋の組織再生に関する特許が米国で成立した。

当該特許は、自己組織化ペプチドによる心組織の保護および再生に関する特許で、急性心筋梗塞、心膜疾患、先天性心疾患、鬱血性心不全などに起因して損傷を受けた心組織部位への自己組織化ペプチドの投与による処置が、心臓の状態の改善に有用であることが示されている。また、米国における再生医療領域の製品開発を、今後、心臓病治療を含む心筋組織再生分野へ拡大する際に、同社の権利を保護するものとして位置づけられる。

心筋細胞は増殖能がほとんどなく、損傷した組織の機能は回復せず徐々に衰えることから、こうした壊死した組織に対する治療として再生治療による修復のアプローチが期待され、実用化に向け現在多くの研究が進められている。当該特許で示された細胞の足場材料である自己組織化ペプチドを用いた処置法は、心組織を保護し、さらには組織の再生を促進することにより心機能を改善する新たな治療のアプローチを示しており、急性心筋梗塞などにより損傷した心筋組織の治療に貢献することが期待できるという。

2015年4月20日、同社は、2015年4月期通期業績予想の修正を発表した。

2015年4月期通期会社予想

▶ 売上高：97百万円（前回予想51百万円）

▶ 営業利益：-1,918百万円（同-1,984百万円）

▶ 経常利益：-1,814百万円（同-1,884百万円）

▶ 当期純利益：-2,009百万円（同-2,080百万円）

業績予想修正の理由

2015年4月16日公表のとおり、インドネシアにおける吸収性局所止血材「PuraStat®」の医療機器製品登録承認取得により、インドネシアでの医療機器製品販売登録の承認がなされたことから、同国内の独占販売権契約の締結先であるPT. Teguhsindo Lestaritama社より約50百万円のマイルストーンペイメント収入の発生、及びPuraStat®製品の直近における販売状況を精査し3月13日に発表の売上高予想を上方修正した。利益予想についても、事業収益の上方修正に伴う利益額の増加及び販管費の見直しによる削減の効果を要因として、上方に修正した。

なお、現段階においては2015年3月13日公表の「中期経営計画」への影響は軽微であるが、同社は、2016年4月期以降に本件内容を織り込んだ上で速やかに公表するとしている。

2015年4月16日、同社は、インドネシアにおける吸収性局所止血材「PuraStat®」の医療機器製品登録承認取得について発表した。

同社リリースによれば、同社シンガポール子会社3-D Matrix Asia Pte. Ltd.とインドネシア国内における独占販売権許諾契約を締結しているPT.Teguhsindo Lestaritama社（本社：インドネシア）は、2015年4月16日にインドネシア当局 Ministry of Healthより吸収性局所止血材「PuraStat®」の医療機器製品登録承認の連絡を受けた。

同社は、2014年1月14日付で吸収性局所止血材「PuraStat®」のCEマーキングを取得している。同CEマーキング適用圏（CEマーキング認証内容を製造販売承認申請資料として提出可能な国）は、現時点で販売可能な欧州（EU加盟28ヶ国）に加え、アジア・オセアニア・南米等とグローバルに亘ってカバーされ、各国の手続きを経た上で製品販売が可能となる。

本件は、2014年7月18日に行ったインドネシア国内における臨床試験を必要としないCEマーキングを活用した申請についての医療機器製品登録承認であり、インドネシア国内での製品販売が可能となった。今後、2016年4月期より販売パートナーであるPT. Teguhsindo Lestaritama社より、インドネシア国内での製品販売を開始する予定である。また、この度の登録承認により、PT. Teguhsindo Lestaritama社よりマイルストーンペイメント約50百万円を受領することになり、事業収益を計上する。

本件による2015年4月期通期業績予想への影響については精査中であり、同社は、本件内容を織り込んだ上で速やかに公表するとしている。

2015年4月15日、同社は、自己組織化ペプチド技術の『創傷治癒・皮膚再建材』への適用に関する欧州での特許取得について発表した。

当該特許は、自己組織化ペプチドによる創傷治癒・皮膚再建に関する特許で、自己組織化ペプチドを創傷部へ塗布することで、治癒後に瘢痕を残さず、患部の美観が損なわれない有用性が示されている。また、同社にて開発を進めている創傷治癒材（TDM-511）を欧州にて展開する際に、同社の権利を保護するものに位置づけらる。

現在の熱傷や皮膚欠損などの創傷の治療においては、創傷治癒部の瘢痕化の抑制が課題となっている。一般的に、真皮層にまで達するような深い創傷では治癒後に瘢痕が残りやすいことが知られており、様々な創傷治癒材や治療方法の開発が進められている。同社によれば、当該特許に示された自己組織化ペプチドによる創傷治癒・皮膚再建法は、創傷治癒部の美観を損なわない治療手段の一つになり得る可能性があるとのことである。

なお、現段階においては、本件による2015年3月期以降の業績予想への影響はない。

2015年3月

2015年3月13日、同社は、吸収性局所止血材「TDM-621」の国内製造販売承認申請取り下げに関して発表した。

同社は、医療機器として製造販売承認申請中の吸収性局所止血材（開発コード：TDM-621）に関して、国内製造販売承認申請を取り下げ、再度の国内臨床試験開始および製造販売承認再申請に向けて準備を進めることを決議した。

同社は、同止血材の治験を消化器外科、心臓血管外科、消化器内科の3領域において実施し、2011年5月31日付で医薬品医療機器総合機構（PMDA）に製造販売承認申請を行い、審査に関する対応を進めてきた。PMDAと有効性評価の科学的妥当性について協議を行う中で、同社が同止血材の国内製造販売承認を取得するためには、その止血効果の有効性についてより精度の高い検証が必要との結論に至り、新たに臨床試験を実施し再度製造販売承認申請を行うこととした。

2015年3月現在、臨床試験実施に向けての詳細検討を進めており、現時点で研究開発費の算定は困難であるが、2016年4月期中の臨床試験開始を計画している。なお、臨床試験終了後、再度の製造販売承認申請を目指しているが、具体的な時期については未定であるとしている。

同日、同社は、2015年4月期業績予想の修正及び役員報酬の減額に関して発表した。

2015年4月期通期会社予想

▶ 売上高：51百万円（前回予想10,418百万円）

▶ 営業利益：-1,984百万円（同4,483百万円）

▶ 経常利益：-1,884百万円（同4,466百万円）

▶ 当期純利益：-2,080百万円（同3,654百万円）

修正の理由

業績予想の修正を行う理由は以下の3つの主要因があり、詳細は以下のとおりである。

- 収性局所止血材の国内における開発計画の変更に伴う修正：前回業績予想において国内での吸収性局所止血材の製造販売承認を見込んでおり、承認取得等に伴うマイルストーンペイメント収入および承認後の製品販売収入を計画していた。しかし、2015年3月13日付で承認申請を一旦取下げ、新たに臨床試験を実施し、再度製造販売承認申請を行うこととした。その結果、開発計画の変更の決定において今期中での製造販売承認に起因する収益の計上が見込めなくなった。
- 吸収性局所止血材の海外における販売権許諾契約の締結遅延に伴う修正：前回業績予想において、主に欧米での吸収性局所止血材の販売パートナー候補との販売権許諾に伴う契約一時金の収入および製品販売収入を計画していた。同社は2015年3月現在もパートナーシップに向けて複数社と交渉中であるが、契約に向けたデューデリジェンスを経て条件交渉等の段階より契約の締結までに時間を要している案件や条件面でより交渉が必要な案件等もあり、当期末までの契約締結には至らない状況であると判断した。当該交渉の進捗により、当期中での契約一時金の収入および製品販売収入の計上が見込めなくなった。
- 事業収益状況の変化に対応する費用・利益計上額の修正：前回業績予想の費用面において、前述の収益状況の変化に伴い、売上原価の発生が減少する見込みである。また、主に販売費及び一般管理費において費用面の見直しや圧縮等にも取り組んでおり、事業費用の計画を修正することとした。

同日、同社は、中期経営計画の修正に関して発表した。

今期の業績予想及び今後の業績目標（単位：百万円）

	事業収益	営業利益	経常利益	当期純利益
16年4月期（前回目標）	14,307	6,796	6,779	4,678
16年4月期（修正目標）	3,694	731	714	171
17年4月期（前回目標）	18,473	8,213	8,196	5,450
17年4月期（修正目標）	11,345	4,377	4,361	3,000

中期経営計画の達成見通しに関する修正理由

- 2016年4月期目標：前回の事業収益目標については、主に吸収性局所止血材の国内・海外（欧米・アジア・南米等）での契約一時金やマイルストーンペイメント収入および製品販売収入、他パイプラインの開発進捗に伴うマイルストーンペイメント収入および製品販売収入を計画していた。修正計画では、2015年4月期に予定していた同止血材の欧州での販売パートナー候補との販売権許諾について、2016年4月期での契約締結を計画しており、これに伴う契約一時金収入及び製品販売収入を計画している。また、その他では同止血材のアジア・南米地域での販売権許諾に伴う契約一時金やマイルストーンペイメント収入および製品販売収入を計画している
- 2017年4月期：前回の事業収益目標については、主に吸収性局所止血材の国内・海外（欧米・アジア・南米等）での契約一時金やマイルストーンペイメント収入および製品販売収入、その他パイプラインの開発進捗に伴うマイルストーンペイメント収入および製品販売収入を計画していた。修正計画では、2015年4月期で予定していた同止血材の米国での販売パートナー候補との販売権許諾について2017年4月期での契約締結を計画しており、これに伴う契約一時金及び製品販売収入を計画している。また、開発計画の見直しによる同止血材の国内における承認取得と、これに伴うマイルストーンペイメント収入を中期経営計画上では見込んでいる。その他では前期に引続き欧州・アジア・南米での製品販売収入を計画、粘膜隆起材等の他パイプラインの開発進捗

に伴うマイルストーンペイメント収入を計画している。

2015年3月9日、同社は、コロンビア共和国における吸収性局所止血材「PuraStat®」の医療機器製品登録申請について発表した。

同社リリースによれば、同社ヨーロッパ連結子会社3-D Matrix Europe SAS.がコロンビア共和国において、吸収性局所止血材「PuraStat®」の医療機器製品登録申請（CEマーキングの登録申請）を2015年3月6日に行った。

同社は、2014年1月14日付で吸収性局所止血材「PuraStat®」のCEマーキングを取得している。同CEマーキング適用圏（CEマーキング認証内容を製造販売承認申請資料として提出可能な国）は、現時点で販売可能な欧州（EU加盟28ヶ国）に加え、アジア・オセアニア・南米等とグローバルに亘ってカバーされ、各国の手続きを経た上で製品販売が可能となる。

同社は、ブラジル連結子会社3-D Matrix Da America Latina Representação Comercial Ltda.を拠点として、ブラジル連邦共和国、メキシコ合衆国についても登録承認及び販売に向けた準備も進めているとのことである。

2015年2月

2015年2月16日、同社は、米国における創傷治癒材（TDM-511）の市販前届510（k）承認に関して発表した。

同社が開発を進めている創傷治癒材（開発コード：TDM-511）について、米国子会社3-D Matrix Inc.は2014年10月23日付でFDA（米国食品医薬品局）に医療機器での販売を目的とした市販前届510（k）を提出したが、この度、2015年2月13日（米国時間）に承認を受けた。

同社リリースによれば、創傷治癒材（TDM-511）と米国の既承認の創傷治癒材との本質的同等性がみとめられたため、510（k）の承認を取得し販売の許認可を得たとのことである。当該承認品は、自己組織化によるナノファイバー化で形成されるゲルによって皮膚（表皮、表皮・真皮）創傷部の湿潤環境を保ちながら被覆することで、損傷した皮膚組織に再生環境を提供して創傷治癒を促し、再生した部位の審美性に優れる（傷跡が残りにくい）という特徴がある。また、当該承認品は、非動物及び非植物性でありアレルギー及び皮膚刺激性のリスクのある防腐剤を含んでいない。さらに、Rx（Prescription：医療用医療機器）用途として、表皮から真皮層までの皮膚創傷（圧迫による褥瘡・下肢潰瘍・糖尿病性潰瘍・手術痕など）の治癒材として医師指導のもと使用可能であり、OTC（Over The Counter：一般医療機器）用途も承認範囲に含まれているため、切り傷・すりむき・創傷・I 度熱傷に用いることが可能である。

同社は、この度の販売許認可より皮膚再生分野における皮膚創傷（熱傷や褥瘡等）への適用から、段階的に美容整形分野（ヒアルロン酸注入などの用途等）や抗がん剤を混合した皮膚がんへの応用にも適用を拡大することも計画している。

なお、現在公表の2015年4月期通期業績予想および中期経営計画における事業収益には本件を織り込んでいない。今後、事業進捗の動向により影響が生じる場合には速やかに公表する方針である。

同日、同社は粘膜隆起材「内視鏡用粘膜下注入材（TDM-641）」の治験一時中断に関して発表した。

同社は、現在実施中の粘膜隆起材「内視鏡用粘膜下注入材（開発コード：TDM-641）」の国内治験に関して、2014年12月11日より内視鏡的治療（内視鏡的粘膜切除術（EMR）・内視鏡的粘膜下層剥離術（ESD））に用いられる内視鏡用粘膜下注入材として、安全性と有効性の評価・検証を目的とした治験を開始したと発表したが、2015年2月17日付で治験機器の措置調査報告書を医薬品医療機器総合機構（PMDA）に提出し、治験を一時中断することを決議した。

同社リリースによれば、治験症例において、前臨床試験の結果より想定した有効性に対して十分な結果が得られない傾向にあることから、有効性をより明確にできる試験方法及び製材の開発等を検討するために、治験を自主的に一時中断するとのことである。

今後は、検証を基に製品化に向けた優位性を確保するための開発方針を検討し、治験責任医師と連携を図りながら治験再開に向け開発を進めていくとしている。

なお、本件による2015年4月期通期業績予想への影響はない。

2015年1月

2015年1月29日、同社は、韓国における吸収性局所止血材「PuraStat®」の医療機器製品登録申請について発表した。

同社は、同社と韓国国内における独占販売権許諾契約を締結しているDaewoong Pharmaceutical Co., Ltd.が、韓国において吸収性局所止血材「PuraStat®」の医療機器製品登録申請を2015年1月29日に行った旨の報告を受けた。当該申請は、CEマーキングを活用した申請となる。

同社は、2014年1月14日付で吸収性局所止血材「PuraStat®」のCEマーキングを取得している。同CEマーキング適用圏（CEマーキング認証内容を製造販売承認申請資料として提出可能な国）は、現時点で販売可能な欧州（EU加盟28ヶ国）に加え、アジア・オセアニア・南米等とグローバルに亘ってカバーされ、各国の手続きを経た上で製品販売が可能となる。

同社は、欧州での製品販売に向けて展開を進めているが、今後もグローバルにCEマーキング適用圏での「PuraStat®」の製品販売開始に向けた登録準備を進めているとのことである。

2015年1月27日、同社は、同社グループ子会社とマサチューセッツ工科大学（MIT）との新規グローバルライセンス契約締結に関して発表した。

同社リリースによれば、シンガポール連結子会社：3-D Matrix Asia Pte. Ltd.は、マサチューセッツ工科大学（以下「MIT」）との間で、自己組織化ペプチドの修飾方法および界面活性剤様ペプチド技術に関するグローバルライセンス契約を新たに締結した。

自己組織化ペプチドの修飾方法に関しては、従来の自己組織化ペプチドに生体機能を活性化する短いモチーフ配列を付加するもので、主に再生医療領域において活用を進めている。今回の新規ライセンスによって骨組織、皮膚組織、心筋組織、神経組織など広範囲の分野でより細胞の生育に優れたペプチドに関する権利を有することになるという。

また、同社はドラッグ・デリバリー・システム領域（以下「DDS領域」）における薬剤や治療物質のキャリア担体としての活用を進めているが、今回の界面活性剤様ペプチド技術に関する新規ライセンスにより新配列のペプチド権利を有することとなる。これにより、Exploit Technologies Pte Ltd（シンガポール科学技術研究庁：A*STARのライセンス機関）との間で2014年5月に締結した超短鎖自己組織化ペプチド技術と合わせて、より広範囲のラインナップの中からDDSの新たな徐放担体の研究開発が可能となったとしている。

2014年12月

2014年12月22日、同社は吸収性局所止血材「PuraStat®」の内視鏡分野における臨床使用開始に関して発表した。

同社は、2014年1月14日付の吸収性局所止血材「PuraStat®」のCEマーキング取得後より、欧州での臨床使用を進めている。今回、2014年12月27日にフランスにおいて内視鏡分野での臨床使用が開始され、2014年12月22日付で医療機関より公表の了承を得たとしている。

同社リリースによれば、当該臨床使用は、Edouard Herriot Hospital, Hepato-Gastroenterology Department, Thierry Ponchon医師により、内視鏡的粘膜下層剥離術における術中出血及び術後出血の予防を目的とする処置に使用された。同センターは年間約900例の内視鏡的粘膜切除術及び内視鏡粘膜下層剥離術を実施する欧州おいてトップクラスの手術件数を有する病院である。内視鏡的粘膜切除術及び内視鏡的粘膜下層剥離術は、消化管の腺腫や早期癌を内視鏡的に切除する手技であり、侵襲性の低い治療法として患者のQuality of Life（QOL）の維持に寄与している。PuraStat®は液体タイプの吸収性局所止血材で、出血部位に触れることによりゲル化する特性を有しているため、細いチューブを使用する内視鏡術に適している。

同社は、欧州市場において臨床使用を促進し、販売パートナーとの販売権許諾契約の締結を行うなど速やかに製品供給の拡大を図る方針である。

同日、同社は吸収性局所止血材「TDM-621」の販売提携に関する扶桑薬品社と科研製薬社との準独占的販売権許諾契約解消に関して発表した。

同社が開発し医療機器として製造販売承認申請中である、吸収性局所止血材「TDM-621」に関して、扶桑薬品工業社と科研製薬社との間で、日本国内における販売提携に関して、2014年12月22日に、準独占的販売権許諾契約の合意解約がなされた。TDM‐621の国内販売は扶桑薬品工業社と科研製薬社の併売を予定していたが、同契約解消により体制変更の再検討を行う予定である。同社と扶桑薬品工業との間での独占販売権許諾契約に変更はなく、今後の方針についても扶桑薬品工業との良好な関係は継続し協議を行い進めていくとしている。

準独占的販売権許諾契約解約に伴う2015年2月期通期の業績予想及び2014年6月12日公表の中期経営計画への影響については詳細が確定次第に速やかに開示する方針である。

2014年12月11日、同社は粘膜隆起材「内視鏡用粘膜下注入材（TDM-641）」の国内における治験開始について発表した。

同社は、米国マサチューセッツ工科大学（MIT）から独占実施権を取得している自己組織化ペプチド技術を用いて開発中の粘膜隆起材「内視鏡用粘膜下注入材（開発コード：TDM-641）」に関して、この度、国内の治験実施施

設において治験を開始した。

同社はTDM-641について医療機器として治験計画届を2014年9月9日付で独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」）に提出し、PMDAの治験計画届の受理をもって治験開始の手続きを進めていたが、2014年12月11日より内視鏡的治療（内視鏡的粘膜切除術（EMR）・内視鏡的粘膜下層剥離術（ESD））に用いられる内視鏡用粘膜下注入材として、安全性と有効性の評価・検証を目的とした治験を開始した。

今後も、同社は国内7施設の治験実施施設において治験を進め、治験終了後にはPMDAに製造販売承認申請を実施していく。なお、TDM-641に関しては扶桑薬品工業株式会社と国内における独占販売権許諾契約を締結しており、製造販売承認取得後に製品販売を計画している。

2014年12月3日、同社は同社グループが独占実施権の許諾を受けている自己組織化ペプチド技術の『修飾ペプチド特許』に関する特許取得を発表した。

同社グループが米国マサチューセッツ工科大学（以下「MIT」）より独占実施権の許諾を受けている自己組織化ペプチド技術について、自己組織化ペプチドの修飾方法に関して米国における特許が成立した。

▶ 発明の名称：修飾を組み込んだ自己集合ペプチドおよびそれを使用する方法

▶ 特許番号：第8901084号

▶ 特許権者：Massachusetts Institute of Technology

同社リリース文によれば、当該特許は、自己組織化ペプチドに生体機能を活性化する短いモチーフ配列を付加する方法に関する特許で、2010年に成立した米国特許第7713923号に続いて分割された特許出願に対して付与された。先に成立した第7713923号特許において自己組織化ペプチドを修飾するモチーフ配列が制限されていたのに対し、今回成立した特許ではモチーフ配列が制限されておらず、より幅広く権利が及ぶ内容となっている。

修飾ペプチドでは、従来の無修飾の自己組織化ペプチドと比較して、細胞の生育がよいことが骨組織、皮膚組織、心筋組織、神経組織の細胞で確認されている。現在は臨床応用に向けて、MITの発明者のShuguang Zhang博士（当該特許の出願人）、提携先の各研究機関が当該分野の研究を進め、論文、学会でその成果を発表している。

2014年11月

2014年11月27日、同社は株式会社リプロセルの細胞製品「ReproHepato™」と同社製品「PuraMatrix®」の培養製品キット化に向けた包括研究開発の開始に関して発表した。

同社は研究試薬「PuraMatrix®」を、株式会社リプロセルが世界で初めて製品化し、販売・提供しているヒトiPS細胞由来肝細胞「ReproHepato™」の推薦培養材として、培養製品キット化の採択に向けた包括研究開発を開始した。

同社は、米国マサチューセッツ工科大学から独占実施権の許諾を受けている自己組織化ペプチド技術を用いて、3次元環境下での細胞培養を行える研究試薬として「PuraMatrix®」をグローバルエリアで販売している。一方で、「ReproHepato™」は創薬の初期物質探索における重要なステップである毒性・有効性を評価するために用いられている。2014年に「PuraMatrix®」は、「ReproHepato™」の細胞培養材として基準プロトコルに採用されることとなったが、「PuraMatrix®」を用いて3次元培養を行うと、その他の細胞培養用基材を使用した時と比べ、「ReproHepato™」が薬剤にさらされた際の薬物代謝が格段に高まるため、評価の効率が高まることが期待されて

いる。また、「PuraMatrix®」は前準備が不要なため実験期間を短縮できるというメリットも有している。今後も製品特性やメリットを活用し、この度の培養製品キット化に向けた包括研究開発を共同で進めるとしている。

2014年11月6日、同社は吸収性局所止血材「PuraStat®」の香港における臨床使用開始に関して発表した。

同社は、2014年1月14日付の吸収性局所止血材「PuraStat®」のCEマーキング取得後より、欧州での臨床使用を進めている。今回、2014年10月30日に香港のPamela Youde Nethersole Eastern Hospital（PYNEH）において臨床使用が行われ、11月6日付で医療機関より公表の了承を得たとしている。

同社リリースによれば、当該臨床使用は、Chung Ngai TANG, M.D.（Chief of Service, Department of Surgery and Director of Minimal Access Surgery Training Centre of PYNEH）により、外科手術における術中出血に対する止血処置に使用された。PYNEは年間約5,000例の外科手術件数を有する香港における基幹病院である。

同社は、香港において臨床使用を促進し、販売パートナーとの販売権許諾契約の締結を行うなど速やかに製品供給の拡大を図る方針である。

2014年11月4日、同社は吸収性局所止血材「PuraStat®」のラテンアメリカにおける臨床使用開始に関して発表した。

同社は、2014年1月14日付の吸収性局所止血材「PuraStat®」のCEマーキング取得後より、欧州での臨床使用を進めている。今回、2014年10月30日にチリのHospital San Borja-Arriaranにおいて臨床使用が開始されたという。同社リリースによれば、当該臨床使用は、同国内トップクラスの主要医療機関である Clinica Las Condes および Hospital San Borja-Arriaranの心臓外科部門長であるCristian Baeza, M.D.によって外科手術における術中出血に対する止血処置に使用された。

当該臨床使用を皮切りに、ラテンアメリカ市場において臨床使用を促進し、販売パートナーとの販売権許諾契約の締結を行うなど速やかに製品供給の拡大を図る方針である。

2014年10月

2014年10月23日、同社は米国における創傷治癒材（TDM-511）の市販前届510（k）提出に関して発表した。

同社リリースによれば、同社が開発を進めている「創傷治癒材（開発コード：TDM-511）」について、米国子会社3-D Matrix Inc.が、2014年10月22日付でFDA（米国食品医薬品局）に医療機器での販売を目的とした市販前届510（k）を提出したとのこと。

当該申請は、米国における医療機器の審査プロセスの1つである市販前届510（K）で手続きしている。510（K）では類似製品が存在しない新医療機器で求められる市販前承認（PMA）の審査プロセスと異なり、申請者が申請品目の販売を予定する90日前までにFDAへ申請書類を提出することが求められている。510（K）においては、FDAが申請内容から米国における既承認の医療機器と申請品目との本質的同等性を90日以内に確認し、FDAの承認後、申請者は販売の許認可を取得する。

当該申請品より同社は皮膚再生分野へも本格的に参入する。まず初期の適応対象は軽度から中度の皮膚創傷（熱

傷や褥瘡等）で申請しており、段階的に美容整形分野（ヒアルロン酸注入などの用途等）にも適用を拡大することも計画しているという。また、当該申請品に抗生物質・抗炎症剤等を混合することにより、皮膚損傷部の感染症や炎症を抑えるなど既存治療の改善が期待でき、局所投与による薬剤毒性の低下傾向から抗がん剤を混合した皮膚がんへの応用も検討している。

認可取得等の動向により、現在公表の通期業績予想および中期経営計画における事業収益に影響が生じる場合には速やかに公表する方針である。

2014年9月

2014年9月10日、同社は、同社ペプチド技術を用いた「トランスフェクション剤（細胞への遺伝子導入剤）」に関する特許取得について発表した。

同社が学校法人日本医科大学と共同で出願していた界面活性剤様ペプチド技術について、トランスフェクション剤（細胞への遺伝子導入剤）としての適用に関する特許が日本にて成立したとのことである。

当該特許は、界面活性剤様ペプチドをトランスフェクション剤として利用し、腫瘍組織に核酸（=遺伝子）を投与する方法に関する特許で、腫瘍細胞への界面活性剤様ペプチドによる核酸の導入が遺伝子発現制御に有用であることが示されている。当該分野に関しては、吉田大蔵准教授（日本医科大学脳神経外科学）が界面活性剤様ペプチド技術の脳腫瘍への治療応用に関して研究成果を論文や学会で発表している。また、同社は独立行政法人国立がん研究センターと共同で、当該技術の臨床応用へ向けた医師主導治験の準備を進めている。

細胞への核酸の導入に関する基礎研究では、カチオン性ポリマーやカチオン性リポソーム等のカチオン性のトランスフェクション剤が広く利用されているが、細胞に対する毒性が知られていることから、細胞毒性が低く患者の負担がより少なく、かつ遺伝子導入効率が良く腫瘍へのより高い治療効果が期待されるトランスフェクション剤の候補に関して、現在も多くの研究が進められている。同社は、当該特許に示された界面活性剤様ペプチドのトランスフェクション剤としての利用は、その細胞毒性の低さから、脳腫瘍を含む種々の固形がん治療における臨床使用が可能な遺伝子導入方法の候補の一つになるとしている。

2014年9月9日、同社は、粘膜隆起材「内視鏡用粘膜下注入材（TDM-641）」の治験計画届出について発表した。

同社が開発を進めている粘膜隆起材「内視鏡用粘膜下注入材（開発コード：TDM-641）」について、2014年9月9日付で独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）に治験計画届を提出したとのこと。

同社リリース文によれば、TDM-641は、3種のアミノ酸から成るペプチドを原材料とした透明な液体で、粘膜下に注入すると瞬時にハイドロゲルを形成する特性（自己組織化）により、内視鏡的治療を施行する際に、病変部位の粘膜下層に注入することにより、粘膜層と筋層を解離・隆起させ、その状態を維持し、病変部位の切除又は剥離の操作性を向上させるものであるという。

このペプチドは化学合成により製造されており、動物由来の物資を完全に排除できることから、動物由来品から生じるC型肝炎ウイルス等の感染や未知の成分の混入によるリスクがない。そのほか、TDM-641は粘膜下への注入時は水溶液であるため、注入操作が容易であること、粘膜下への注入後、速やかにゲル化するため、粘膜切除に適した急峻な隆起を形成できること、ゲル化により粘膜隆起を維持する能力が高いこと、術野を確保しやすいこ

と、など医療従事者および患者のリスク・負担軽減が期待されている。

なお、同社は、2012年2月20日付で、扶桑薬品工業株式会社と国内における独占販売権許諾契約を締結している。

2014年9月3日、同社は、吸収性局所止血材「PuraStat®」の医療機器製品登録承認取得について発表した。

同社シンガポール子会社3-DMatrix Asia Pte. Ltd.が、シンガポールにおいて吸収性局所止血材「PuraStat®」の医療機器製品登録承認を2014年9月3日に取得したとのことである。

同社は2014年1月14日付で吸収性局所止血材「PuraStat®」のCEマーキングを取得しており、同CEマーキング適用圏（CEマーキング認証内容を製造販売承認申請へ資料として提出可能な国）は現時点で販売可能な欧州（EU加盟28ヶ国）だけでなく、アジア・オセアニア・南米等とグローバルにわたってカバーされ、各国の手続きを経た上で製品販売が可能となる。

2014年6月3日に行ったシンガポール国内における医療機器製品登録申請は、臨床試験を
必要としないCEマーキングを活用した申請であり、今回のシンガポール当局Health Sciences Authority による登録承認でシンガポール国内での製品販売が可能となる。

同社は、欧州での製品販売に向けて展開を進めているが、3-D Matrix Asia Pte. Ltd.によるインドネシアでの登録申請も進めており、今後もグローバルにCEマーキング適用圏での吸収性局所止血材「PuraStat®」の製品販売開始に向けた登録準備を進めていくとしている。

2014年9月1日、同社は、連結子会社による子会社の設立について発表した。

同社は国内、米国、欧州、南米およびアジア地域で自己組織化ペプチド技術を用いた医療製品事業を展開しているが、グローバルな事業展開に向け、中国での研究開発や事業提携を目的として、2014年8月21日付で同社連結子会社立美基醫療科技有限公司（3-D Matrix Asia Pte. Ltd.の100%子会社）が北京に連結子会社を設立したとしている。

新たに設立した連結子会社の概要

▶ 名称：　北京立美基投资咨询有限公司

▶ 事業内容：　中国における止血材等の医療製品事業の展開

▶ 資本金：　20百万円（予定）

▶ 株主構成：　同社連結子会社 立美基醫療科技有限公司（100%出資）

2014年8月

2014年8月28日、同社は、吸収性局所止血材「PuraStat®」の欧州主要国（ドイツ）における臨床使用開始について発表した。

同社は、2014年1月14日付の吸収性局所止血材「PuraStat®」のCEマーキング取得後より、欧州各国における臨床使用準備を進めており、この度、2014年8月26日にドイツにおいて臨床使用が開始されたとのことである。

同臨床使用は、Heart and Diabetes Center NRW, Clinic for Thoracic and Cardiovascular Surgery, Michiel Morshuis, MDにより、心臓血管外科手術における術中出血に対する止血処置に使用された。同センターは年間約5,000例の世界でもトップクラスの心臓血管外科手術数を有する病院とのことである。

同社は、欧州市場において臨床使用をさらに促進し、販売パートナーとの独占販売権許諾契約の締結を行うなど、製品供給の拡大を図っていきたいとしている。

2014年8月8日、同社は、和解による訴訟の解決及び特別損失の発生について発表した。

同社がオンコセラピー・サイエンス株式会社（以下、原告）より提起されていた報酬支払請求訴訟について、2014年8月8日付で和解が成立した。また、当該和解に伴い特別損失が発生する。

当該訴訟は同社と原告との間で締結していた国内におけるアドバイザリー契約に関し、業務の履行に対する対価報酬の一部未払いに対して訴訟が提起されていたものである。同社はこの度、将来にわたる報酬支払義務が解消されることから中長期的には相当程度の利益向上に寄与する効果もあり得ること等を慎重に検討した結果、和解に合意したとしている。

同社は本件に関して2015年4月期第1四半期に解決金160百万円を特別損失として計上する予定であり、上述の係争費用等を含めた2015年4月期通期業績予想への影響については、現在精査中とのことである。また、当該訴訟が解決に至ったことにより、中長期的に費用圧縮効果が見込まれるため、2016年4月以降の中期経営計画への影響についても、精査が完了次第発表するとしている。

2014年7月

2014年7月18日、同社は、吸収性局所止血材「TDM-621」のインドネシアにおける医療機器製品登録申請について発表した。

同社シンガポール子会社3-D Matrix Asia Pte. Ltd.とインドネシア国内における独占販売権許諾契約を締結しているPT. Teguhsindo Lestaritamaが、2014年7月18日にインドネシアにおいて吸収性局所止血材「TDM-621」の医療機器製品登録申請を行った。これは2014年6月3日のシンガポールにおける製品登録申請に続く、東南アジアで2カ国目のCEマーキングを活用した申請となる。

インドネシア当局Ministry of Healthより登録承認を得ることで早期に製品販売が可能となり、2015年4月期中のインドネシア国内での製品販売を目指す。

2014年7月14日、同社は、吸収性局所止血材「PuraStat®」の欧州における臨床使用開始について発表した。

同社グループは、2014年1月14日付の吸収性局所止血材「PuraStat®」のCEマーキング取得後より、臨床使用準備を進めてきたが、この度、2014年7月1日にオーストリアのSt John of God Hospitalにおいて臨床使用が開始された。

当該臨床使用は、St John of God Hospital, Department of Surgery, Bernhard DAUSER, M.D.によって外科手術にお

ける術中出血に対する止血処置に使用された。同センターは年間4,000例の外科手術を実施する基幹病院である。

同社は、今回の臨床使用を皮切りに、同社グループがターゲットとする欧州市場において臨床使用をさらに促進し、販売パートナーとの独占販売権許諾契約の締結を行うなど、速やかに製品供給の拡大を図りたいとしている。

2014年6月

2014年6月25日、同社は、海外募集に係る募集株式数の変更及び募集価格等の決定に関して発表した。

募集株式数の変更

▶ 増資による増加株式数：1,270,000株（変更前1,600,000株）

▶ 増資後発行済株式総数：21,184,800株（変更前21,514,800株）

▶ 募集に係る差引手取概算額：5,016百万円（変更前6,283百万円）

▶ 潜在株式による希薄化：4.84%（変更前4.77%）

募集価格等の決定

▶ 募集価格：1株につき4,162円

▶ 募集価格の総額：5,286百万円

▶ 払込金額：1株につき3,977.5円

▶ 払込金額の総額：5,051百万円

2014年6月24日、同社は、海外募集による新株式発行を発表した。

同社は、当該海外募集による新株式発行に基づく調達資金は、研究開発資金（主に吸収性局所止血材のCEマーキング取得に伴うグローバル展開における申請費用及び各種試験費用）、原材料調達資金並びに製造検討資金に充当する予定としている。

予定通りの株数が公募増資により発行された場合の希薄化率は8.0%となる（2014年5月31日の発行済株式総数は19,914,800株）。

調達予定の資金額は6,283百万円（見込）であり、3,000百万円を2018年4月期までの研究開発資金・原材料調達資金・製造検討資金に、800百万円を2015年4月期までの借入金返済に、残額を2017年4月期までの運転資金に充当する予定である。同社はその使途として以下を挙げている。

▶ 止血材研究開発費用：2,800百万円（2014年8月から2018年4月）

▶ 創傷治癒材研究開発費用：200百万円（2014年11月から2016年4月）

▶ 借入金返済：800百万円（2015年4月期）

詳細は以下の通りである。

▶ 募集株式数：同社普通株式1,600,000株

▶ 募集方法　：欧州及びアジアを中心とする海外市場における募集

▶ 払込金額　：2014年6月24日から2014年6月26日までの間のいずれかの日に決定

▶ 発行価格　：発行価格等決定日の東京証券取引所における普通株式の終値に0.90～1.00を乗じた価格を仮条件として、需要状況等を勘案したうえで決定

▶ 引受人　　：Mizuho International Plcが全株式を買取引受け

▶ 払込期日　：2014年7月9日

2014年6月20日、同社は、自己組織化ペプチド技術の心筋組織再生に関する特許取得を発表した。

同社によれば、米国子会社が出願していた自己組織化ペプチド技術について、心筋の組織再生への適用に関する特許が日本で成立したとのこと。

当該特許は、自己組織化ペプチドによる心組織の保護および再生に関する特許で、急性心筋梗塞に起因して損傷を受けた心組織部位への自己組織化ペプチドの投与による処置が、心臓の状態の改善に有用であることが示されている。

心筋細胞は増殖能がほとんどなく、急性心筋梗塞で損傷した組織の機能は回復せず徐々に衰えることから、こうした壊死した組織に対する治療として再生治療による修復のアプローチが期待され、実用化に向け現在多くの研究が進められている。当該特許で示された細胞の足場材料である自己組織化ペプチドを用いた処置法は、心組織を保護し、さらには組織の再生を促進することにより心機能を改善する新たな治療のアプローチを示しており、急性心筋梗塞に対する治療に貢献することが期待できるという。

▶ 発明の名称：心組織の保護および再生のための組成物および方法

▶ 特許番号：日本特許第 5558104号

▶ 特許権者：3-D Matrix, Inc.

2014年6月17日、同社は、南米での研究開発や事業提携を目的としてブラジルに連結子会社を設立したと発表した。

同社によれば、開発を進めている自己組織化ペプチド技術を用いた医療製品事業（吸収性局所止血材や歯槽骨再建材等の各パイプラインの事業展開）を南米において展開するために、研究開発・マーケティング・販売を担う連結子会社を新たにブラジルに設立することにしたという。

新たに設立した連結子会社の概要

▶ 名称　　：3-D Matrix Da America Latina Representacão Comercial Ltda.

▶ 事業内容　：南米における止血剤等の医療製品事業の展開

▶ 資本金　　：600,000 レアル（約27百万円）

▶ 設立年月日：2014年6月13日

▶ 株主構成　：同社（99%出資）

同社連結子会社3-D Matrix Europe SAS　（1%出資）

▶ 人的関係　：同社代表取締役会長 永野恵嗣、取締役副社長 岡田淳が取締役を兼任

2014年6月5日、同社は、ペプチド技術を用いた「トランスフェクション剤（細胞への遺伝子導入剤）」に関する特許取得について発表した。

同社によれば、同社が学校法人日本医科大学と共同で出願していた界面活性剤様ペプチド技術について、トランスフェクション剤（細胞への遺伝子導入剤）としての適用に関して欧州における特許が成立したという。

当該特許は、界面活性剤様ペプチドを、細胞に核酸（=遺伝子）を導入するトランスフェクション剤として利用し、細胞の遺伝子発現量を制御する方法とその応用に関する特許で、腫瘍細胞に対する遺伝子発現制御への有用性が示されている。

同社は独立行政法人国立がん研究センターと共同で、当該技術の臨床応用へ向けた医師主導治験の準備を進めている。

基礎研究における細胞への遺伝子導入では、カチオン性ポリマーやカチオン性リポソーム等のカチオン性のトランスフェクション剤が広く利用されているが、細胞に対する毒性が知られており、細胞毒性が低くかつ遺伝子導入効率がよいトランスフェクション剤について、多くの研究が進められている。当該特許に示された界面活性剤様ペプチドのトランスフェクション剤としての利用は、細胞毒性が低い細胞への遺伝子導入方法の一つとなる。現在、様々な核酸移送担体の候補が遺伝子治療のために研究されているが、核酸移送担体として界面活性剤様ペプチドはその毒性の低さから、臨床使用可能な担体の候補の一つになるとしている。

2014年6月4日、同社は、吸収性局所止血材「TDM-621」のシンガポールにおける医療機器製品登録申請について発表した。

同社によれば、シンガポール子会社3-D Matrix Asia Pte. Ltd.は、シンガポールにおいて吸収性局所止血材「TDM-621」の医療機器製品登録申請を2014年6月3日に行った。シンガポール国内における医療機器製品登録申請は臨床試験を必要としないCEマーキングを活用した申請であり、シンガポール当局Health Sciences Authorityより登録承認を得ることで早期に製品販売が可能となる。

同社は、欧州での製品販売に向けて展開を進めているが、3-D Matrix Asia Pte. Ltd.によるインドネシアでの登録申請も進めており、今後もグローバルにCEマーキング適用圏でのTDM-621の製品販売開始に向けた登録準備を進める方針である。

2014年5月

2014年5月30日、同社は、自己組織化ペプチド技術の「膵臓再生」に関する特許取得について発表した。

同社によれば、同社が国立大学法人岡山大学と共同で出願していた自己組織化ペプチド技術について、膵臓再生への適用に関する特許が米国で成立した。

当該特許は、自己組織化ペプチドを足場にして培養した膵島（膵臓の中でインスリン等を分泌する細胞塊）に関する特許で、自己組織化ペプチドによる3次元足場環境下で培養することで生体機能を維持した膵島の有用性が示されている。同特許は2014年2月に取得した膵島の培養方法の特許を補完する位置づけで、同社は培養方法と細胞培養物の両方に対して権利を保有することとなる。

臓器移植において、移植する細胞・組織の生理的機能維持が課題となっており、膵島の培養技術が確立された際には、糖尿病患者に対する膵島移植の分野に貢献することが可能となる。一般的に膵島の培養では、2次元的（平面的）な培養面で継代培養を重ねると、細胞の機能が消失することが知られており、機能が維持された細胞を培養することは難しく、多くの研究が進められている。本特許に示された3次元培養法は膵島の機能を維持できる培養方法の一つになり得る可能性があり、膵島移植の技術の確立しいては糖尿病治療に貢献することが期待できる。

2014年5月12日、同社は、超短鎖自己組織化ペプチド技術に関するライセンス契約締結について発表した。

同社のシンガポール連結子会社3-D Matrix Asia Pte. Ltd.（以下、3DMA社）は、シンガポール科学技術研究庁（以下、A*STAR）のライセンス機関であるExploit Technologies PTE LTD（以下、ETPL社）との間で、超短鎖自己組織化ペプチド技術に関するグローバルライセンス契約を締結した。

同契約は、A*STRの国立研究機関であるInstitute of Bioengineering and Nanotechnology（以下、IBN）の主任研究員Dr. Charlotte Hauserが発明した超短鎖自己組織化ペプチド技術に関し、ライセンサーである ETPL社より、3DMA社がライセンスを受けるものである。当該技術により同社グループの特許ポートフォリオは一層の拡充がなされ、研究開発時におけるペプチド選択の幅が拡がるなど製品化に向けた新たな可能性が期待される。開発領域としては再生医療領域およびドラッグ・デリバリー・システム領域における活用を計画しているとのことである。

当該技術は、特定の6残基のペプチドが自己集合することによって超分子構造のらせん状ファイバーを形成する性質を利用したものである。同ペプチドは疎水性の尾部と親水性の頭部を持ち、αヘリックス構造を取った中間体が集合してβターン構造に変化することにより、機械的強度や熱安定性の高いハイドロゲルを形成する。また、同社グループのPuraMatrixを代表とするβシート型ペプチドハイドロゲルと同様に生体適合性が高く、生体に注入可能であるため、細胞・薬剤の担体として利用可能である。そのため、骨の再生における細胞足場や徐放担体としての応用や、超短鎖であることによるペプチド合成コストの大幅な低減も期待されるとしている。

2014年4月

2014年4月1日、同社は、自己組織化ペプチド技術の創傷治癒・皮膚再建材への適用に関する特許が国内で成立したと発表した。

当該特許は、自己組織化ペプチドによる創傷治癒・皮膚再建に関する特許で、自己組織化ペプチドを創傷部へ塗布することで、治癒後に瘢痕を残さず、患部の美観が損なわれない有用性が示されている。当該分野に関して、同特許にある知見を基礎として、米国において臨床応用に向けた創傷治癒材（TDM-511）の開発を進めている。

同社は、現段階においては、当該特許取得による2014年4月期以降の業績への影響はないとしている。

2014年2月

2014年2月13日、同社は、自己組織化ペプチド技術の「膵臓再生特許」に関する特許取得を発表した。

同社によれば、同社が国立大学法人岡山大学と共同で出願していた自己組織化ペプチド技術について、膵臓再生への適用に関する特許が米国で成立した。

当該特許は、自己組織化ペプチドを足場にして培養する方法とその応用に関する特許で、自己組織化ペプチドによる3次元足場環境下で膵島（膵臓の中でインスリン等を分泌する細胞塊）を培養することの有用性が示されている。

臓器移植において、移植する細胞・組織の生理的機能維持が課題となっており、膵島の培養技術が確立された際には、糖尿病患者に対する膵島移植の分野に貢献することが可能となる。一般的に膵島の培養では、2次元的（平面的）な培養面で継代培養を重ねると、細胞の機能が消失することが知られており、機能が維持された細胞を培養することは難しく、多くの研究が進められている。本特許に示された3次元培養法は膵島の機能を維持できる培養方法の一つになり得る可能性があり、膵島移植の技術の確立しいては糖尿病治療に貢献することが期待できる。

2014年1月

2014年1月31日、同社は、特許侵害に対しての提訴に関して発表した。

同社の米国子会社である3-D Matrix, Inc.は特許権者であるマサチューセッツ工科大学（以下、MIT）と共に、マサチューセッツ州の連邦地方裁判所に対し、株式会社メニコン（以下、メニコン社）およびB-Bridge International社（以下、B-Bridge社）に対する特許侵害の申立を行った。また、3-D Matrix, Inc.は米国特許庁に対してメニコン社が保有する特許の正当性に対する異議申立を行った。

今回の特許侵害の申立内容は、メニコン社の製品であるPanaceaGel™が自己組織化ペプチドおよびその使用法に関する2つの特許を侵害しているというものである。連邦地方裁判所に対する申立は、メニコン社および B-Bridge社による将来の侵害および現在進行している侵害に基づく金銭的損害を差し止める命令を求めるものである。

また、3-D Matrix, Inc.が異議申立を行った特許は、メニコン社製品の PanaceaGel™をカバーするものと主張されている特許である。3-D Matrix, Inc.は MIT教授であり3-D Matrix, Inc.の創設者であるShuguang Zhang 氏が真正な発明者であることをメニコン社が認めていないとして、メニコン社による不作為を主張するために米国特許庁に対してメニコン社の特許の再審査請求の申立を行っている。

2014年1月15日、同社は、吸収性局所止血材「TDM-621」のCEマーク指令適合について発表した。

同社欧州子会社3-D Matrix Europe SAS.が欧州における吸収性局所止血材「TDM-621」の販売開始に必要なCEマークの指令適合について、2014年1月14日付で第三者認証機関より認証を受けた。これによりEU加盟国域内での「TDM-621」の製品販売の開始が可能となった。また、製品の輸出時に求められる規格の証明にもなることから、日本で製造・輸出を開始し製品提供を開始する。

同社がターゲットにしている欧州市場は約1,000億円の規模があると推定されており、オセアニア・ASEAN地域等の複数国でも臨床試験を必要とせずに承認申請が可能となる。

なお、本件による2014年3月期業績予想への影響は軽微であり。2013年6月13日に公表の中期経営計画への影響に

ついては精査中であり、本件内容を織り込んだ段階で速やかに公表するとしている。

大株主

大株主上位10名	所有株式数の割合
永野　恵嗣	8.07%
BBH For Oppenheimer Global Opportunities Fund	4.20%
扶桑薬品工業株式会社	2.99%
株式会社SBI証券	2.69%
株式会社アイル	1.87%
CBHK-KOREA SECURITIES DEPOSITORY-DAISHIN	1.49%
CYPRESS JAPAN合同会社	1.49%
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP.	1.41%
ニュー・メディア・ジャパン・インコーポレイテッド	1.16%
MLPFS CUSTODY ACCOUNT	0.94%

出所：会社データよりSR社作成
（2015年4月30日現在）

同社の大株主には、販売、業務提携先企業が名を連ねている。上場前には24.6%、上場時9.1%であったベンチャーキャピタルによる保有比率は2014年4月末時点では1%未満となっている。

株主還元

配当金に関しては累積損失が一掃された段階で、そのときの財務状態並びに業績動向を勘案して実施するかどうか判断していくとしている。経営陣は株主配当に対して前向きに検討しているとコメントしている。

トップ経営者

永野恵嗣代表取締役会長

米国3-D Matrix,Inc.設立時からの出資者の一人。2004年には、3-D Matrix, Inc から特許権の日本における実施権の再許諾を受け、スリー・ディー・マトリックス・ジャパンを設立した。エクソン、ベイン･アンド･カンパニーを経て、2000年ニュー･メディアに参画、ニュー･メディア･ジャパン・インコーポレイテッド日本における代表に就任。ベイン･アンド･カンパニーの東京事務所にてヴァイス・プレジデント。ベイン韓国事務所設立にあたり中心的な役割を果たし、韓国事務所代表を4年間務める。ベイン･アンド･カンパニーでは様々な業種のクライアントとのプロジェクトを手掛けるも、通信、ハイテク、エンターテイメント、ヘルスケア業界での経験は特に豊富だという。コロンビア大学経営学修士（MBA）。

髙村健太郎代表取締役社長

医療機器、生体材料、医薬品の開発に長年携わり、1999年日本で初めてヒト細胞・組織を用いた製品を開発する企業として株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング（JASDAQ 7774）を設立、取締役研究開発部長に就任。2002年より株式会社メディネット（東証マザーズ2370）取締役COOとして細胞医療支援事業を展開、2003年10月株式上場（東証マザーズ）を果たす。2005年より同社取締役就任、2007年より現職。東京医科大学医学博士。

岡田淳取締役副社長

1998年よりベイン・アンド・カンパニーの東京事務所においてコンサルタントとして勤務。ベンチャーキャピタルのバイオ投資支援、製薬企業の開発支援（1年間常駐）なども含め多数のプロジェクトに携わる。2005年よりスリー・ディー・マトリックス経営企画担当、2007年に取締役就任、2012年7月より現職。フランスINSEAD校経営学修士（MBA）。

新井友行取締役

1996年より株式会社プロネクサスに勤務、多数の上場企業・株式上場予定企業の案件に携わる。2006年よりCSBAコンサルティング株式会社にて株式上場・内部体制管理のコンサルティングに従事、2007年よりCSBAインベストメント株式会社取締役に就任。2008年には株式会社アスコットの株式上場（JASDAQ）を果たす。2008年より同社勤務、コンプライアンス・経営企画担当を経て2012年7月より取締役就任。

坪井一晴取締役

2000年よりベイン・アンド・カンパニーの東京事務所においてコンサルタントとして勤務、2006年にベイン・アンド・カンパニー東南アジア（シンガポール）に移籍し、東南アジア、インド、オーストラリアの保険、小売、通信、エネルギーなどの分野のプロジェクトに携わる。2008年にシンガポールにてテマセックホールディングス（シンガポール政府が所有する投資会社）に入社。アジア及び中東を中心とした投資先企業への戦略的助言、事業評価などに従事。2012年に3-D Matrix Asia Pte. Ltd.を設立し取締役に就任、2015年7月同社取締役就任。

従業員

2015年4月末現在、連結従業員数は33名。単体は、従業員数18名。平均年齢は40.2歳、平均勤続年数は4.6年であった。

自社で開発・製造・販売などの組織はほとんどもたず、それぞれにおいて外部企業と提携して事業展開している。

ところで

用語集

IDE

Investigational Device Exemptionの略称。FDA（米国食品医薬品局）への新医療機器の臨床試験実施のための医療機器に関する適用除外申請。

足場材

体内にあるコラーゲン等の細胞間マトリックスであり、細胞増殖のための足場となるもの。

アスパラギン酸（D）

タンパク質を構成する酸性アミノ酸の一種。ヒトの非必須アミノ酸であり、天然に存在し食物では肉類・大豆・牛乳に多く含まれる。略号はD又はAspで表記される。

アミノ酸

同一分子内にカルボキシル基（-COOH）とアミノ基（NH2）を有する化合物。

アラニン（A）

タンパク質を構成する中性アミノ酸の一種。ヒトの非必須アミノ酸であり、天然に存在し食物では肉類・大豆・牛乳に多く含まれる。略号はA又はAlaで表記される。

アルギニン（R）

タンパク質を構成する塩基性アミノ酸の一種。ヒトの非必須アミノ酸であり、天然に存在し食物では肉類・大豆・牛乳に多く含まれる。略号はR又はArgで表記される。

ADME試験

ADMEとはAbsorption（吸収）・Distribution（分布）・Metabolism（代謝）・Excretion（排泄）の頭文字をとった名称で、医薬品等が体内に服用されてから体外に排泄されるまでの経過のこと。ADME試験とは、体内にある薬又は同等物の体内での存在期間、排出過程を時間単位で追跡していく薬物の動態試験。

siRNA

21－23塩基対から成る低分子二本鎖RNA。siRNAはRNA干渉（RNAi）と呼ばれる現象に関与しており、伝令RNA（mRNA）を分解することによって配列特異的に遺伝子の発現を抑制する。siRNAは体内に投与されると直ちに分解されてしまうという大きな欠点を持っている。そのため、血中に投与できる製剤とするためには、確実な細胞内デリバリー技術による安定化は必要不可欠とされる。

MTA契約

Material Transfer Agreement（試料提供契約）の略。遺伝子、実験用動植物、抗体などの研究試料を、第三者（研究者）との間で授受する際に、試料の使用に関するとりきめを行なう契約。

界面活性剤（物質）

少量で液体の表面張力を低下させる物質。

冠動脈バイパス術

虚血性心疾患の治療法で、心臓に血液を送る冠動脈の狭窄、閉塞による血流量の低下を解消するために、大動脈等から血管をつなぐことで、血流量の回復をはかる手術。

契約一時金

医薬品・医療機器等の研究開発における共同開発契約や独占販売権許諾契約の締結時に、契約相手先企業から新規製品開発企業へ支払われる一時金。

血管内塞栓促進用補綴材

血管内に投与して塞栓を形成させ（血管を詰まらせ）、病巣部の血流を遮断することで病巣部の治療を意図する医療機器。

ゲル化

液体的な柔軟性を持ちつつ、個体のような弾力性を有する吸収性高分子素材であるゲルを生成すること。

細胞外マトリックス
細胞の外側にあるコラーゲンなどの構造タンパク質、細胞の生着・増殖等を支える足場（Scaffold）材。

GLP
Good Laboratory Practiceの略称。医薬品・医療機器の開発のために行われる前臨床試験（動物試験等、特に安全性試験）のデータの信頼性を確保するための実施基準。

自家骨
自分自身の骨。

自己組織化ペプチド
生理的条件下（中性pH、塩の存在）に置くと、ペプチド分子同士が規則的に集合し、ナノファイバーを形成するペプチド群。

償還価格
健康保険の給付対象となる医療機器等について、厚生労働省が定めた価格。

人工血管置換術
動脈瘤等の血流を阻害する箇所を切除して、合成繊維でできた人工血管に置き換えて血流を改善する手術。

滲出性出血（しんしゅつせいしゅっけつ）
出血状態の分類の一つで、滲み出るような弱い出血。

前臨床試験
医薬品や医療機器の製造承認申請に際し、開発段階で、ヒトへ使用する（臨床）前に、複数種類の動物で生体への基礎的な効果（安全性・有効性）を評価・証明する科学的データを取得するために実施する試験。

他家骨
他人の骨。

担体
吸着や触媒活性を示す物質を固定する土台となる物質。

DDS
必要な薬物を必要な部位で必要な長さの時間、作用させるための薬物送達システム（工夫や技術）。Drug Delivery Systemの略称。

内視鏡的粘膜下層剥離術
癌の周囲にヒアルロン酸などの薬液を注射し、十分な粘膜下膨隆を作ったうえで、さまざまな電気メスを用いて、癌を少しずつ切りはがしていく、早期胃癌や早期食道癌に対する比較的新しい手術方法。電気メスを用いて切り取るため、内視鏡的粘膜切除術とは異なり、切除する組織の大きさに制限がなく大きい病変を一括して切除することが可能。

内視鏡的粘膜切除術
内視鏡を用いて筋層以下（粘膜下層の奥）に障害を与えずに、粘膜下層の深さで粘膜層をスネアと呼ばれるワイヤーに高周波電流を流して組織を回収することで、早期癌やポリープなどを治療する手術。

pH
酸性、アルカリ性を表す指標（水素イオン濃度）。

bFGF
塩基性線維芽細胞成長因子。創傷時における線維芽細胞増殖や血管新生に関与する。

PDGF
血小板由来成長因子。主に間葉系細胞（線維芽細胞、平滑筋細胞、グリア細胞等）の遊走及び増殖などの調節に関与する。

PuraMatrix製品
自己組織化ペプチド技術を用いたハイドロゲルの第一世代商品であり、体を構成するアミノ酸であるアルギニン（R）、アラニン（A）、アスパラギン酸（D）からなる繰り返し配列である16残基のペプチド（RADA16）。

フィブリノゲン
血液凝固因子の一つで、線維素性の血漿蛋白原。

ブリッジング
薬事規制が異なる国の間で、前臨床試験・臨床試験データを共有して薬事承認申請をすること。

プレフィルドシリンジ
治療等に必要である医薬品が注射器（シリンジ）にあらかじめ充填され、すぐに使用できる状態のもの。

ペプチド
アミノ酸が2個以上結合した化学物質（結合するアミノ酸の数によってジペプチド、ポリペプチドなどとも呼ばれる）。

マイルストーンペイメント
医薬品・医療機器等の研究開発における共同開発契約や独占販売権許諾契約に基づき、開発進捗に伴い契約相手先企業から新規製品開発企業へ支払われる金員。

リシン
タンパク質を構成するアミノ酸の一種。ヒトの必須アミノ酸であり、穀物中には豊富には含まれないが、豆類には豊富である。肉、魚にも多く含まれる。略号はK又はLysで表記される。

臨床試験
薬事承認の取得を目的として、未承認の医薬・医療機器をヒトに投与してデータ収集し、ヒトに対する安全性・有効性を検証する試験。

企業概要

企業正式名称	本社所在地
株式会社スリー・ディー・マトリックス	102-0083 東京都千代田区麹町3-2-4 麹町ＨＦビル7階
代表電話番号	**上場市場**
03-3511-3440	ジャスダック
設立年月日	**上場年月日**
2004年5月19日	2011年10月24日
HP	**決算月**
http://www.3d-matrix.co.jp/index.html	4月
IRコンタクト	**IRページ**
	http://www.3d-matrix.co.jp/ir/index.html

株式会社シェアードリサーチについて

株式会社シェアードリサーチは今までにない画期的な形で日本企業の基本データや分析レポートのプラットフォーム提供を目指しています。さらに、徹底した分析のもとに顧客企業のレポートを掲載し随時更新しています。SR社の現在のレポートカバレッジは以下の通りです。

株式会社アイスタイル
あい ホールディングス株式会社
株式会社アクセル
アクリーティブ株式会社
アズビル株式会社
アズワン株式会社
アニコムホールディングス株式会社
株式会社アパマンショップホールディングス
アンジェスMG株式会社
アンリツ株式会社
アートスパークホールディングス株式会社
株式会社イエローハット
イオンディライト株式会社
株式会社伊藤園
伊藤忠エネクス株式会社
株式会社インテリジェント ウェイブ
株式会社インフォマート
株式会社イード
株式会社Aiming
株式会社エス・エム・エス
SBSホールディングス株式会社
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社
エレコム株式会社
エン・ジャパン株式会社
株式会社オンワードホールディングス
亀田製菓株式会社
株式会社ガリバーインターナショナル
カルナバイオサイエンス株式会社
キヤノンマーケティングジャパン株式会社
KLab株式会社
株式会社クリーク・アンド・リバー社
グランディハウス株式会社
ケネディクス株式会社
株式会社ゲームカード・ジョイコホールディングス
株式会社ココカラファイン
コムシスホールディングス株式会社
サトーホールディングス株式会社
株式会社サニックス
株式会社サンリオ
株式会社ザッパラス
株式会社シーアールイー
シップヘルスケアホールディングス株式会社
シンバイオ製薬株式会社
株式会社ジェイアイエヌ
Jトラスト株式会社
株式会社じげん
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
GCAサヴィアン株式会社
スター・マイカ株式会社
株式会社スリー・ディー・マトリックス
ソースネクスト株式会社
株式会社髙島屋
タキヒヨー株式会社
株式会社多摩川ホールディングス
株式会社ダイセキ
中国塗料株式会社
株式会社チヨダ
株式会社ティア
DIC株式会社
株式会社デジタルガレージ
株式会社TOKAIホールディングス
株式会社ドリームインキュベータ
株式会社ドンキホーテホールディングス
内外トランスライン株式会社
長瀬産業株式会社
ナノキャリア株式会社
日進工具株式会社
日清紡ホールディングス株式会社
日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
日本駐車場開発株式会社
株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ
伯東株式会社
株式会社ハーツユナイテッドグループ
株式会社ハピネット
ピジョン株式会社
フィールズ株式会社
株式会社フェローテック
フリービット株式会社
平和不動産株式会社
株式会社ベネフィット・ワン
株式会社ベリテ
株式会社ベルパーク
株式会社VOYAGE GROUP
松井証券株式会社
株式会社マックハウス
株式会社マネースクウェアHD
株式会社 三城ホールディングス
株式会社ミライト・ホールディングス
株式会社メガネスーパー
株式会社メディネット
株式会社夢真ホールディングス
株式会社ラウンドワン
株式会社ラック
リゾートトラスト株式会社
株式会社良品計画
レーザーテック株式会社
株式会社ワイヤレスゲート

※投資運用先銘柄に関するレポートをご所望の場合は、弊社にレポート作成を受託するよう各企業に働きかけることをお勧めいたします。また、弊社に直接レポート作成をご依頼頂くことも可能です。

ディスクレーマー

本レポートは、情報提供のみを目的としております。投資に関する意見や判断を提供するものでも、投資の勧誘や推奨を意図したものでもありません。SR Inc.は、本レポートに記載されたデータの信憑性や解釈については、明示された場合と黙示の場合の両方につき、一切の保証を行わないものとします。SR Inc.は本レポートの使用により発生した損害について一切の責任を負いません。
本レポートの著作権、ならびに本レポートとその他Shared Researchレポートの派生品の作成および利用についての権利は、SR Inc.に帰属します。本レポートは、個人目的の使用においては複製および修正が許されていますが、配布・転送その他の利用は本レポートの著作権侵害に該当し、固く禁じられています。
SR Inc.の役員および従業員は、SR Inc.の調査レポートで対象としている企業の発行する有価証券に関して何らかの取引を行っており、または将来行う可能性があります。そのため、SR Inc.の役員および従業員は、該当企業に対し、本レポートの客観性に影響を与えうる利害を有する可能性があることにご留意ください。

金融商品取引法に基づく表示

本レポートの対象となる企業への投資または同企業が発行する有価証券への投資についての判断につながる意見が本レポートに含まれている場合、その意見は、同企業からSR Inc.への対価の支払と引き換えに盛り込まれたものであるか、同企業とSR Inc.の間に存在する当該対価の受け取りについての約束に基づいたものです。

連絡先

株式会社シェアードリサーチ／Shared Research.inc
東京都文京区千駄木3-31-12
http://www.sharedresearch.jp
TEL：(03)5834-8787
Email: info@sharedresearch.jp